

ネパール国
財務省

ネパール国
人材育成奨学計画（JDS）

準備調査報告書

2023年5月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社日本開発サービス（JDS）

資金
JR
23-011

要約

1. 調査概要

(1) 調査の背景と目的

人材育成奨学計画（以下、JDS¹）事業は、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受け入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること²」を目的として、2022年度末時点で、全世界からおおよそ5,700名の留学生を受け入れている。

ネパール国（以下、ネパール）では、2015年度よりJDS事業第1フェーズが開始され、毎年20名の修士留学生を受け入れてきた。2019年度に開始された第2フェーズでは、毎年20名の修士枠に加え、毎年2名の博士の受入が開始された。今般、第2フェーズ第4バッチの留学生（2023年度来日）の受入をもって第2フェーズが終了するため、ネパール政府からのJDS事業の継続要請を受け、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、ネパールの開発課題の状況並びに我が国の援助方針に照らし、第3フェーズとして2024年度以降から2027年度にかけて来日する留学生のための新たな計画策定に向けた準備調査が実施されることとなった。

(2) 調査目的

本調査の主な目的は以下の通りである。

- ・ ネパールの現状とニーズを調査分析の上、2023年度から2026年度までの4期分（2024年度に留学生受入開始）の留学生受入計画を策定する。
- ・ JDS事業第3フェーズ、実施体制等の説明をネパール側に行い、合意を得る。
- ・ JDS本体実施準備に向け、留学生受入計画の下、JDS重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

(3) 調査手法

本調査では、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等の調査手法を使用した。

2022年10月 : 第1回現地調査

2023年1月 : サブ・プログラム基本計画案の作成と先方政府への説明、第2回現地調査

2023年2月 : 事業規模の算定

¹ 英語名称は The Project for Human Resource Development Scholarship であるが、当初は、Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship となっていた経緯から、JDS が略語となっている。

² 独立行政法人国際協力機構（No date）人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/summary/JDS.html（2022年11月15日参照）

(4) 調査結果

1) JDSネパールの枠組み

ネパール政府との現地協議において、ネパールJDS事業のサブ・プログラム、コンポーネント、受入大学が以下の表の通り決定された。

ネパールJDSの枠組み（2024年度～2027年度受入）

サブ・プログラム	コンポーネント	受入大学	研究科	受入人数
1 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発	1-1. 財政・経済政策	早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科	6
		立教大学大学院	経営学研究科	
		広島大学大学院	人間社会科学研究科	
2 ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	6
		山口大学大学院	経済学研究科	
		国際大学大学院	国際関係学研究科	
	2-2. 国際関係の構築	立命館大学大学院	国際関係研究科	4
		広島大学大学院	人間社会科学研究科	
	2-3. 法制度整備支援	九州大学大学院	法学研究院	4
		慶應義塾大学大学院	法務研究科	

※ 太字で示した大学・研究科は次年度（2024年）からの新規受入大学である。

2) 受入人数

2019年度から2023年度に実施されている第2フェーズでは、最大22名（修士：20名、博士：2名）の留学生が毎年受け入れられてきた。第3フェーズでの受入人数についても、最大22名（修士：20名、博士：2名）での受入が妥当であるとネパール政府側と合意された。

修士課程における受入人数の妥当性については、これまでの第1フェーズ・第2フェーズでの事業効果の発現、各省庁のニーズ調査、第3フェーズの推定応募者倍率の予想等から検証を行った。

これまでの事業効果については、①ネパール政府内に日本の大学院で修士号を取得した100名の帰国留学生が輩出されていること、②帰国留学生の100%が留学前と同等あるいはそれ以上の職位で勤務を継続していること、③帰国留学生の34.0%が昇進し、そのうち1名が次官級、4名が局長級に昇進していること、④政策策定への貢献、所属先の機能強化、二国間の関係強化、アカデミックな国際的ネットワーク構築への貢献等が確認された。

ネパールJDSデータシート（2023年3月時点）

年間受入上限人数	第1フェーズ	修士20名	
	第2フェーズ	修士20名／博士2名	
来日実績	合計	合計143名（修士140名・博士3名）	
	性別	男性116名、女性27名（女性の割合18.9%）	
帰国留学生 *2023年3月時点で は帰国生は修士のみ	合計	100名	
	学位取得者	100名	
	学位取得率	100%	
	復職率	100%	
	職種	行政職 : 64名 司法職 : 10名 経済計画・統計職 : 7名 その他 : 6名 工学職 : 5名 教育職 : 5名 外務職 : 1名 会計検査職 : 1名 国会職 : 1名	
	昇進者	34名（34.0%）	
	管理職率 （課長以上）	応募時	14名（14.0%）
		現在	45名（45.0%）

JDS事業による人材育成ニーズについては、第3フェーズのコンポーネントの主要対象省庁20省庁に対してアンケートを実施した。その結果、主要対象省庁が今後4年間で実施するJDS事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数は1年あたり合計で124名³（財政・経済政策40名、行政運営能力強化支援45名、国際関係の構築20名、法制度整備支援19名）に達し、JDS事業がネパール政府内の人材育成に貢献することへの大きな期待が確認できた。

更に第3フェーズの推定応募者倍率については、第2フェーズの応募者数をもとに、第3フェーズの枠組みで応募者倍率を予測したところ、平均的倍率は7.3倍と推定された。⁴

博士課程については、受入継続の妥当性、及び受入人数、応募者倍率の推定、来日中の博士課程の留学生の研究の進捗状況、博士号取得者のネパール政府での貢献事例、政府内での博士課程のニーズ等を「2-1-4 博士課程への受入継続の検討」で示すとおり検証し、博士課程の受入を現行の2名を上限とし引き続き受け入れることが妥当であるとの結論に至った。

過去3年間の博士課程の応募者数は、2019年には11名、2020年には9名、2021年には6名であり、毎年定員数の3倍以上の応募率を示している。指導教員からの推薦状が取得できず応募に至らなかった者を含めると、毎年定員数の10.5倍以上の応募倍率に及んでいる⁵。

ネパールJDS事業の博士課程への留学生受入については、まだ間もないため帰国留学生を輩出するに至っていないが、現在までに3名が来日しており、指導教官とのモニタリングからも全員が研究計画書に基づき順調に研究を進めている。

主要対象省庁へのアンケート調査では、他国ドナーの奨学金等により博士号を取得した人

³ 添付資料 7-4 参照

⁴ 第3フェーズ4年間の合意受入上限数（80名）に対して、第2フェーズ1~4バッチ分の応募者（635名）より、新フェーズで除外されるインフラ開発の応募者数合計（54名）を除外した応募者数（581名）をもって想定倍率（7.3倍）を算出した。（添付資料 7-1）

⁵ 推薦状取得支援依頼者数は2019年21名、2020年36名、2021年21名。

材の活躍事例を「表-19 博士号取得者の活躍事例」で示すとおり検証し、第3フェーズの4つのコンポーネント全てにおいて確認できたことから、博士号のニーズは高いと推定された。更に、連邦総務省、工業・商業・供給省、農業省には10名以上、国家計画委員会、最高裁判所には5名以上の博士号取得者が在籍しており、主要対象省庁のニーズ調査によると、回答者の72.2%⁶が博士号取得者は政策策定・実施において大きな役割を果たしていると回答した。また自分が所属している省庁では今後も博士号取得者が必要であると思うという質問では、全ての省庁から必要であるとの回答だった⁷。

政府内での博士課程のニーズとしては、主要対象省庁が今後4年間で実施するJDS事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数は1年あたり合計89名⁸に上り、ネパール政府における博士号取得を通じた高い知識を有する人材育成に向けたJDS事業への期待が伺えた。

更に、公務員の人事・人材育成を所掌する連邦総務省への第1次現地調査時の聴き取りでは、博士枠の増員の要望もあった。

3) 重点分野（サブ・プログラム）と開発課題（コンポーネント）

第3フェーズでは第2フェーズと同様に2つのサブ・プログラムから構成される。ただし、第2フェーズのサブ・プログラム「1.経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発基盤整備」は、第3フェーズでは「1.経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発」に修正された。

コンポーネントについては、第2フェーズのサブ・プログラム「1.経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」は、3コンポーネント（「1-1. 経済政策」、「1-2. 産業振興政策」、「1-3. インフラ開発」）から構成されていたが、第3フェーズのサブ・プログラム「1.経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発」では「1-1. 財政・経済政策」の1つのコンポーネントに取りまとめられ、受入人数も変更された。第2フェーズで新たに追加されたインフラ開発については、第3フェーズではJDS事業のコンポーネントから除外し、引き続きインフラ開発分野での留学生受入が必要な場合はJICAの長期研修によって検討することとし、JDS事業とJICA長期研修との棲み分けを明確にした。

サブ・プログラム「2.ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」については、第2フェーズと同様に3つのコンポーネントから構成されており変更はないが、「2-2. 国際関係の構築」については、留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築というJDS事業から期待される効果の達成を目指すため、「2-3. 法制度整備支援」については、国家の基盤となる各種法律の整備と民主的プロセスを通じた国家づくりが持続的な経済発展に不可欠であり、民主主義を定着させることは、経済成長の実現にとっても重要であることから、受入人数が倍増された。

⁶ 添付資料 7-4 参照 有効回答 18 省庁

⁷ 添付資料 7-4 参照 質問票に「不要」と回答した回答者にその理由を電話で確認したところ、質問の意味が理解できておらず、回答は「必要」との事であった。よって全省庁からの回答を「必要」とした。

⁸ 添付資料 7-4 参照

修士レベル： 第2フェーズ・第3フェーズの受入枠組

第2フェーズ			第3フェーズ		
サブ・プログラム	コンポーネント	人数	サブ・プログラム	コンポーネント	人数
1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備	1-1. 経済政策	5	1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発	1-1. 財政・経済政策	6
	1-2. 産業振興政策	3			
	1-3. インフラ開発	2			
2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	6	2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	6
	2-2. 国際関係の構築	2		2-2. 国際関係の構築	4
	2-3. 法制度整備支援	2		2-3. 法制度整備支援	4
上限人数		20	上限人数		20

4) 対象機関

本調査では、ネパールの連邦制は未だ移行期であり、州政府及び地方政府による公務員の採用は期限付き職員に限られており、JDS事業の対象者である官報公示職（Gazetted Officer）⁹が連邦政府から州・地方政府に配置されており、連邦政府の省庁間及び州・地方政府の機関に約2年ごとに異動していることが確認された。そのため、ネパール側とは、階層（連邦・州・地方）や省庁に限定せず引き続き全省庁所属の官報公示職を対象とすることで合意に至った。ネパールではJDS事業を含むドナーによる公務員を対象とする全ての奨学事業は、連邦総務省と関連省庁から構成される奨学金委員会によって管理されており、対象機関の選定については、これまで同様に募集開始にあたり、全省庁を対象とするネパールJDS事業の方針に従い、連邦総務省が作成し事前に奨学金委員会が承認した対象機関リストを、JDSの運営委員会（以下、5）で承認して決定するプロセスが継続されることになる。

5) 運営委員会体制

運営委員会の体制については、現行フェーズに引き続き、ネパール側3機関（財務省、連邦総務省、外務省）、日本側2機関（在ネパール日本国大使館、JICAネパール事務所）とすることで合意された。

(5) 妥当性の検証

ネパールJDS事業の妥当性については、①ネパールの開発計画との整合性、②我が国のネパールに対する開発協力方針との整合性、③我が国の無償資金協力による実施の妥当性、④我が国の外交政策との整合性の4つの観点から検証した。

ネパール第15次国家計画には、10の長期的国家ゴールが示されている。JDS事業は、人材育成事業である点から、1.2「人的資本の可能性の開発と最大限の利用」に貢献する。各コンポーネントについては1-1.「財政・経済政策」は1.4「高く公平な国民所得」に直結し、2-1.「行

⁹ ネパールの公務員は高い資格要件を必要とし、官報公示を経て任用され、政策策定を担う官報公示職と、高い資格要件が不要で、各機関の長官が任用できる官報非公示職に区分されており、JDS事業は将来指導者層となることが期待される行政官を対象とすることから官報公示職が対象となっている。

政運営能力強化支援」2-2.「国際関係の構築」2-3.「法制度整備支援」は2.4「良い統治」2.5「包括的な民主社会」に直結しており、JDS事業はネパールの開発計画との高い整合性がある。

我が国の対ネパール国別開発協力方針（外務省、2021年）では大目標「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」のもと、重点分野（中目標）「(1) 経済成長及び貧困削減」、(2) 防災及び気候変動対策」、(3) ガバナンスと民主化の強化」が挙げられている。また対ネパール国別開発協力方針事業展開計画（外務省、2022年）において、重点分野「(3) ガバナンスと民主化の強化」で、開発課題「3-1) ガバナンスにかかる人材育成」、開発課題「3-2) 法整備支援」をネパールの開発課題として挙げている。JDS事業は「ガバナンスと民主化の強化」における実施プロジェクトとして位置づけられ、我が国の協力方針と合致する。JDS事業の第3フェーズでは、開発課題（コンポーネント）として、1-1財政・経済政策、2-1行政運営能力強化支援、2-2国際関係の構築、2-3法制度整備支援を挙げており、国別開発協力方針と高い整合性がある。

3章の「3-4-3 過去のJDSの成果状況」の(3) ネパールの開発課題解決への貢献、及び(4) 二国間関係寄与に記載の通り、帰国留学生の約半数にあたる49.2%が政策策定に貢献した帰国留学生を対象とした調査で回答し、法令は7事例、政策は17事例、開発計画は4事例、標準作業手順書等3事例とともに、国家政策、法令、国家計画策定におけるJDS留学生の貢献のグッドプラクティスを確認した。二国間関係強化についても、同アンケート調査では回答者の85%が、帰国後日本とネパールの二国間関係強化に貢献していると回答し、グッドプラクティスを4事例確認した。無償資金協力によるJDS事業の実施は、後発開発途上国（LDC）であるネパールが抱える開発課題に対応する優秀な行政官の育成、二国間強化に貢献する人材育成に高く貢献し、二国間関係強化に寄与するものと考えられ、無償資金協力による支援は高い妥当性がある。

我が国の外交政策との整合性では、南アジアに位置するネパールにおけるJDS事業は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）のための新たなプラン¹⁰」の4つの柱のうち「多層的な連結性」で提唱されている取り組みの一つである「人」の連結性を更に発展させた「知」の連結性の強化」と合致しており、我が国の外交政策との整合性も高い。

以上のように、ネパールJDS事業はネパールの国家開発に人的資本の可能性の開発と最大限の利用を通して貢献するプロジェクトであり、我が国の援助政策・方針、及び外交政策との整合性も高く、実施の妥当性が非常に高いことが確認された。

(6) 概略事業費

第3フェーズの第1期JDS留学生に対する募集・選考から修学後の帰国に至るまでの事業費総額は、4.26億円と見積もられる。同事業費総額は、第1期JDS留学に係る事業費であるため、第2期以降、次フェーズが終了する第4期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文（E/N）上の供与限度額を示すものではない。

¹⁰ 外務省（2023）「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプラン
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477659.pdf>（2023年4月12日参照）

- ・ 日本側負担経費：4.26億円（2023年度事業5カ年国債）
- ・ ネパール側負担経費：なし
- ・ 積算条件
 - 積算時点：2023年1月
 - 為替交換レート：1米ドル=142.37円、1ネパール・ルピー=1.07860円
 - 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。
 - その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2. 提言

本準備調査で得られたJDSネパールの事業実施における提言は、以下の通りである。

(1) 戦略的なデザイン改善

1) 選定の戦略化

本調査では、先方政府の開発課題とともに、日本政府の外交方針や重点支援分野を反映して受入計画が策定された。特に二国間関係の強化に深く関係する「国際関係の構築」コンポーネントについては、重点対象機関である外務省の職員数が限られており、留学のための長期休暇を与えられる人数に限りがあるため、対象機関を外務省のみに限定することとはしないものの、受入上限人数はそれまでの2名から4名に強化されることになった。

ネパールJDS事業第2フェーズでは、応募者の二国間関係強化への貢献の可能性を総合面接で評価できるよう、応募書類や評価シートの改善がなされ、実施代理機関（以下、代理機関）が外務公務員を対象として積極的な応募勧奨を外務省と連携して実施し、その効果が確認された。

我が国との関係強化に貢献できる、二国間関係のより絞った開発課題を担う政策担当者の育成のためには、戦略な選考について、運営委員会を中心とした関係者で今後も検討を続けることを提案する。具体的には、以下に関する議論が可能と思われる。

- ・ 応募時により高い職位である
- ・ （昇進加算のある研修を終えている等）帰国後昇進が見込まれる条件を保持している
- ・ コンポーネントへの貢献が特に期待される職種である（経済・財政政策：経済計画・統計職、国際関係の構築：外務職、法整備制度支援：司法職）

2) 基本枠組み：1年修了プログラムの導入

新フェーズの基本枠組みの検討過程では、法制度整備支援コンポーネントについて、対象機関人材育成担当官から、現行フェーズの受入大学が2年コース以外に1年で修了できるコースを設置していることに関し、ネパールJDS留学生についても1年で修了できるコースを選択できることが望ましいとの要望があった。ネパールJDS事業では二国間関係強化の観点から、事業効果として長期の留学期間を確保し、より多くの経験を得られることを重視しているが、長期の不在を避けたい優秀な応募者は、他国ドナーによる1年で修了できる奨学金事業を選択していることが予想される。実際、他国のJDS事業の中には、1年で修了できるコースを導

入しているJDS対象国もあるため、ネパールJDS事業の実施枠組においても、1年修了プログラムの導入の検討を提案する。

導入に際しては短期間で成業できることに加え、JDS事業の目的でもある二国間関係強化の寄与に繋がる付加価値プログラムの効率的な実施に留意する必要がある。前者については、研究計画の質の高い人材の選考に留意し、入学までに研究計画の完成度を高めるための支援を検討する。来日前後、冬季・春季の大学の休暇時期には、JDSの付加価値を高めている日本語研修、行政官交流会、知日派プログラム、JICA開発大学院連携プログラム¹¹などを、対面とオンラインで効率よく実施することも重要となる。

3) 来日前：日本語研修の改善の検討

ネパールJDS事業第2フェーズでは、日本語研修の時間を以前より増やし、留学生が速やかに新しい生活に馴染めるよう、支援をしてきた。しかし、連邦総務省及び2021年度に来日したネパールJDS生からは、来日前の語学研修は、業務との両立が困難である、日本語研修期間に研究休暇を利用できないという課題が確認された。

また日本語研修機関からは、N5¹²レベルの日本語能力の習得という到達目標の設定について、60時間相当の「サバイバルのための日本語能力」の習得を目標とする提案があった。

来日前の語学研修については開始時期を早める、地方勤務者へ配慮の必要性等を鑑みオンラインでの参加を認める、来日後については大学が提供する設置する語学コースを受講する、大学の休み中にJDS事業で日本語研修を開講する等、大学院のスケジュールに合わせて、語学研修のタイミングを柔軟変更することで、学習時間を確保する方法も検討してはどうかと思われる。日本語研修については、シラバス及び実施形態と実施時期の柔軟化の見直しを提案する。

4) 留学中：JDS事業の高付加価値化

両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献するというJDS事業の目的を達成するため、また日本のその他の奨学金事業、他国ドナーの類似事業との差別化を図るためには、JDS事業の高付加価値化が重要である。JDS留学生が日本の良き理解者となるために効果的であると思われる「知日派育成プログラム」や「付加価値化研修」などの取り組みは、今後も同様の取り組みが継続されることを提案する。

留学生から希望の多い日本の官公庁や企業でのインターンシップや見学については、JDS留学生がインターンに必要な日本語能力を有しないこと、また英語を使用言語とする職場が少ない等の言語の問題から難しいことが確認された。受入側の負担の軽減のためには、インターンシップを受け入れる団体が通訳を雇用できるよう予算の導入が検討できるだろう。受入大学からのヒアリングでは、大学で個別に官公庁に働きかけることが難しいため、JICAから官公庁に組織的な働きかけを求める声が聞かれた。JICA課題部が窓口となり本邦省庁でイ

¹¹ JDS 留学生を含む JICA 関係の留学生を対象としたプログラムで、日本の近現代の発展と開発の歴史を大学の枠組みを超えて学ぶ「日本理解プログラム」、地域特有の開発事例を学ぶ「地域理解プログラム」、JICA 開発大学院連携に参加する大学院の学位課程の中に設置される、近代日本の開発経緯についての授業（当該大学で学ぶ JICA 関係の留学生のみが対象）から構成される。

¹² 日本語能力試験は最も易しい N5 から最難関の N1 までの 5 段階のレベルに分かれている。

ンターシップが実現した事例があり、これまでのグッドプラクティスを参考にしつつ、実施に向けての取り組みが検討されることを提案する。

5) 帰国後の活動

① 配属支援

現地調査の結果、第1フェーズの帰国留学生の中には、帰国後に昇進して、留学の成果を活かし活躍している者も複数いる一方、帰国後の配置において、留学の成果が活かされない部署に配属されている者も多いという課題が確認された。その課題解決のために、留学生が帰国後に希望する配属先へ配属されるよう相談を行う「帰国前配属コンサルテーション」が第2フェーズより実施代理機関により導入され、第2フェーズ第1バッチの帰国留学生は、2022年11月現在、配属が決まっている17名のうち、16名が帰国後の配属に満足していることが確認された。引き続き、留学生が帰国後に適切な配属先を得られるよう帰国前後の支援を継続するとともに、帰国したJDS留学生を対象にしたフォローアップセミナーに省庁職員を招き、継続的な配属支援に活用することを提案する。

第2フェーズ第4バッチから導入されたフォローアップセミナーでは、大学教員による講義や帰国留学生による帰国後の継続研究や留学成果の業務活用例の発表があった。それらは各コンポーネントの重点対象機関の機能強化に資するものであり、重点対象機関職員が同セミナーに参加することは、当該分野の専門性を留学で得たJDS帰国留学生をその分野の重点対象機関に結び付ける絶好の機会となる。帰国留学生を通じて的確な職員を特定することに留意しつつ、同セミナーに重点省庁からの職員を招待する。重点対象機関の職員の参加促進には、省庁の職員が専門領域の研鑽の機会に参加した証明になる参加証を発行する等のインセンティブを検討することもできるだろう。

② 留学での研究成果の共有

帰国留学生から提案された自国の開発課題の解決により貢献するための方策として「留学での研究内容の発表の機会の創出」が挙げられている。第2フェーズでは、帰国報告会をJDS留学生の研究内容をネパール政府の意思決定に携わる職員に共有する場とし、政策策定につなげてもらえるよう、報告会がコンポーネント別に開催され、帰国留学生全員がそれぞれの研究課題に深く関係する政府職員や帰国留学生を招待し研究成果を報告する改善が代理機関によりなされた。このようなグッドプラクティスは、次フェーズにおいても、同取り組み継続することを提案する。また帰国留学生の知識や経験の共有を図るため、帰国留学生の修士論文や研究内容を政府機関が発行しているジャーナルに寄稿することが有効と思われる。そのための仕組みの導入を、運営委員会で検討することを提案する。

③ フォローアップセミナーの帰国留学生による自主的な企画運営

帰国留学生のフォローアップ施策は、ネパールJDS事業では始まったばかりであり、本調査中には初のフォローアッププログラムとなる、フォローアップセミナーが開催された。第1回のフォローアップセミナーということで、代理機関が主体となって受入大学教員と共にプログラム内容を策定した。今後は帰国留学生のキャリアアップとネットワーク化という目的に即し、より彼らのニーズあったセミナーを、帰国留学生自身が企画・運営・実施できることを目標として、フォローアッププログラムの実施を継続することを提案する。

④ 帰国留学生のネットワーク化

JDS帰国留学生の同窓会組織の結成は、帰国留学生の間では望んでいる声が高いものの¹³、2022年度までは、JDS事業に帰国留学生のためのフォローアッププログラム予算がなく、事業として帰国留学生が集まる場の提供ができていなかったことがf 要因と思われる。他国ドナーの事例からも帰国留学生の組織化は、JDS帰国留学生としてのアイデンティティの確立、キャリア形成のためのネットワーク化のためにも有効であり、第3フェーズでは、前述のフォローアップセミナーや帰国報告会等を通じて、その機運が高められることが期待される。代理機関はフォローアッププログラムを通じて、組織化の鍵となる帰国留学生を把握し、彼らへの働きかけを通じて、組織化につなげ、⑤帰国留学生とJICA関係者とのネットワーク化、⑥帰国留学生と在ネパール日本人コミュニティとのネットワーク化での提案の通り、同窓会と日本人コミュニティの橋渡し役も担うことが出来るだろう。代理機関のキャタリストとしての役割を期待される。

⑤ 帰国留学生とJICA関係者とのネットワーク化

帰国留学生の配属先情報についてはこれまでJICAが代理機関を通じて1年に一度更新してきたが、今後も帰国留学生の動きを定期的を確認し、モニタリングを継続することで、JDS帰国留学生とより一層の連携が形成されることを狙う。

帰国留学生に関するデータは、帰国留学生の了承を得た上で、必要に応じて日本関係者につなげられるよう、JICAネパール事務所及び在ネパール日本国大使館と共有する。各組織の業務や活動に必要なネパール政府の窓口となる人材を同データベースから探したり、研修等を実施する際に関連する帰国留学生を招待したりする等、帰国留学生データベースを活用することを提案する。

⑥ 帰国留学生と在ネパール日本人コミュニティとのネットワーク化

現地日本人コミュニティと帰国留学生を繋ぐ活動、例えば、日本人会等が開催する外部向けのイベントへ帰国留学生を案内する、帰国留学生の集まりに在ネパール日本人コミュニティを招待する等の連携が促進されるよう、代理機関の役割が期待される。

¹³ 添付資料 7-5 参照

6) 広報・プロモーション手法の改善・強化

ネパールJDS事業の応募に際して、コロナ禍及び地方で勤務する行政官への機会均等を考慮し、第2フェーズ第2バッチよりオンライン応募システムが開始された。経年でオンラインによる事業実施を重ねたことで、応募受付のみならず、広報、会議の開催、研修の実施、モニタリング等、事業全般でデジタル化が進んでいる。一方、ネパールではコロナの感染状況も落ち着いていることもあることから、今後は対面とオンライン両方の利点を活かした事業実施を提案する。

(2) 事業モニタリング

2020年にJICAが実施した基礎研究「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」では、定期的に定性的な評価を実施することを提案している。本調査では同提案を踏まえつつ、JDS事業のモニタリングのための成果指標を、JDS事業により期待される効果毎に検討し、取り纏めた。本評価指標を使い、準備調査実施時期に合わせ4年に1度、事業評価を実施することを提案する。その際には事業の特性上、定量的に表せない成果については、グッドプラクティスや教訓を含めた事例の抽出を行うことが有益だと思われる。

(3) 博士課程プログラムの課題と配慮

1) 辞退者の防止

ネパールJDS事業では、補欠候補者の受入大学の入学手続きが締め切られた後、合格候補者の辞退が発生するなど補欠留学生を留学させることができない状況が続いたため、日本側・ネパール側双方の運営委員から、博士課程の辞退は重大な問題として認識されている。博士留学生の辞退対策施策については、次フェーズの実施が正式に決定された後の運営委員会で、再度協議し決定されることとなったが、次期の募集開始までに有効な辞退防止策を導入することを提案する。

2) 博士課程プログラムにおける不成業の防止

修業年限内での博士号取得を達成するためには、成業見込みの高い留学生を選考する仕組みづくりが必要である。そのような状況に対応して、2021年度改訂版「博士課程運用方針」から、博士課程の応募には「原則、査読付き論文を1本以上発表していること」という資格要件が加わり、ネパールについては第4バッチより同要件が導入された。本資格要件を応募者要件とするか、あるいは望ましい条件とするか議論の余地は未だあるが、不成業の防止には、以下の要件も効果的であると考えられるため、今後の募集での検討することを提案する。

- ・ 博士論文が修士論文を発展させた研究内容である。
- ・ 修士号取得時の指導教員が継続して指導する。
- ・ 指導教員が修士号指導教員でない場合は、学会等を通じて指導教員と既に学術的交流がある。
- ・ 3年間、学業に専念できる状況にある。（学業休暇を3年全てで取得が可能）

(4) 他国ドナー事業との比較優位性

他国ドナーの奨学金との比較優位性を検証し取り纏めた結果、JDS事業が優位性を示したのは①4年間を1フェーズとした継続性のある受入システム（受入人数、対象国のニーズを反映した分野の設定）、②行政官のみを対象とした効果的な支援③受入国の開発課題に直結する高度な知識を有する行政官育成—博士課程への受入、④充実した語学研修、⑤代理機関による手厚い支援の5点であった。

JDS事業が優れた奨学プログラムとしてあり続けるためには、より優れた留学生を確保することは不可欠である。比較優位点については、より一層、潜在応募者や行政官を送り出す配属先関係者にアピールしていくことが望ましい。一方、JDS事業が他国ドナー事業と比較し、優位性を示せていない、あるいは優位性が低いと思われる項目と対応案を以下に挙げる。

1) 社会的包摂

ネパールJDS事業では、選考におけるジェンダー配慮を含む社会的包括に対する配慮は、最終面接時に同点であった場合のみ優遇するというものに留まっているが、包摂国家（Inclusive Sate）を宣言しているネパールの特性を踏まえ、さらに一步踏み込んだ配慮の検討も可能と思われる。

2) 留学期間の柔軟化

1年で修了できる修士コースの選択や、業務上の都合によっては留学を中断し再度復学できるような柔軟性を持たせる。

3) ランキングが高い大学のアプローチ

他国ドナーの留学事業の魅力として挙げられるのがランキングの高い大学への留学が可能である点である。日本国内でのランキング上位校が受入大学となるよう、国内の大学関係者に向けたJDS事業の魅力の発信が望まれる。

JDS事業の受入大学となるためには、JDS事業が実施する募集・選考・フォローアップセミナーへの協力（現地での面接試験への教員の派遣を含む）等が求められている。

JDSの受入大学となっている大学からのヒアリングによると、よりランキングの高い大学は、より高い質の学生を求める傾向がうかがえる。しかし、現在のJDS事業の選考プロセスでは、受入大学は受入上限数の二倍を目安に、専門面接で候補者を選ぶことが求められており、大学の選考の後に運営委員会による総合面接が実施される。そのため、大学が選んだ候補者の中でより質が高い候補者が、最終的にJDS留学生となるとは限らない点に不満が聞かれた。ランキングが高い大学を受入校とするためには、それらの大学が求める質の高い留学生を選ぶことが可能となるよう、選考プロセスの見直しの見直しが重要となる。

(5) ジェンダー平等推進の取り組みと女性リーダー育成

本調査では、JDS事業の各段階でのジェンダー平等推進と女性リーダー育成に資する取り組み案を取りまとめた。(代理機関が実施していない新たな提案を太字で示す。) これら一連の取り組みによってJDS事業による女性リーダー育成の好循環が期待される。

1) 応募勧奨	女性行政官のネットワークやジェンダー平等に取り組む既存のアドボカシーグループを通じた応募勧奨 女性帰国留学生による女性行政官限定の募集説明会の開催 家族の同意を得るために利用できる家族が参加できる説明会の開催 日本での育児支援情報の共有 帰国留学生がメンターとなり応募者を指導する女性メンター制度の導入
2) 応募	所属省庁からの留学承諾書 (Official Approval) 提出期間の緩和 (同書類が期限内に取り付けられず応募できない女性行政官の救済として)
3) 選考	男性応募者と女性応募者で同等の能力がある場合は女性を優先的に採用する配慮
4) 来日中	・ ジェンダー主流化研修
5) 帰国後	・ 女性公務員のキャリアアップ研修の提供とネットワークづくりへの支援

目 次

第1章	JDS事業の背景・経緯	1
1-1	JDS事業の現状と課題	1
1-1-1	JDS事業の背景	1
1-1-2	JDS事業の課題	2
1-1-3	ネパールJDS事業の成果と課題	3
1-2	無償資金協力要請の背景・経緯	5
1-3	行政官のキャリアパス及び人材育成状況	5
1-3-1	ネパールの行政制度	5
1-3-2	公務員の職位と職種	5
1-3-3	キャリアパス	8
1-3-4	人材育成制度	8
1-3-5	留学とキャリアパス	9
1-3-6	就学・研修休暇	10
1-3-7	留学帰国後の復職	10
1-3-8	公務員の定年	10
1-4	我が国の援助動向	11
1-4-1	二国間援助	11
1-4-2	国際的な枠組みによる援助	12
1-4-3	我が国の奨学金プログラム	12
1-4-4	民間組織を通じた協力	13
1-5	民間交流の状況	14
1-6	他ドナーの援助動向	14
1-6-1	主要ドナーの援助動向	14
1-6-2	他ドナーによる留学事業	16
第2章	JDS事業の内容	22
2-1	JDS事業の概要	22
2-1-1	ネパールJDS事業の基本設計	22
2-1-2	実施体制	25
2-1-3	サブ・プログラム基本計画（修士課程）	27
2-1-4	博士課程への受入継続の検討	27
2-2	JDS事業の概要事業費	29
2-3	相手国側負担事項の概要	31
2-4	JDS事業のスケジュール	32
2-5	効果的な募集・選考・出願方法	32
2-6	来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動等	35
2-6-1	来日前後のオリエンテーション実施	35

2-7	モニタリング・厚生補導.....	35
2-7-1	実施体制.....	36
2-7-2	モニタリング.....	36
2-7-3	厚生補導.....	36
2-8	フォローアップの計画.....	38
2-9	日本語枠制度設計の検討.....	38
第3章	JDS事業の妥当性と効果の検証.....	40
3-1	JDS事業と開発課題及び国別援助方針との整合性.....	40
3-1-1	ネパールの開発計画との整合性.....	40
3-1-2	我が国のネパールに対する開発協力方針との整合性.....	40
3-1-3	我が国の無償資金協力による実施の妥当性.....	41
3-1-4	我が国の外交政策との整合性.....	42
3-2	JDS事業で期待される効果.....	42
3-3	他ドナーの奨学金との比較優位性.....	43
3-4	プロジェクト評価指標、及び関連データ.....	47
3-4-1	プロジェクトの評価指標.....	47
3-4-2	ネパールJDS事業の評価指標に係るデータ.....	48
3-4-3	過去のJDSの成果状況.....	48
3-5	課題・提案.....	52
3-6	結論.....	65

添付資料

添付資料1.	調査団員・氏名（JICA官団員調査団）.....	A-1
添付資料2.	2022年度 JDS準備調査フロー図.....	A-2
添付資料3.	第1次現地調査面会者リスト.....	A-3
添付資料4.	協議議事録（M/D）.....	A-5
添付資料5.	重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数.....	A-30
添付資料6.	重点分野基本計画案.....	A-31
添付資料7.	調査資料.....	A-54

図表リスト

(図)

図-1	日本（二国間／多国間）とJICAの留学生受入事業（研修分野／事業目的）	13
図-2	対ネパール国別開発協力方針の重点分野とJDS事業重点分野 （サブ・プログラム）の関連性	41
図-3	JDS事業の各段階での取り組み案と女性リーダー育成の好循環プロセス	64

(表)

表-1	JDS国別受入実績	1
表-2	JDS事業の目標達成に向けた提言及びアプローチと具体的な施策（案）	2
表-3	ネパールJDS事業における男女別来日者数と不成業率	3
表-4	局長以上に昇進したJDS留学生（2022年5月時点）	4
表-5	官報公示職の職位	6
表-6	官報公示職の階級別・職種別・男女別リスト（2022年5月現在）	7
表-7	官報公示職の階級、等級、昇進要件	8
表-8	JDS事業コンポーネントに関するネパール政府の研修機関	9
表-9	公務員の就学・研修休暇と服務義務期間	10
表-10	我が国の対ネパール国別開発協力方針	11
表-11	ネパールにおける日本（二国間／多国間：国際機関への拠出）とJICAの留学事業	13
表-12	援助スキーム別ランキング（金額：100万米ドル）	15
表-13	主要開発パートナーによる援助	15
表-14	ネパールにおける他ドナーの留学事業	16
表-15	Australia Awards Scholarshipsによる過去3年間のネパール留学生数	17
表-16	KOICA Scholarship Programにおける過去4年間のネパールの参加者	19
表-17	修士レベル：第2フェーズ・第3フェーズの受入枠組	23
表-18	ネパールJDS事業の受入枠組	26
表-19	博士号取得者の活躍事例	28
表-20	JDS事業の概要事業費	30
表-21	JDS事業第3フェーズ本体事業4期分の流れ （2023年から2026年：博士課程留学生の最終バッチ終了時期は2030年）	32
表-22	第15次国家計画に示されている10の長期的国家ゴール	40
表-23	対ネパール事業展開計画	41
表-24	他ドナーの奨学金との比較優位性	44
表-25	ネパールJDSデータシート（2023年3月時点）	48
表-26	帰国留学生の所属先（2022年12月時点）	49
表-27	職種別帰国留学生数と割合（2022年12月時点）	50
表-28	効果的な付加価値提供	55
表-29	JDS実施国と日本のWEFの世界男女格差指数2022の順位比較	63

略語表

略語	英語	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
FOIP	Free and Open Indo-Pacific	自由で開かれたインド太平洋
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GPA	Grade Point Average	成績平均点
IECCD	International Economic Cooperation Coordination Division	財務省国際経済協力調整局
IELTS	International English Language Testing System	英語能力判定テスト
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JAAN	JICA Alumni Association of Nepal	ネパール JICA 帰国研修同窓会
JASSO	Japan Student Services Organization	日本学生支援機構
JCCN	Japanese Chamber of Commerce in Nepal	在ネパール日本人会商工部会
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JUAAN	Japanese Universities Alumni Association, Nepal	日本留学同窓会ネパール
KAAN	KOICA Alumni Association of Nepal	KOICA 帰国研修員同窓会ネパール
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
LDC	Least Developed Country	後発開発途上国
LLDC	Landlocked Developing Countries	内陸開発途上国
M/D	Minutes of Discussion	協議議事録
MOF	Ministry of Finance	財務省
MOFA	Ministry of Foreign Affairs	外務省
MOFAGA	Ministry of Federal Affairs and General Administration	連邦総務省
NASC	Nepal Administration Staff College	ネパール行政職員大学
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NPC	National Planning Commission	国家計画委員会
OC	Operating Committee	運営委員会
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PD	Positive Discrimination	肯定的な差別
PSC	Public Service Commission	公務員委員会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UN	United Nations	国際連合
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WEF	World Economic Forum	世界経済フォーラム
YLP	Young Leaders' Program	ヤング・リーダーズ・プログラム

第1章 JDS事業の背景・経緯

1-1 JDS事業の現状と課題

1-1-1 JDS事業の背景

人材育成奨学計画（以下、JDS）事業は、我が国政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度に設立された無償資金協力による留学生受入事業である。当事業では、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受け入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること¹⁴」を目的としている。

JDS事業は、1999年にウズベキスタンとラオスの2ヶ国で開始された。当初はアジアの市場経済移行国を主な対象としてきたが、その後、対象が広がり、2012年にはアフリカのガーナ、2016年にはネパール国（以下、ネパール）からの受入を開始した。さらに、2021年には、モルディブ、ケニア、エルサルバドルからの受入が開始され、2023年度には新たにウクライナからの受入も始まる予定である。2022年度末時点で、累計19ヶ国¹⁵からおよそ5,700名の留学生を受け入れている。

表-1 JDS国別受入実績

（単位：人）

受入年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計	
①ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	17	17	16	16	19	19	399	
②ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	22	22	22	22	22	22	486	
③カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26	26	522	
④ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	62	63	61	63	25	788	
⑤モンゴル			20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	22	22	22	22	16	16	400	
⑥バングラデシュ			29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	32	33	33	492	
⑦ミャンマー			14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	48	48	48	48	43	0	648	
⑧中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	430
⑨フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	17	20	419	
⑩インドネシア				30	30	30	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120	
⑪キルギス								20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	20	18	20	268	
⑫タジキスタン										3	5	5	5	5	5	5	5	8	8	8	13	15	16	106	
⑬スリランカ											15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	205	
⑭ガーナ														5	5	5	10	10	10	10	13	13	13	104	
⑮ネパール																	20	20	20	20	22	21	21	144	
⑯東チモール																					8	8	7	31	
⑰パキスタン																					17	16	18	67	
⑱ブータン																					10	10	9	38	
⑲モルディブ																								12	
⑳ケニア																								19	
㉑エルサルバドル																								14	
年度合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	367	381	302	5,712	

出所：人材育成奨学計画（JDS）国別受入実績（2022年）をもとにコンサルタント作成

¹⁴ https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/summary/JDS.html（2022年11月15日参照）

¹⁵ ウズベキスタン、ラオス、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、中国、フィリピン、インドネシア、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ガーナ、ネパールの15ヶ国からの受け入れは継続しているが、インドネシアは円借款による留学生受入が始まった2006年以降、中国は2012年度の受入以降、実績はない。

JDS事業は、当初は対象国の社会・経済開発に貢献する若手行政官や実務家、研究者等を対象としていたが、2008年度以降、新方式が段階的に導入された。新方式では、対象が各国の課題解決のための政策立案ができる公務員に限定され、日本の開発協力方針（援助重点分野）や対象国の有する開発課題・人材育成ニーズ等に基づき、対象国毎にサブ・プログラム（援助重点分野）とコンポーネント（開発課題）が策定され、本邦の受入大学が選定されるようになった。また同じ対象分野、対象機関、受入大学を4期分固定し、留学生を受け入れることで、JDS事業を通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカルマス」を形成することが期待されている。

1-1-2 JDS事業の課題

JDS事業全体の課題については、2020年にJICAが実施した基礎研究「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」で、国を超える奨学プログラムの増加と多様化、若手行政官の高学歴化等により優秀な行政官の獲得競争が激化しており、対象国によっては応募者倍率の低下があること、また、本来、本事業では国家政策立案を担う中枢官庁の若手行政官を対象としているものの、対象国の意向、状況により、現業部門や外局の公務員、技官、地方行政官、公立大学教員等が一部含まれることにより、その範囲が広がっていること、更に帰国留学生と日本とのオフィシャルな関係維持のための事業予算を含めた仕組みが未整備であること等が課題として挙げられている。JDS事業が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるためには、より特長を際立たせた差別化を図る必要があり、戦略強化のためのデザイン改善（アプローチ：対象の明確化、選定の戦略化、高付加価値・ブランド化）、博士課程プログラムへの配慮、事業成果の確認とモニタリング（アプローチ：定性的な評価の導入）等の提言と成果達成のための施策が挙げられている。

表-2 JDS事業の目標達成に向けた提言及びアプローチと具体的な施策（案）

提言	アプローチ	成果達成のための具体的な施策（案）		
戦略強化のためのデザイン改善（JDS事業が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるためには、より特徴を際立たせた差別化を図る必要がある。）	対象の明確化	日本政府・JICAの他の奨学金プログラムとの整理		
	選定の戦略化	日本側が戦略的に対象機関・部門を特化し、候補者を選択する枠（特別選別枠）の設置		
	高付加価値ブランド化	基本枠組み	1年修了プログラムの導入	年齢制限緩和による中間層への対象拡大
		来日前プログラム	手厚い日本語研修	
		留学中プログラム	本邦行政官との交流会、及びネットワーキングインターンシップ	
		帰国後活動	フォローアッププログラムの充実（帰国留学生リストの日本側関係者間との共有・周知、同窓会ネットワーク強化支援等）	
	広報・プロモーション手法の改善・強化	広報媒体のデザイン向上 オンライン応募の導入		
博士課程プログラムへの配慮	3年以内に成業見込みの高い応募者の選考			
事業成果とモニタリング（定性的な評価の導入）	事業成果の種類の細分化と達成度の指標			
	定期的、長期的な成果のモニタリング			
入口・出口の戦略の考え方	プログラム移行時	開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成から、二国間関係のより絞った開発課題を担うハイレベルの政策担当者の育成。政策官庁、政策担当部門、社会科学系、中央政府機関が対象。		

出所： JICA、「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書、2020年をもとにコンサルタント作成

同報告書では、JDSを1.開発課題への対応、2.開発課題+日本の国益、3.外交効果への期待と三つの段階に分けられるとし、実施国が置かれた段階に応じ、対象機関や対象人材を見直す必要性を提示している。特に、第1段階を終えた実施国では、日本から見て経済的、また外交的メリットが大きい機関に対して特別枠を設定する等の、二国間関係により寄与する事業運営が必要であると提言している。

1-1-3 ネパールJDS事業の成果と課題

(1) 成果

1) 受入実績と学位の取得

2015年に開始したネパールJDS事業では、翌2016年より留学生の受け入れを開始し、第1フェーズでは毎年20名の修士留学生が、2019年度より開始した第2フェーズでは、毎年20名の修士の留学生に加え、毎年博士2名の枠が追加された。2022年10月現在、修士140名、博士3名が来日し、現在、来日中の修士40名、博士3名を除き、修士課程帰国留学生100名全員が修士号を取得し帰国している。帰国した留学生100名全員が、継続して行政官として勤務しており、来日時と同等、またはそれ以上の役職で活躍している。

表-3 ネパールJDS事業における男女別来日者数と不成業率

期	来日年	来日留学生数	男女別来日者数			不成業者数
			男性	女性	女性割合 (%)	
第1期	2016	20	16	4	20	0
第2期	2017	20	14	6	30	0
第3期	2018	20	17	3	15	0
第4期	2019	20	17	3	15	0
第5期	2020	修士20/博士1 ¹⁶	17/1	3/0	15/0	0
第6期	2021	修士20/博士1	16/1	4/0	20/0	留学中
第7期	2022	修士20/博士1	16/1	4/0	20/0	留学中
合計		修士140/博士3	113/3	27/0	19.3/0	0

連邦総務省からの聞き取りでは、JDS事業の特徴は、他国ドナー留学生事業と比較しても、行政官のみを対象とし、ネパールに毎年修士20名博士2名という決まった枠を振り分けて人材育成を支援していることを高く評価するとの意見が聞かれた。また重点対象機関である法務省からは帰国留学生の同省への貢献への言及があり、事業への高い評価が述べられた。

2) 昇進と異動

ネパールの公務員システムでは基本的に年功序列型の人事制度を採用しているが、希望する者が昇進試験に合格することにより2階級上の職位に昇進を果たすことが可能である公開競争制度も存在している。

現在、帰国した100名の留学生のうち、1名が事務次官に昇進しており、4名が局長級の要職

¹⁶ 2020年度、博士留学生は2名が来日予定であったが、1名は自己都合により来日せず1年間遠隔で博士課程を履修したものの、2年目で辞退したケースがあった。

について活躍しており、帰国生に占める局長の割合は5%に上っている。南アジアのJDS受入国では局長級以上の帰国留学生数が全帰国留学生に占める割合は、バングラデシュ3.9%（不成業者含む帰国留学生361名中14名）スリランカ2.9%（同137名中4名）、パキスタン0%（同17名中該当者なし）であり、ネパールは他国と比較して高いパフォーマンスを示している。¹⁷

表-4 局長以上に昇進したJDS留学生（2022年5月時点）

留学年次	氏名	現在の所属先・所属部署	現在の職位
第一期	Mr. DUWADEE, Gokarna Mani	Election Commission, Nepal	Secretary (次官級)
第一期	Mr. GHIMIRE, Narhari	Commission for the Investigation of Abuse of Authority, Hetauda	Office Head (局長級)
第一期	Mr. CHHETRI, Ashok Kumar	Special Court of Kathmandu	Registrar (局長級)
第二期	Mr. RIJAL, Khagendra Prasad	District Administration Office, Baktapur	Chief District Officer (局長級)
第二期	Ms. CHAUDHARY, Munni Kumari	National Statistics Office	Deputy Chief Statistician (局長級)

(2) 課題

1) 留学生候補者の合格後の辞退

第2フェーズでは、最終選考で留学生が決定した後に、修士3名及び博士3名の合計6名の辞退者が発生した。修士課程においては合格者からの辞退の申し出の時期が比較的早かったことや受入大学の協力があつたこともあり、補欠合格者を繰り上げて上限20名の受入枠を割ることなく留学生が来日しているが、博士課程においては来日直前での辞退等により受入開始から3年連続で上限2名の受入枠に対して1名のみが来日している。辞退者防止の対策としてネパールJDS事業では、第3バッチからは総合面接の前に、他の奨学金に応募していないことを再確認し、合格後に辞退しないとの誓約書を取り付けていたものの、第3バッチでも辞退者が発生し、受入大学を含む関係者に迷惑をかける結果となった。特に、大学が設定する入学手続き期限を過ぎた来日直前の辞退は、補欠合格者の出願が間に合わないため、ネパールにとっても大きな機会損失となる。留学生の辞退対策について、有効な手段の導入が急務となっている。具体的な働きかけと対応については、「3-5 課題・提案、(3) 博士課程プログラムの課題と配慮、1) 辞退者の防止」に記載する。

2) 留学生の適正な配置

ネパールJDS事業の対象者である官報公示職（Gazetted Officer）は、連邦政府内の中央省庁、州政府、地方政府への異動が頻繁にあるため、留学生は帰国後、必ずしも留学の成果を活かせる部署に配属されていないという課題がある。「留学生は帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献する」というJDS事業の期待される効果を発現するためには、留学生が帰

¹⁷ バングラデシュ人民共和国人材育成奨学計画準備調査報告書（2021年6月）、スリランカ民主社会主義共和国人材育成奨学計画準備調査報告書（2021年6月）、南アジア地域（広域）人材育成奨学計画準備調査報告書パキスタン・イスラム共和国（2022年6月）

国後、日本で習得した専門知識を活用できる機関に配属されるか否かが大きく左右する。ネパール政府が継続的に帰国留学生の適正な配属の実現に取り組むことは非常に重要である。具体的な働きかけと対応については、「3-5課題・提案、(1) 戦略的なデザイン改善、6) 帰国後の活動」に記載する。

1-2 無償資金協力要請の背景・経緯

ネパールは、中国とインドの間に位置する内陸国で、1人あたりの国民総所得（GNI）は1,190米ドル（世銀、2020年）、後発開発途上国（LDC）（1人当たり国民総所得（GNI）3年平均が1,018米ドル以下）に区分されている（OECD/DAC、2022/23年）。内陸国という地理的制約や自然災害、社会インフラの未整備、ガバナンスにおける課題等を抱え、主要産業である農業の生産性も低く、2023年5月現在、所得水準は南西アジアで最も低く、世界銀行（世銀）グループの国際開発協会（IDA）が定める無利子融資適格国となっている。同国は2015年の大震災から復興の途上にあっただが、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済は大きく落ち込み、持続可能な経済成長が喫緊の課題となっている。同国の発展のためには、自立的発展の中核となるガバナンスを強化し、民主主義の定着を図り、後発開発途上国脱却のための支援を継続することが重要となっている。

また我が国とネパールは1956年に外交関係を樹立して以来、一貫して良好な関係を構築しており、地政学的にもネパールは、インドと中国の緩衝地であり、同国の安定的発展は、地域の安定に資することから重要である。

ネパールでは、2015年にJDS事業第1フェーズが開始され、2016年より毎年20名の修士留学生を、2019年度に開始された第2フェーズでは、2020年より毎年20名の修士に加え、2名の博士の留学生を受け入れてきた。今般、現在応募勸奨中の第2フェーズ第4バッチの留学生（2023年度来日）の受入をもって第2フェーズが終了することから、ネパール政府からのJDS事業の継続実施要請を受け、本協力準備調査が実施されることになった。

1-3 行政官のキャリアパス及び人材育成状況

1-3-1 ネパールの行政制度

ネパールでは2015年9月に新憲法が公布され、連邦制が導入された。それに伴い、ネパール政府は、連邦政府（Federal）、7つの州政府（Provincial）、753の地方政府（Local Government）の3層構造をとっている。

1-3-2 公務員の職位と職種

(1) 公務員の職位

ネパールの公務員制度は、公務員法（Civil Service Act-2049）（2014年第4修正版）に規定されており、JDS事業が対象とする官報公示職は4つの等級に分かれている。新憲法の導入により、連邦政府、州政府、地方政府のそれぞれに独自の公務員採用の権限が与えられることとなったが、本調査が実施された2022年10月現在、連邦制は未だ移行期にあり、州政府及び地方政府による公務員の採用は、政策決定に関与しない官報非公示職（Non-Gazetted Officer）に限られていることが確認された。政策決定を担う官報公示職については、公務員法の4章18条

(3) において、国内の勤務地域が4つに分類されており、それらの勤務地での最低勤務年数と勤務地間での異動のルールに従い、官報公示職は、連邦政府の省庁間及び州・地方政府の機関に約2年ごとに異動する形態をとっている。2018年に採択された公務員調整法では、官報公示職職員が連邦政府から州政府及び地方政府に異動した際の等級が表-5の通り規定された。官報公示職が勤務期間に基づいて連邦レベルから州及び地方レベルに異動した際には、勤続年数によって階級に2グレードが追加される。州と地方から連邦レベルへの異動では、階級にはグレードは追加されない。ない。

表-5 官報公示職の職位

等級	連邦政府	州政府・地方政府	勤続年数	連邦政府からの異動に伴う調整
特別等級 (Special)	官房長官 (Chief Secretary) 事務次官 (Secretary)			
1 等級 (First)	局長 (Joint Secretary)	オフィサーレベル 11		2 グレードの追加
2 等級 (Second)	課長 (Under Secretary)	オフィサーレベル 10	5 年以上	
		オフィサーレベル 9	5 年未満	2 グレードの追加
3 等級 (Third)	課長補佐 (Section Officer)	オフィサーレベル 8	5 年以上	
		オフィサーレベル 7	5 年未満	2 グレードの追加

出所：公務員法第4章4条、及び公務員調整法（2018年）p6-p7（ネパール語）をもとにコンサルタント作成

(2) 公務員の職種

連邦総務省下にある全公務員の個人記録を保持する国立人事記録局（Department of National Personnel Records）より2022年10月に提供された資料によると、公務員の総数は88,371名、公務員の区分では、政策策定を担う官報公示職と政策策定を担わない官報非公示職に分類され、官報公示職は15,219名、全公務員の17.2%を占める。公務員は職種ごとに、行政職、司法職、工学職等の13のサービスグループに分類されており、行政職（Administration）の割合が一番高く、官報公示職における行政職の人数は5,629名、（37.0%）を占めている。

官報公示職における男女比は、男性が84.1%、女性が15.9%である。全行政官の採用には格差是正措置Positive Discrimination（PD）枠が45%を上限に導入されており、PD枠の33%（公務員全体の15.8%）が女性に、残りがその他の社会的差別を受けてきた特定グループに適用される（公務員法3章7条（7））。¹⁸

¹⁸ 内訳はアディバシ・ジャナジャティ 27%、マデシ 22%、ダリット 9%、障害者 5%、後進地域出身者 4%。

表-6 官報公示職の階級別・職種別・男女別リスト（2022年5月現在）

階級 職種	特別級				1 等級				2 等級				3 等級				合計			
	男性	女性	女性 %	合計	男性	女性	女性 %	合計	男性	女性	女性 %	合計	男性	女性	女性 %	合計	男性	女性	女性 %	合計
行政	38	3	7.3	41	278	22	7.3	300	1,122	118	9.5	1,240	3,401	647	16.0	4,048	4,839	790	14.0	5,629
経済計画・統計	-	-	-	-	3	-	-	3	52	2	3.7	54	107	14	11.6	121	162	16	9.0	178
外務	1	-	-	1	24	1	4.0	25	35	14	28.6	49	74	20	21.3	94	134	35	20.7	169
司法	11	2	15.4	13	85	5	5.6	90	417	65	13.5	482	748	333	30.8	1,081	1,261	405	24.3	1,666
エンジニア	6	-	-	6	128	7	5.2	135	677	51	7.0	728	1,649	270	14.1	1,919	2,460	328	11.8	2,788
農業	1	-	-	1	38	9	19.1	47	271	31	10.3	302	733	182	19.9	915	1,043	222	17.5	1,265
森林	1	1	50.0	2	22	1	4.3	23	175	12	6.4	187	721	113	13.5	834	919	127	12.1	1,046
教育	-	-	-	-	17	1	5.6	18	311	27	8.0	338	536	130	19.5	666	864	158	15.5	1,022
保健	-	-	-	-	2	1	33.3	3	17	6	26.1	23	413	106	20.4	519	432	113	20.7	545
その他	-	-	-	-	3	-	-	3	30	23	43.4	53	292	136	31.8	428	325	159	32.9	484
会計検査	3	1	25.0	4	18	1	5.3	19	85	3	3.4	88	143	38	21.0	181	249	43	14.7	292
国会	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	15	4	21.1	19	17	4	19.0	21
立法議会	2	-	-	2	9	3	25.0	12	29	11	27.5	40	49	11	18.3	60	89	25	21.9	114
合計	63	7	10.0	70	627	51	7.5	678	3,223	363	10.1	3,586	8,881	2,004	18.4	10,885	12,794	2,425	15.9	15,219

出所： 国立人事記録局（Department of National Personnel Records）より提供の資料をもとにコンサルタント作成

1-3-3 キャリアパス

官報公示職の階級・等級、昇進要件を以下にまとめる。昇進は、局長級になるまでは、上司による年1回の評価で昇進が決まる「業務評価」、求められている勤務年数を経過した者から選ばれる「年功序列」、公務員のみを対象とした昇進試験で決まる「内部競争」、公務員以外も受験できる採用・昇進試験である「公開競争」と多様な昇進方法がある。公開競争では課長補佐から直接局長への昇進が可能である。また、局長級になるまでは、女性と社会的に差別を受けてきた特定グループに対して優遇措置が取られている。

表-7 官報公示職の階級、等級、昇進要件

等級	階級	昇進要件
特別級	主席 次官	次官3名から次官としての在籍年数と業務効率をもとに評価・選考が行われる 学位： 修士号以上
	次官	役職に空席が出た場合のみ、局長3名より在籍年数、業務効率、リーダーシップ能力に対して評価・選考が行われる 学位： 修士号以上 その他の必須条件：州政府での勤務経験、局長としての実務経験5年* 評価基準：業務評価80点、次官としての在籍年数20点、 <u>学歴12点（必要な最低学歴は修士号9点、それ以上3点）</u> 、地方での勤務経験16点、研修2点
1等級	局長	昇進枠： 業務評価35%、年功序列枠35%（共に試験・面接なし）、内部競争20%（試験・面接あり、年齢制限なし）、公開競争10%（公務員以外は45歳以下、公務員は年齢制限なし、共に試験・面接あり） 学位： 修士号以上 その他の必須条件：課長経験5年*（博士号取得者は課長経験3年）、課長級を飛び超えて昇級する場合は、課長補佐経験7年（博士号取得者は5年*） 評価基準：業務評価40点、在籍年数30点、 <u>学歴12点（必要な最低学歴は修士号9点、それ以上3点）</u> 、地方での勤務経験16点、研修2点
2等級	課長	昇進枠： 業務評価35%、年功序列枠35%（共に試験・面接なし）、内部競争20%（試験と面接あり、年齢制限なし）、公開競争10%（公務員以外は男性35歳以下女性40歳以下、試験・面接あり） 学位： 修士号以上 その他の必須条件：課長補佐経験5年*（博士号取得者は課長補佐経験3年） 評価基準：業務評価40点、在籍年数30点、 <u>学歴12点（必要な最低学歴は修士号9点、それ以上3点）</u> 、地方での勤務経験16点、研修2点
3等級	課長 補佐	昇進枠： 公務員委員会試験合格者70%、内部（非公示職）から30% 学位： 外部は学士号以上、内部昇進は高卒以上、 その他の必須条件：官報非公示職最高階級（Non Gazetted Nayab Subba）における経験3年（実際の運用は9-10年） 評価基準：業務評価40点、在籍年数30点、 <u>学歴12点</u> 、地方での勤務経験16点、研修2点

* 女性、アディバシ/ジャナジャティ、マデシ、ダリット、障害者及び後進地域出身者の場合は4年出所：公務員法（第4章18条）（1993年）、及び連邦総務省からの聞き取りをもとにコンサルタント作成

1-3-4 人材育成制度

前述の昇進要件に記載されているとおり、主席次官、及び次官への昇進を除き、研修には、2点の配点が与えられおり、研修は昇進の上でも重要とされている。JDSコンポーネントと関連性のある研修機関では、以下のような研修機関が公務員の研修を実施している。

表-8 JDS事業コンポーネントに関するネパール政府の研修機関

サブ・プログラム	コンポーネント	研修機関	特徴
1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発	1-1. 財政・経済政策	Public Finance Management Training Center	ネパール政府職員、特に財務省職員の研修を実施する財務省の一部局。財政に関する最新の問題に関するセミナー、ワークショップの実施、財政分野での調査・研究も実施する。
2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	Nepal Administrative Staff College	ネパール政府および公営企業の職員に、キャリア開発とともに必要な公務員研修を提供する独立機関
		Local Development Training Academy	地方行政に必要な研修を実施する自立機関。地方レベルでの能力開発活動を実施する。
		Personal Training Academy	公務員研修を実施する連邦総務省の一部局。研修の対象者は官報非公示職及び公営企業職員。
	2-2. 国際関係の構築	Institute of Foreign Affairs ¹⁹	ネパール政府、特に外務省職員に対して、外交官としての専門的な訓練を施し、外交政策策定のための提案、外交政策に関する調査研究、出版を担う独立機関
	2-3. 法制度整備支援	National Judicial Academy	ネパールの司法行政に直接関わる裁判官、政府弁護士、政府法務官、司法官に法務関連の研修を実施する独立機関
Judicial Service Training Center		法務関連の研修を実施する法務省の一部局	

1-3-5 留学とキャリアパス

ネパールの公務員制度における必要最低学歴は学士であるが、昇進にあたっては学歴が評価の加点となるうえ、課長級以上に昇級するためには修士号が必須である。(表-7)

博士号については昇進の条件とはなっていないもの、昇進の際の学歴の評価において、修士号以上が昇進の絶対条件となる課長以上の職位では、修士号取得者に9点が与えられるのに対して、博士号取得者には12点が与えられる。また昇進試験を受験するために必要な勤務期間も修士号取得者と比べ博士号取得者は短く設定されている。海外の大学院を経て修士号を取得した者と、国内で修士号を取得した者とは、昇進に際しての加点に差はないが、外国の大学の修士号は、知識の強化だけに限らず、高く評価されるという意見が、JDS帰国留学生から聞かれた。

連邦総務省によると、修士号の取得は公務員研修の一部として捉えられており、JDS事業による学位取得は、帰国留学生の昇進に貢献している。

JDS事業を含むドナーによる公務員を対象とする全ての奨学事業は、連邦総務省と関連省庁から構成される奨学金委員会²⁰によって管理されており、奨学事業の対象となる機関への通知や対象者の決定等が行われる。

¹⁹ Institute of Foreign Affairs の研修の昇進加算の対象であったが、現在は昇進加算の対象外となっており、再度、昇進加算となるよう法案の提出が準備されている。外務公務員の研修は Nepal Administrative Staff College が実施している。

²⁰ 奨学金事業がすべての職務に公平に割りあてられることを目的(公務員法 37 条 3 項)としており、委員長：官房長官(首相府管轄)、委員：連邦総務省事務次官、法務・司法・議会省事務次官、国家計画委員会事務次官、財務省局長によって構成されている。割りあての配分は連邦総務省が行う(公務員法 37 条 4 項)

重点対象機関の人材育成担当者に、近年、自分の組織の職員がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得しているかと質問をしたところ、有効回答数19機関のうちの73.7%にあたる14機関がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得したと回答した²¹。具体的には、Australia Awards Scholarships、KOICA奨学金、中国政府奨学金、チーブニング奨学金、フルブライト奨学金、IMFによる奨学金、世銀による奨学金、ドイツ学術交流会奨学金、ジョージワシントン大学法科大学院奨学金等の回答があり、ネパール政府は公務員の人材育成にJDS事業を含め様々な奨学金を活用していることが確認された。

1-3-6 就学・研修休暇

研修（留学、研修旅行等含む）へ参加の際には、最長8年を上限に就学・研修休暇の取得が可能である。有給での休暇取得は合計最長5年まで、5年を超えた期間は、3年を上限に無給休暇を申請することになる。就学・研修休暇を取得した場合の服務義務期間（次の研修に参加するまで従事しなければならない勤務期間）は表-9の通りである。

表-9 公務員の就学・研修休暇と服務義務期間

休暇期間	服務義務期間	休暇期間	服務義務期間
3ヶ月まで	1年	1年～2年	4年
3ヶ月から6ヶ月	1年半	2年～3年	5年
6ヶ月から9ヶ月	2年	3年～4年	7年
9ヶ月から1年	3年	4年～5年	8年

出所：公務員法6章40C条

JDS事業で修士課程に留学する場合は、職務を2年以上離れることになるため、帰国留学生は帰国後最低5年の勤務を継続することになる。ただし、5年以内に博士課程に進む場合には、特別に承認を得た場合、完了していない年数を博士課程終了後に完了することができる。服務義務期間中の特別な休暇承認は、公務員方法の定めるところではなく、連邦総務省では服務期間中の公務員の特例での留学は認めておらず、奨励するところではないとのことであった。また上記の服務義務を果たさずに公務員が留学後に退職した場合は、留学期間中に得た給与と奨学金を返済する必要がある。

1-3-7 留学帰国後の復職

ネパールにおいて、公務員の定着率は高く、留学からの帰国後に離職する職員は極めて少ない。JDS帰国留学生についても100%が復職している前述の服務義務に対する罰則規定が、ネパールにおける公務員の留学後の高い復職率の要因のひとつとなっていると推測される。

1-3-8 公務員の定年

ネパールにおいて公務員の定年は58歳と定められている。ただし次官に昇進した後には最長の勤務期間は5年であり、5年以内に主席次官に昇進しない限り58歳に満たなくとも定年を迎える。主席次官の最長の任期は3年であり、3年後に定年となる。

²¹ 添付資料 7-4 参照

1-4 我が国の援助動向

1-4-1 二国間援助

日本はネパールとの1956年の国交樹立以来、長きにわたり良好な二国間関係を保っており、2023年には国交樹立67周年を迎える。日本からネパールへの援助は、商品借款（有償資金協力）及び技術協力の援助として国交樹立から13年後の1969年に始まった²²。無償資金協力は1970年の食糧援助に始まり、保健・医療、教育などの基礎生活分野に加え、運輸、電力などの基礎インフラ整備を中心に支援が実施されてきた。1972年には青年海外協力隊派遣取極によるボランティアの派遣が開始された。JICAがこれまでにネパールで実施してきた（あるいは実施中の）代表的なプロジェクト²³としては、（有）メラムチ給水計画、（技）地方都市における水道事業強化プロジェクト、（技）2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト、（技）調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト、（技）コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト、（技）選挙管理委員会人材育成、（無）シンズリ道路建設計画（第三工区）、（技）全国貯水式水力発電所マスタープラン調査、（技）シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト、（技）ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト等がある。

2021年に策定された我が国の「対ネパール国別開発協力方針」では、大目標を「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」とし、「(1) 経済成長及び貧困削減」、「(2) 防災及び気候変動対策」、「(3) ガバナンスと民主化の強化」を重点分野（中目標）としている。

表-10 我が国の対ネパール国別開発協力方針

我が国の ODA の基本方針（大目標）	後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援	
重点分野（中目標）	(1) 経済成長及び貧困削減	持続可能な経済発展の実現に向けての交通インフラの整備、電力・エネルギー供給強化、水供給や衛生分野での取組、民間セクター開発・活性化を視野に入れた投資環境整備・制度改善・人材育成などを通じてネパール経済の強靱化を後押す。格差是正のための貧困削減では、同国の主要産業である農業の生産性向上、教育水準の向上、保健医療へのアクセス改善、社会サービス基盤の整備等を通じて所得の向上及び生活の質の改善を支援する。
	(2) 防災及び気候変動対策	ネパールは地震、洪水、地滑り等自然災害が多発する国土であり、災害リスクを考慮した支援が必要である。災害は安定的な経済発展の重大な阻害要因となることも踏まえ、防災先進国である我が国として、災害に強靱な国土基盤の形成を支援する。また森林資源の持続可能な開発を含めた気候変動への対策を支援する。
	(3) ガバナンスと民主化の強化	民主主義を定着させることは、経済成長の実現にとっても重要であり、法整備支援等を通じてその基盤となる制度づくりを支援する。また自立的発展を後押しするべく、中央及び地方政府のガバナンス能力向上を支援すると共に、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるため、コミュニティの能力強化及び人材育成を行う。

²² 株式会社 国際開発センター（2013）ネパール国別評価（第三者評価）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/nepal/pdfs/kn12_03_01.pdf
 （2022年10月20日参照）

²³ 独立行政法人 国際協力機構（No date）代表的なプロジェクト
<https://www.jica.go.jp/nepal/office/activities/index.html>（2022年11月1日参照）

留意点	<p>(1) 我が国の企業、研究機関、NGO 等とも連携した我が国の技術力の活用、他分野への裨益効果などの相乗効果も念頭に置く。</p> <p>(2) 他のドナー国、援助機関による援助が進展している分野では援助の効率化及び効果を重視するとともに、我が国として顔の見える援助になるよう配慮する。</p> <p>(3) 他のドナー国、援助機関との協調は、我が国の支援を実施する上でいかに効果的に活用できるかという観点を重視する。</p> <p>(4) 南西アジア地域の連結性を強化することは、ネパールを含む同地域全体の発展に繋がる大きな可能性を秘めているところ、関係諸国の動向にも留意しつつ地域連結性に資する案件の検討に努める。</p>
-----	--

出所： 外務省、対ネパール民主社会主義共和国 国別開発協力方針、2021年をもとにコンサルタント作成

1-4-2 国際的な枠組みによる援助

我が国はネパールに対して二国間協力の枠組みによる支援の他に、国際的な枠組みによる支援も行っている。新型コロナウイルス感染症との闘いでは、国連児童基金（UNICEF）が主導的役割を担っているCOVAXファシリティを通じて、ネパールに対して、約161万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与した²⁴。また同機関を通じて、ワクチンを適温に保つためのコールドチェーン整備支援として、9台のウォークイン冷蔵庫、38台の太陽光電池式ワクチン用冷蔵庫、1,109個の長距離用のワクチン用運搬箱、53個のワクチン保冷箱が日本政府から供与された²⁵。後述の通り、国際機関による奨学金事業を通しての支援も行っている。

1-4-3 我が国の奨学金プログラム

2022年、ネパールと日本の留学生交流が120周年を迎えた。日本は、ネパールからの留学先として人気が高く、日本学生支援機構（JASSO）によると、2020年5月時点のネパール人留学生総数は、コロナ禍の影響があり、前年の24,002人から18,825人に大幅に減少したものの、日本への出身国別留学生の割合では、ネパール留学生は、全留学生数の7.8%を占め、第3位となっている²⁶。

文部科学省の国費外国人留学制度を使ったネパールからの留学生は、2020年5月時点では、毎年62人である²⁷。またJICAの長期研修制度（大学院レベル）を通して、2022年6月現在では11名のネパール人が来日している。

また日本政府による国際機関を通じた奨学金プログラムには、日本／世界銀行共同大学院奨学金制度（The Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program: JJ/WBGSP）、国際通貨基金／日本アジア奨学金プログラム（IMF - Japan Partnership For Asia's Future）、ADB・日本奨学金プログラム（Asia-Japan Scholarship Program: JSP）が実施されており、ネパール政府の職員も対象となっている。

²⁴ 外務省（2022）外交青書 2022 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2022/pdf/index.html>（2022年11月1日参照）

²⁵ UNICEF Nepal（2022）ネパール：より安全なワクチンの旅を <https://www.unicef.org/tokyo/stories/2022/safer-journey-vaccines-japanese>（2022年11月1日参照）

²⁶ 独立行政法人日本学生支援機構（2021）「2021（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査結果」、https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2022/03/date2021z.pdf,（2022年11月11日参照）

²⁷ 国費外国人留学生の受入人数について文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1338568.htm（2022年11月11日参照）

表-11 ネパールにおける日本（二国間／多国間：国際機関への拠出）とJICAの留学事業

	組織名	研修事業名	目的・戦略、対象等
二国間援助	JICA	人材育成奨学計画（JDS）	対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受け入れ、帰国後は社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、ひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することを目的とした事業。
		長期研修	主に大学の学位課程（修士・博士）に就学する1年以上の研修。技術協力事業として実施されている。 ²⁸
	文部科学省	研究留学生	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成を目的とする。日本の大学に研究生として1年半～2年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。
多国間援助	日本／世界銀行共同大学院奨学金制度（JJ-WBGSP）		発展途上国の中間管理職を対象とした、欧米・アフリカ・日本の大学院で開発関連分野の修士号取得のための事業。
	ADB 日本奨学金プログラム（JSP）		ADB に加盟する 40 ヶ国を対象にした、科学技術、経済、経営、開発、法律・政策分野での修士号取得のための奨学金事業。
	日本・IMF アジア奨学金プログラム（JISPA）		アジア太平洋地域の主要経済機関の若手行政官に日本の大学院で経済学修士号の取得機会を提供する事業。

出所：文部科学省、JICA、世銀、ADB、IMF の HP をもとにコンサルタント作成

我が国の奨学金プログラムを、事業目的（技術習得か二国間関係強化か）と研究分野（政策か技術か）の観点から整理すると、以下のように整理できる。

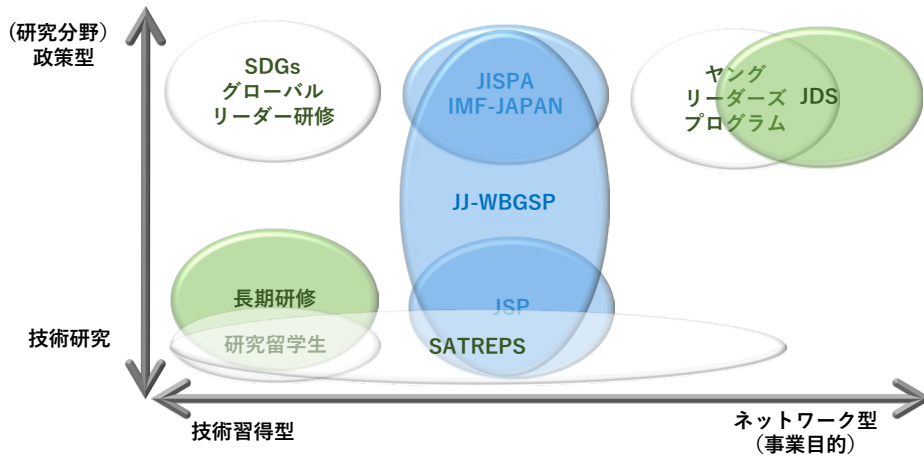


図-1 日本（二国間／多国間）とJICAの留学生受入事業（研修分野／事業目的）

1-4-4 民間組織を通じた協力

ネパールにおける我が国の民間組織の活動状況の一つとして、NGOや民間セクターの活動が挙げられる。JICAネパール事務所では、2003年にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、現地活動に必要な情報を発信すると共に、日本のNGOを通して草の根技術協力事業を実施している。草の根技術協力事業は、団体の形態や経験、事業規模により、パートナー型（日本の法人格を有し、発展

²⁸ JICA ネパール事務所の資料（2022年7月提供）によると、現在、ネパールからは11名の修士及び博士の学生が道路資産管理、災害リスク軽減（DRR）、食料安全保障、水工学、災害リスク軽減、洪水災害リスクの軽減、子供の学習改善、地震工学、災害軽減の分野で学んでいる。

途上国への国際協力活動実績が2年以上あるNGO・大学・公益法人団体等)、支援型(日本国内外で国際協力活動実績が2年以上あるNGO・大学・公益法人団体・任意団体等(海外での活動経験は不問))、地域活性化特別枠(地方自治体(実際の事業実施においては、地方自治体が指定するNGO、民間企業等の団体が、実施団体となることも可能))の3つのタイプに分かれる。

1-5 民間交流の状況

我が国とネパールの民間交流は、1899年に僧侶の河口慧海が日本人として初めてネパールを訪問したことから始まる。2021年10月時点のネパールにおける在留邦人は1,021名であり、在日ネパール人は97,026人。我が国とネパールの貿易額(2020/2021年)は、対日輸出7.3億ネパール・ルピー、対日輸入は54.6億ネパール・ルピーであり、日本からネパールへの輸出超過となっている。主要なネパールから日本への輸出品目は、衣類、農産品、カーペット、織物等、輸入品目は機械・工業製品、車関連部品、医療関連品等である。我が国からの直接投資は、52.4百万米ドル(2019/2020年度)である。²⁹

ネパールをベースとした日系民間企業の組織としては、在ネパール日本人会商工部会(Japanese Chamber of Commerce in Nepal: JCCN)がある。同組織は、2004年にネパールの産業・経済発展のために、情報交換や相互支援を行うことを目的として発足され、日本とネパールに関連する事業を行う企業51社(2022年11月時点)によって形成されている。

また日本国内の自治体レベルの交流では、長野県松本市がカトマンズ市と、長野県駒ヶ根市がポカラ市、長野県青木村とナムチェ・バザール村、富山県南砺市とツクチェ村が姉妹都市として協定を締結している。³⁰

さらに、1964年に発足された公益社団法人日本ネパール協会では、日本とネパールの民間の相互の友好・協力関係を発展させることを目的として、日本国内に13支部を構え、各支部では地域在住のネパールの人々と活発な活動が繰り広げられている。

1-6 他ドナーの援助動向

1-6-1 主要ドナーの援助動向

ネパールの援助窓口は財務省国際経済協力調整局(IECCD)である。財務省によると、ネパールの国家予算においてODAが占める割合は、2015年のネパール大地震後は29%まで拡大したが、常に30%以下であり、2019 - 2020年の国家予算でODAが占める割合は23%となっている。財務省発行の開発協力報告書(Development Cooperation Report 2019/2020)によると、ネパールにおける援助スキーム別(無償資金協力、有償資金協力、技術協力)のドナー上位5位は、以下の通りとなっている。

²⁹ 外務省ネパール基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html> (2022年11月11日参照)

³⁰ 国際友好・姉妹提携等の状況(令和2年10月現在)長野県HP <https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai-kouryu/sangyo/kokusai-kouryu/kouryu/yuko/index.html> (2022年11月11日参照)
県及び市町村の友好提携状況、富山県HP <https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyousei/kokusai/yuukoutochi/kj00004574.html> (2022年11月11日参照)

表-12 援助スキーム別ランキング（金額：100万米ドル）

順位	無償資金協力		有償資金協力		技術協力	
1	EU	50	ADB	572	米国	126
2	イギリス	49	世銀	430	英国	95
3	ADB	40	IMF	214	UN	44
4	中国	33	インド	72	スイス	37
5	世銀	31	中国	30	ドイツ	26

出所： MOF, Development Cooperation Report, p8, Figure 8 Highest disbursing development partners by type of assistance, 2019/2020

また同報告書によると、上位10ドナーがODA支援全体の94.7%を占めており、多国間協力がODA支援全体の71.0%を占めているとしている。

最大のドナーであるADBは、93.5%が有償、6.5%が無償の資金協力である。セクターとしては、農業、保健、都市開発、エネルギー、労働分野の支援を行っている。ADBに続き、第2位の世銀では、95.4%が有償、4.6%が無償の資金協力である。セクターでは、財政改革、住居、政策と戦略策定、保健、道路、運輸分野の支援を行っている。第3位を占めるIMFは、金融セクター改革の支援を行っている。

第4位は米国で、二国間協力のトップドナーである。スキーム別では、無償が18.4%、技術協力が81.6%を占めている。セクターとしては、保健、地域開発、農業、震災復興、教育となっている。第5位を占める英国による支援では、51.3%が無償、48.7%が技術協力である。セクターとしては、保健、災害復興、総務、教育、経済改革となっている。第6位を占めるインドでは、77.1%が有償、22.9%が無償資金協力である。分野は、エネルギー、道路交通、災害復興である。

なお日本は、中国（7位、ODA支援全体の5%）に次いで第8位（同4%）であり、二国間協力では第5位であった。

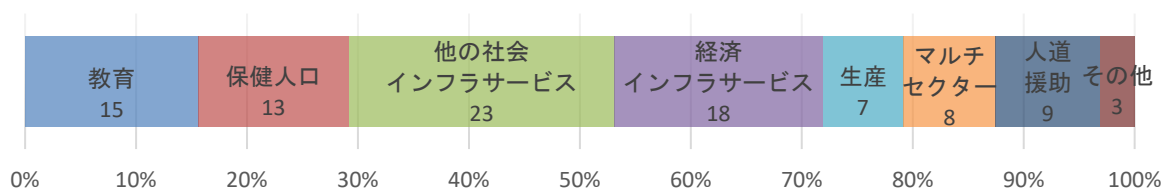
表-13 主要開発パートナーによる援助

順位	ドナー名	有償	無償	技術協力	セクター	全 ODA に占める割合
1	ADB	93.5%	6.5%	-	農業、保健、都市開発、エネルギー、労働	31%
2	世銀	95.4%	4.6%	-	財政改革、住居、政策と戦略策定、保健、道路、運輸	23%
3	IMF	100%	-	-	金融改革	11%
4	米国	-	18.4%	81.6%	保健、地域開発、農業、震災復興、教育	6%
5	英国	-	51.3%	48.7%	保健、災害復興、総務、教育、経済改革	5%
6	インド	77.1%	22.9%	-	エネルギー、道路交通、災害復興	5%
7	日本	9.0%	27.4%	63.5%	道路、エネルギー、農業、保健、都市開発、気候変動、ガバナンス ³¹	4%

出所： MOF, Development Cooperation Report, p27-32, p43,2019/2020

³¹ 日本による援助セクターについては出所資料に記載がないため国別開発協力方針（2019年）別紙「対ネパール事業展開計画」を参照した。

またOECD（Data at a Glance, 2019-2022）³²が示している、ネパールにおけるODA全体による二国間協力での支援分野の上位は、他の社会インフラサービス23%、経済インフラサービス18%、保健人口13%となっている。



1-6-2 他ドナーによる留学事業

ネパールにおける他ドナーによる類似事業としては、韓国、中国、オーストラリア、オランダ、タイなどの二国間政府による協力、コロンボプランや（日本の拠出による）世銀、ADB、IMF などの国際機関を通じた協力、及びフルブライト基金などの非政府組織による奨学金事業がある。連邦総務省の資料によるとネパール政府の公務員は、過去5年間に日本を含む17カ国で修士号、博士号を取得している。³³

一般市民に対する奨学金の管理は文部科学技術省が所管となっているのに対し、行政官が対象となるドナーによる奨学事業は援助の一形態という意味合いから、ドナーからの援助一般を扱う財務省のIECCDが窓口となっている。ネパール政府は、行政官を対象とした修士号取得を目指した奨学金支援は、行政官の研修として捉えている。ネパールにおける主な奨学金については、表-14にまとめ、制度の違い等をつけて記載する。

表-14 ネパールにおける他ドナーの留学事業

国名	オーストラリア	事業名	Australia Awards Scholarships
分野	防災、経済、教育、社会的包摂（ジェンダー、障害等）、ガバナンス、保健、環境、インフラ整備等		
対象	行政官を含む一般市民		
人数	ネパールに振り分けられた枠と国際競争枠があり、予算や候補者の質等により、年度により受入人数が上下する。		
博士	なし。但し研究者を対象とした他の奨学金がある。		
特徴	奨学金枠の半数を女性に振り分け。障害者・少数民族等への配慮がある。		
国名	韓国	事業名	KOICA Scholarship Program
分野	気候変動、社会経済、ICT 政策、行政・行政改革・農業経済、農業生産、都市・地域開発、保健政策と財政運営強化、農業付加価値化、E ガバメント、エネルギー科学と政策、ジェンダーと農村開発、財政・税制政策、ジェンダーと開発、地方行政、貿易・産業政策、航空管理、ICT 融合に基づく技術起業競争力強化、経済開発、国際教育リーダーシップ、漁業科学、SDGsのための能力強化、市民社会リーダーシップ、ジェンダーリーダーシップ		
対象	政府職員（及び一部の国際 NGO 職員）		
人数	国ごとの割り当てがなく、年によって異なる。		
博士	ICT 融合に基づく技術起業競争力強化、ジェンダーリーダーシップ 2 コースのみ。但し対象は KOICA 奨学金帰国留学生に限定しており、ネパールからの留学はこれまでにない。		
特徴	例外的にネパール政府と韓国大使館の推薦を得た国際開発 NGO 職員、社会経済プログラムの私企業の従業員も応募可能。		

³² https://public.tableau.com/views/OECDDataataglancebyrecipient_new/Recipients?:embed=y&:display_count=yes&:showTabs=y&:toolbar=no?&:showVizHome=no OECD DAC Aid at a glance

³³ オーストラリア、中国、韓国、タイ、バングラデシュ、インド、ベラルーシ、インドネシア、アゼルバイジャン、マルタ、スイス、トルコ、オーストラリア、ウズベキスタン、アイスランド

国名	中国	事業名	MOFCOM Scholarship
分野	国家開発、公共政策、商学、教育学、外交、国際関係、国際対話、中国の行政、都市開発、交通工学、森林経済政策、観光ホテルマネジメント、産業工学、情報通信工学、公共衛生、漁業科学、気象学、ソフトエンジニアリング、会計学、環境工学、環境管理、法学、電気工学、鉄道輸送工学、事業管理、比較教育学、ガバナンス、女性リーダーシップと社会開発、上級看護学、鉄道輸送機器工学、監査学		
対象	行政官。但し一部民間セクターも応募可能		
博士	理論経済学1コースのみ		
特徴	修士に1年(10コース)と2年(27コース)がある。		
国名	英国	事業名	Chevening Scholarship
分野	多岐		
対象	行政官を含む一般市民		
人数	全世界で年間1,600名程度		
博士	なし。但し他の奨学金で博士号取得を目的としたものや、研究留学ができる。		
特徴	期間は1年		
国名	米国	事業名	Fulbright Foreign Student Program
分野	医学以外の分野		
対象	行政官を含む一般市民		
人数	ネパールに固定枠はなく年度により受入人数が異なる。		
博士	あり		
特徴	運営は政府ではなく非営利団体		

対象国の開発課題に資する人材育成というJDS事業と同様の目的を持つ、オーストラリア、韓国、中国の奨学金については、ドナー、及び帰国留学生³⁴からの聞き取り調査を実施した。各奨学金事業についての情報を以下にまとめる。

(1) オーストラリア

1) 受入人数、対象分野

Australia Awards Scholarships (以下、Australia Awards) は、公共セクター、NGOセクター、民間セクターを対象とした、開発、経済、公共政策分野における修士号取得のためのオーストラリア政府による奨学金事業である。当該奨学金の南アジア地域の募集対象国は、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカである。事業予算が年度ごとに異なることから、毎年受入人数は変動する。過去のネパールの留学生数は、2019年度は29名(行政官13名)、2020年度は23名(行政官14名)、2021年度は7名(行政官3名)である。

表-15 Australia Awards Scholarshipsによる過去3年間のネパール留学生数

年度	男性	女性	合計	行政官留学生数
2019	12	17	29	13
2020	12	11	23	14
2021	3	4	7	3

出所：在ネパールオーストラリア大使館提供

³⁴ 中国についてはドナーからの聞き取りができなかったため、帰国留学生から聞き取りを行った。

2) 対象者

行政官だけでなく民間セクターも含めて対象としている。ジェンダーの平等性と社会的包摂を重視している点が事業の特徴として挙げられる。そのため、受入枠の中で女性枠を設けて男女別に審査を行っている。2019年の域内平均では、女性の割合が55%、障害者の割合は6%を達成した。

3) 募集・選考

近年は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインで説明会を実施して応募を勧奨していた。オンラインによる説明会は、遠方の応募希望者にも積極的に働きかけることができるため、好評である。今後は対面の説明会も再開し、オンラインと組み合わせて説明会を実施することを考えている。説明会では大学のコースの選択についてもアドバイスを行っている。

選考期間は5月～8月の4ヵ月。(5月1日の応募締め切り後、第1次選考：書類、第2次選考：インタビュー(筆記が課せられる場合のある)、8月合格通知、翌年1月頃渡航)

奨学金の需給が決定した後に、本人が希望する大学(上限2校)に出願する。留学生として選ばれても、大学から入学許可が得られない場合、また査証が承認されない場合は、奨学金が取り消しとなる。

4) 博士課程

2017年まで南アジア地域の募集対象国内で唯一、博士課程の受入枠を設けていたが、オーストラリア政府による別スキームが研究者育成を目的として博士応募者を受入対象としているため、開発の実務者を養成することを目的としているAustralia Awardsでは、現在は受入枠を設けていない。

5) 帰国後の二国間強化

Australia Awardsでは短期研修と長期の修士留学を実施しているが、どちらも二国間関係の強化に貢献するものと考えている。帰国生のプログラムにも力を入れており、帰国後のプログラムのための人員を代理機関に配置している。帰国生が利用できる助成金制度を設けており、これまでに60件以上の社会貢献活動プロジェクト³⁵が各国で実施されている。予算は年度ごとに異なるが、1プロジェクトの予算は1,000豪ドル～3,000豪ドル程度(2023年度の上限は27万ネパール・ルピー)とのことである。³⁶その他、ニュースレターの発行では、留学生の業績の共有、ネットワーキングの場の提供などを行っている。地域開発や各国のジェンダー平等促進についての討議を行う地域フォーラムも帰国生を対象に開催している。

³⁵ 国により優先分野が異なるが、ネパールの場合は、2023年はジェンダー平等、障害者と社会的弱者のインクルージョンである。これまでに気候変動、社会的弱のための市場開発等が対象事業となっている。

³⁶ Australia Awards (2023) Alumni Innovation Grants 2023.
<https://australiaawardsnepal.org/alumni-innovation-grants-2023/> (2023年4月12日参照)

6) インターンシップ

インターンシッププログラムは一部の留学生が参加しており、留学生自身作成した Development linkage planに基づき、各自がインターンシップ先を探す。Australian Awardsもインターンシップ先探しを支援している。言語の問題がないためインターンシップの実施は比較的容易である。

7) 家族の随伴

Australia Awardsは、家族の随伴を認めているが、乳幼児がいたり、障害のあるため支援が必要である留学生を除き、生活基盤が確立した後の家族の随伴を推奨している。

(2) 韓国

1) 受入人数、対象分野

韓国政府の奨学金事業であるKOICA Scholarship Programは、アジア地域内では、12カ国（バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、モンゴル、ネパール、パキスタン、スリランカ、フィリピン、東ティモール、ベトナム）を対象としている。

ネパールに割り当てられた受入枠というものはなく、受入大学毎におおよその受入枠が設定され、全世界からの応募者を選考するため毎年受入人数は変動する。過去のネパールの留学生数は、2019年度は15名、2020年度は1名、2021年度は19名、2022年度は14名である。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全く応募がなかったため、応募期間を延長したが、1名のみが派遣されただけだった。

表-16 KOICA Scholarship Programにおける過去4年間のネパールの参加者

年度	募集コース数	女性応募者数	受入人数（修士）		
			男性	女性	合計
2019	20	5	13	2	15
2020	18	0	1	0	1
2021	21	13	16	3	19
2022	22	4	12	2	14

出所：KOICA ネパール事務所提供

2) 対象者

政府職員（及び国際NGO職員の場合は、対象国政府及び韓国大使館／国連機関／対象国KOICA事務所からの推薦状）、年齢40歳以上、KOICA Scholarship Programを一度辞退している者や途中で本帰国したことのある者は対象から外れる。

3) 募集・選考

ネパール政府に対しては、1コースに対して2名の推薦、2名の補欠推薦、合計4名の推薦を依頼している。30%以上を女性に割り当てて推薦するよう要請しているが、現在までのところ、達成していない。

3月～8月の約半年。（3月の応募締め切り後、4月第1次選考：書類、4月～5月第2次選考：電

話インタビュー、5月～6月第3次選考：健康診断、6月合格通知、8月渡航)

4) 博士課程

2021年より博士課程を開始後、2021年には2コース、2022年には3コースの募集を募ったが、これまでにネパールからの応募者はいない。応募資格条件として、KOICAプログラムで修士号を取得した者に限定している。

5) 帰国後の二国間強化

帰国留学生は2001年に創設されたKOICA Alumni Association of Nepal (KAAN) のメンバーとなる。KOICAの短期・長期帰国留学生の知識と経験の共有の場として、セミナー、会議、ワークショップなどを開催し、留学経験の共有や、研究結果を発表したりしている。活動の企画・実施は同窓会メンバーが行い、予算はKOICAが承認する。

6) インターンシップ

留学期間が約18ヶ月（最長21ヶ月）と短期間であり、学位取得に集中する必要があることから、インターンシップのニーズは聞かれていない。

7) 家族の随伴

留学期間中の家族の随伴は認めていないが、短期の滞在は認めている。ただし、大学の寮での宿泊は認められていない。

(3) 中国

1) 受入人数、対象分野

中国政府では、中国商務部 (Ministry of Commerce of the People's Republic of China: MOFCOM) が修士・博士課程の奨学金事業を実施しており、2022年は修士1年履修 (10コース)、2年履修 (27コース) の合計37コースに対して、応募者を募集している。ネパールからの留学生数の受入人数は不明。

2) 対象者

中国市民以外の途上国の市民、行政官、NGO職員、一般市民年齢45歳以上

3) 博士課程

博士課程は3年履修で理論経済学1コースのみで募集している。

4) 帰国後の二国間強化

中国政府と受入大学の共同企画でワークショップが開催される。優秀な発表内容を提出した者のみが参加でき、航空券代等が補助される。

5) インターンシップ

なし

6) 家族の随伴

留学期間中の家族の随伴は認めてされていない。

第2章 JDS事業の内容

2-1 JDS事業の概要

我が国は、2000年度から無償資金協力によるJDS事業による留学生の受け入れを開始し、2021年度末時点において累計19カ国から5,410名の留学生を受け入れている。2016年度に開始されたネパールJDS事業（第1フェーズ、第2フェーズ）では、毎年20名の修士の留学生（第2フェーズから博士の2名枠が追加）を受け入れている。

2-1-1 ネパールJDS事業の基本設計

JDS事業では、上位目標として「政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。」、プロジェクト目標として「ネパールの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。」ことが挙げられている。以上の目標を踏まえ、2022年10月、第1回現地調査が実施され、同年11月に受入計画概要がネパール財務省と合意された。

(1) 受入人数

2019年度から2023年度に実施されている第2フェーズでは、最大22名（修士：20名、博士：2名）の留学生を毎年受け入れてきた。第3フェーズでの受入人数についても、最大22名（修士：20名、博士：2名）でネパール政府側と合意された。（最終決定は日本政府閣議による）

受入人数（修士）の妥当性については、これまでの事業効果の発現、各省庁のニーズ調査、応募者倍率の予想等から検証を行った。これまでの事業効果については、①ネパール政府内に日本の大学院で修士号を取得した100名の帰国留学生が輩出されている、②帰国留学生の100%が留学前と同等あるいはそれ以上の職位（100名中34名が昇進）で勤務を継続している、③帰国後1年以上を経過した帰国留学生の41.3%が昇進し、そのうち1名が次官級、4名が局長級に昇進している、④政策策定への貢献、所属先の機能強化、二国間の関係強化、アカデミックな国際的ネットワーク構築への貢献などの効果の発現が確認された。また第3フェーズのコンポーネントの主要対象省庁に対して実施したJDS事業による人材育成ニーズ調査では、今後4年間実施されるJDS事業を通して修士号取得を希望する人数の合計が毎年124名³⁷（財政・経済政策40名、行政運営能力強化支援45名、国際関係の構築20名、法制度整備支援19名）に上り、ネパール政府内の人材育成へのJDS事業の貢献の期待値の高さが確認できた。また第3フェーズの推定応募者倍率については、第2フェーズの応募者数をもとに、第3フェーズの枠組みで応募者倍率を予想したところ、平均的倍率は7.3倍と推定されることも記載に値すると思われる³⁸。以上をもって、今後の受入人数を20名で継続することで妥当であるとの

³⁷ 添付資料 7-4 参照

³⁸ 第3フェーズ4年間の合意受入上限数（80名）に対して、第2フェーズ1~4バッチ分の応募者（635名）より、新フェーズで除外されるインフラ開発の応募者数合計（54名）を除外した応募者数（581名）をもって想定倍率（7.3倍）を算出した。

結論に至った。

博士課程の妥当性については別途、2-1-4博士課程への受入継続の検討で後述する。

(2) 重点分野（サブ・プログラム）と開発課題（コンポーネント）

第3フェーズでは第2フェーズと同様に2つのサブ・プログラムから構成される。ただし、第2フェーズのサブ・プログラム「1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発基盤整備」は、第3フェーズでは「1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発」に修正された。またコンポーネントについては、第2フェーズのサブ・プログラム「1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」は、3つのコンポーネント（「1-1. 経済政策」、「1-2. 産業振興政策」、「1-3. インフラ開発」）から構成されていたが、第3フェーズのサブ・プログラム「1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発」では「1-1. 財政・経済政策」の1つのコンポーネントに取りまとめられ、受入人数も変更された。サブ・プログラム「2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」については、第2フェーズと同様に3つのコンポーネントから構成されており変更はないが、「2-2. 国際関係の構築」及び「2-3. 法制度整備支援」の2つのコンポーネントについては、受入人数が変更された。変更点とその背景は以下の通りである。

表-17 修士レベル：第2フェーズ・第3フェーズの受入枠組

第2フェーズ			第3フェーズ		
サブ・プログラム	コンポーネント	人数	サブ・プログラム	コンポーネント	人数
1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備	1-1. 経済政策	5	1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発	1-1. 財政・経済政策	6
	1-2. 産業振興政策	3			
	1-3. インフラ開発	2			
2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	6	2. ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1. 行政運営能力強化支援	6
	2-2. 国際関係の構築	2		2-2. 国際関係の構築	4
	2-3. 法制度整備支援	2		2-3. 法制度整備支援	4
上限人数		20	上限人数		20

1) 財政・経済政策

第3フェーズのサブ・プログラム「1. 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発」については、第2フェーズの2つのコンポーネント（「1-1. 経済政策」「1-2. 産業振興政策」）が1つのコンポーネント（「1-1. 財政・経済政策」）として取りまとめられた。新型コロナウイルス感染症の流行により、落ち込んだ同国経済の立て直しは、持続可能な経済成長が喫緊の課題であり、ネパール政府から挙げた国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策、租税政策、計量経済学、投資環境整備、産業振興政策、海外投資促進政策、ビジネス環境整備、国際開発協力、対外援助・債務管理等の経済・財政政策分野の課題に対応するため、コンポーネントの名称は「財政・経済政策」に変更された。

2) インフラ開発

インフラ開発については、JICAが実施する長期研修がインフラ開発分野に携わる技官を対象としているため、インフラ開発を担う技官の育成支援をJICA長期研修が担い、JDS事業では事務官の育成に焦点を当てるという整理が行われ、第3フェーズから「インフラ開発」コンポーネントをJDS事業から除外することで、先方政府から合意を得た。

3) 国際関係の構築

「留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築」というJDS事業から期待される効果の達成を目指し「国際関係の構築」については、受入人数が2名から4名に増員された。

4) 法制度整備支援

国家の基盤となる各種法律の整備と民主的プロセスを通じた国家づくりが持続的な経済発展に不可欠であり、民主主義を定着させることは、経済成長の実現にとっても重要であることを踏まえ、またネパールにおける「法制度整備」人材育成の高いニーズに応えるべく、受入人数を2名から4名とすることで合意された。

第1次現地調査では、ネパール政府の人材育成ニーズを各省庁からのアンケート及び聞き取り調査から、JDSの援助重点分野及び開発課題ごとに、同国の開発課題に取り組む中核となる行政官が取り組むべき学問領域、想定される研究テーマを確認した。表-18に示す重点分野（サブ・プログラム）と開発課題（コンポーネント）で合意を得た。

(3) 対象機関

前述の通り、JDS事業の対象者である官報公示職は、これまで通り連邦政府から州・地方政府に配置されており、連邦政府の省庁間及び州・地方政府の機関に約2年ごとに異動していることから、第3フェーズにおいてもJDS事業の対象機関を階層（連邦・州・地方）や省庁に限定せず引き続き全省庁とすることとなった。「1-3-5 留学とキャリアパス」に記載の通り、公務員を対象とする奨学金事業は、奨学金委員会によって管理されているため、毎年の募集開始にあたり、運営委員である連邦総務省は全省庁を対象とするネパールJDS事業の方針に従い、対象機関をリスト化し、事前に奨学金委員会から承認を取り付ける。そのリストを再度、運営委員会で承認し、募集が開始されるプロセスを継続することになる。

(4) 受入大学

本準備調査に先立ち、JICAではこれまでJDS留学生の受入実績のある大学及び新たに受入を希望する大学に対して、ネパールJDSにおける想定対象分野開発課題を提示し、各大学より受け入れを希望するコンポーネントごとに受入提案書の提出を募った。その結果、12大学17研究科から計24件の提案書が提出された。各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでのJDS留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、評価要領に基づき、JICAによる受入提案書の評価が行われた。その後、本準備調査の第1次現地調査において、各コンポーネントに対

して提案のあった本邦大学の上位大学をネパール政府に提示し、各大学の特徴等について説明した。その結果、表-18の通り受入大学及び受入人数枠が合意された。

なお、第2フェーズのコンポーネント「経済政策」及び「産業振興政策」を統合する形となったコンポーネント1-1「財政・経済政策」においては、受入人数が6名に変更され、受入大学も見直された。またコンポーネント「2-2国際関係の構築」及び「2-3法制度整備支援」においても、現行フェーズの受入人数2名から4名へ増枠されたことにより、受入大学も1大学から2大学に倍増した。

2-1-2 実施体制

ネパールJDS事業では、これまで運営委員会の役割として、募集選考方法の決定、候補者の面接、留学生最終候補者の承認、帰国留学生の有効活用とフォローアップの仕組みの検討と承認、事業実施上の突発事項に対する措置の決定とその実施等の重要な役割を果たしてきた。また運営委員会を構成する機関については、第2フェーズに引き続き、ネパール側3機関（財務省、連邦総務省、外務省）日本側2機関（在ネパール日本国大使館、JICAネパール事務所）とすることで合意された。

表-18 ネパールJDS事業の受入枠組

サブ・プログラム	1 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発			2 ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり						
コンポーネント	1-1. 財政・経済政策			2-1 行政運営能力強化支援			2-2 国際関係の構築		2-3 法制度整備支援	
受入大学	早稲田大学 大学院	立教大学 大学院	広島大学 大学院	明治大学 専門職 大学院	山口大学 大学院	国際大学 大学院	立命館大学 大学院	広島大学 大学院	九州大学 大学院	慶應義塾 大学
研究科	アジア太平洋研究科	経営学 研究科	人間社会 科学研究科	ガバナンス 研究科	経済学 研究科	国際関係学 研究科	国際関係 研究科	人間社会 科学研究科	法学研究院	大学院 法務研究科
受入数	各研究科2名×4バッチ 合計20名×4バッチ									
想定される研究分野	国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策、租税政策、計量経済学、投資環境整備、産業振興政策、海外投資促進政策、ビジネス環境整備、国際開発協力、対外援助・債務管理等			地方分権、地方行政、行政管理、人事管理政策、行財政管理、地方自治、労働政策、公共政策等			国際政治、国際経済、外交政策、南アジア地域統合、ネパールと他国との外交関係、内陸国としてのネパールの発展、発展途上国との関係、労働問題に関する国際外交、労働政治、移民問題等		民法、刑法、会社法・商法（倒産法を含む）、貿易・投資促進のための法整備、IT法、知的財産法、国際条約法等	
実施機関	財務省									
運営委員会	財務省、連邦総務省、外務省、日本国大使館、JICA ネパール事務所									
対象機関	全省庁									

※ 現行フェーズから変更となった分野・大学は、**太字**で記載。

2-1-3 サブ・プログラム基本計画（修士課程）

第1回現地調査で合意した受入枠組みに沿って重点分野別に基本計画案を作成し、2023年1月に実施された第2回現地調査にて、先方政府に基本計画案を説明し、「添付資料6.」の通り合意を得た。同基本計画では、各重点分野の基本情報とともに、ネパールにおける開発政策における位置づけ、我が国及びJICAの援助方針とこれまでの実績、案件目標と指標、受入大学が提案する活動、ネパール側と日本側の投入、受入の資格条件等が整理されている。修士の受入資格条件を以下に示す。受入要件については毎年募集選考の開始前に開催される運営委員会にて協議し、最終決定される。

ネパールJDS事業フェーズ3修士課程の資格要件

職務経験

- ・ 3年以上政府機関で勤務した経験を有すること

その他

- ・ ネパール国籍を持つこと
- ・ 25歳以上40歳以下（当該来日年4月1日現在）
- ・ ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること
- ・ 対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関及び当局、及びすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル7以上の職位にある官報公示職職員であること。
- ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること
- ・ 心身共に健康であること
- ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ・ 現在、軍籍に属しないこと
- ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと

2-1-4 博士課程への受入継続の検討

ネパールJDS事業では第2フェーズより博士課程が導入され、2019年より上限2枠での受入が開始された。博士課程については、受入継続の妥当性、及び受入人数について、応募者倍率の推定、来日中の博士留学生の研究の進捗状況、博士号取得者のネパール政府での貢献事例、政府内での博士課程のニーズ等を検証し、博士課程の受入を現行の2名を上限とし引き続き受け入れることが妥当であるとの結論に至った。

博士課程の応募では、2019年には11名、2020年には9名、2021年には6名の応募があり、毎年定員数の3倍以上の応募率を示している。指導教員からの推薦状が取得できず応募に至らなかった者を含めると、毎年定員数の10.5倍以上の応募倍率に及んでいる³⁹。前述の通り博士号の取得は昇進の条件とはなっていないものの、昇進の際の加点の対象となっている。過去3年間の応募者倍率の平均は

³⁹ 推薦状取得支援依頼者数は2019年21名、2020年36名、2021年21名。

4.3倍で、第3フェーズでは応募者倍率は3.7倍と予想される。⁴⁰南アジアのJDS受入国の応募者倍率(バングラデシュ2.6倍、スリランカ1.5倍)と比較しても、博士課程への関心の高さが伺える。

ネパールJDS事業の博士課程への留学生受入では、まだ間もないため帰国留学生を輩出するに至っていないが、現在までに3名が来日しており、過去にはコロナ禍の影響等により来日が遅れる問題があったが、全員が順調に研究を進めている。

また他国ドナーの奨学金等により博士号を取得した人材の活躍事例を、第3フェーズの4つのコンポーネント全てにおいて確認することができたことから、博士号のニーズは高いと推定される。

さらに、連邦総務省、工業・商業・供給省、農業省には10名以上、国家計画委員会、最高裁判所には5名以上の博士号取得者が在籍しており、主要対象省庁のニーズ調査によると、回答者の72.2%が博士号取得者は政策策定・実施において大きな役割を果たしていると回答した。また自分が所属している省庁では今後も博士号取得者が必要であると思うかという質問では、全ての省庁から必要であるとの回答を得た。今後4年間実施するJDS事業で、各省庁が博士号の取得を望む人数に関しては、全省庁合計89名／年に上り、ネパール政府における博士号取得を通じた、高い知識を有する人材育成に向けたJDS事業への高い期待値も伺えた。更に、公務員の人事・人材育成を所掌する連邦総務省からは、博士卒の増員の提案もあった。

以上から、博士課程についても、引き続き、上限2名での受入は妥当であるとの結論に至った。一方、ネパールJDS事業における博士課程の課題としては、1-1-3 ネパールJDS事業の成果と課題で記載の通り、留学生候補者の辞退が挙げられる。本調査では、今後の博士課程留学生の受入の継続には、留学生候補者の強力な辞退防止策の導入が不可欠であることが確認され、本準備調査についてネパール政府財務省と調査団との間で交わされた協議議事録(M/D)にもその旨が記載された。

表-19 博士号取得者の活躍事例

コンポーネント	名前／博士号／取得国／具体例
財政・経済政策	Dr. PAUDEL Kamal, Director, Department of Custom, Ministry of Finance (理論経済学／中国) 輸入制限政策、内外債務政策などの政策策定に貢献 Dr. DAKAL Narayan, Under Secretary, IECCD, Ministry of Finance (国際援助管理／日本) 国際経済協力調整局での援助管理に貢献
行政運営能力強化支援	Dr. WAGLE Radha, Joint Secretary, Climate Change Division, Ministry of Forests and Environment (森林学／オーストラリア) 森林分野におけるジェンダー主流化を研究後、当該分野を含む様々なセクターのジェンダー主流化に貢献
国際関係の構築	Dr. THAPA Surendra, Counsellor of Nepal's Permanent Mission in New York, Ministry of Foreign Affairs (外交政策／インド) 外務省高官として活躍 Dr. PAUDEL Damaru Ballav, Director of Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation, Ministry of Foreign Affairs (経済学／日本) 外務省高官として活躍
法制度整備支援	Dr. GHIMIRE Ram Prasad, Secretary, Commission for the Investigation of Abuse of Authority (公共政策／オーストラリア) ガバナンス部門の改革に貢献 Dr. GHIMIRE Tek Bahadur, Deputy Attorney General, Office of the Attorney General (サイバー政策／韓国) サイバー法改正の策定に貢献

⁴⁰ 第3フェーズ4年間の合意受入上限数(8名)に対して、第2フェーズ1~3バッチ分の応募者(26名)より、新フェーズで除外されるインフラ開発の応募者数合計(4名)を除外した応募者数(22名)をもって想定倍率(3.6倍)を算出した。

ネパールJDS事業における博士課程の受入資格条件を以下に示す。こちらも修士課程同様に受入要件については、毎年募集選考の開始前に開催される、運営委員会にて協議し、最終決定される。

ネパールJDS事業フェーズ3の博士課程の資格要件

- ・ネパール国籍を持つこと
- ・30歳以上45歳以下（当該来日年4月1日現在）
- ・ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの修士号を有すること
- ・応募時に5年以上の公務員としての実務経験があること
- ・対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関及び当局、及びすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル9以上の職位にある官報公示職職員であること。⁴¹
- ・JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること
- ・修士課程修了後、公務員法で定められた一定の年数（実業務及び研究準備を含む）国のために尽くしていること
- ・健康であること
- ・博士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ・原則として、査読付き論文を1編以上発表していること
- ・現在、軍籍に属しないこと
- ・ネパール政府またはドナーから支給される奨学金を得て海外で博士号を取得していないこと
- ・現在、ネパール政府またはドナーの援助により、博士号取得のための奨学金を受給していない、また今後受給の予定がないこと

2-2 JDS事業の概要事業費

2023年度ネパールJDS事業を実施するために必要な事業費総額は（3）の積算条件をもって、総額約4.26億円と見積もられる。日本側とネパール側の負担区分に基づく双方の経費内訳は表-20の通りである。ただし、この額は交換公文（E/N）上の供与限度額を示すものではない。

(1) 2023年度 ネパール国人材育成奨学計画（5ヵ年国債）

概略総事業費 425,806千円

⁴¹ 3-5.課題・提案、(3) 博士課程プログラムの課題と配慮、1) 辞退者の防止で記載の通り、博士課程の要件については、局長級職員の一部除外について検討がなされている。

表-20 JDS事業の概要事業費

(単位：千円)

年度	費目		概略事業費
2023年度 Term-1	実施経費	大学直接経費（検定料、入学金、他）	1,080
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他）	56,427
		運営委員会経費	
		募集・選考関連経費（旅費、会場費、資料費、他）	
		フォローアップセミナー経費	
		帰国関連経費（帰国女性ネットワーク）	
代理機関人件費	直接人件費、管理費	29,905	
2023年度 事業費 計			87,412
2024年度 Term-2	実施経費	大学直接経費（入学金、授業料、他）	89,611
		留学生受入直接経費（航空運賃、国内旅費、支度料、奨学金、他）	
		特別プログラム経費	
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他）	31,393
		来日前・来日後研修経費（会場費、講師謝金、資料費、他）	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
	帰国関連経費（帰国女性ネットワーク）		
代理機関人件費	直接人件費、管理費	29,607	
2024年度 事業費 計			150,611
2025年度 Term-3	実施経費	大学直接経費（授業料、他）	82,922
		留学生受入直接経費（国内旅費、奨学金、他）	
		特別プログラム経費	
	役務経費	現地事務所運営経費（ナショナルスタッフ人件費）	10,562
		中間研修、付加価値プログラム経費	
		訪日モニタリングミッション経費	
	留学生モニタリング・突発対応経費		
代理機関人件費	直接人件費、管理費	18,350	
2025年度 事業費 計			111,834
2026年度 Term-4	実施経費	大学直接経費（授業料、他）	52,114
		留学生受入直接経費（航空運賃、国内旅費、奨学金、他）	
		特別プログラム経費	
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他）	7,817
		帰国関連経費	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
代理機関人件費	直接人件費、管理費	9,861	
2026年度 事業費 計			69,792
2027年度 Term-5	実施経費	大学直接経費（授業料、他）	3,214
		留学生受入直接経費（航空運賃、国内旅費、奨学金、他）	
		特別プログラム経費	
	役務経費	現地事務所運営経費（旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他）	1,331
		帰国関連経費	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
代理機関人件費	直接人件費、管理費	1,612	
2027年度 事業費 計			6,157
事業費 総額 合計			425,806

注：上記の概算事業費は、E/N 上の供与限度額を示すものではない。

(2) ネパール側負担経費

なし

(3) 積算条件

- ・ 積算時点 : 2023年1月
- ・ 為替交換レート : 1米ドル=142.37円、1ネパール・ルピー=1.07860円
- ・ 業務実施期間 : JDS事業第3フェーズ本体事業4期分の流れ(2023年から2026年)に示す通り。
- ・ その他 : 日本政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2-3 相手国側負担事項の概要

ネパールJDS事業運営委員会のネパール側委員は、前述の通り、第2フェーズと同様に、財務省、連邦総務省、外務省から構成される。なお、JDS事業運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割は以下の通りである。

- ・ 協力準備調査における本事業計画策定協議への参加
- ・ 留学生最終候補者の決定
- ・ 帰国留学生の有効活用の促進及びフォローアップ
- ・ その他本事業の運営管理に関する検討

JDS事業に係るネパール政府の役割は、奨学金委員会を通じたJDS事業の政府承認の付与、応募書類の配布促進等を通じた応募勧奨への協力、及び各省庁へのJDS事業協力への働きかけ、留学生の研究休暇の承認、代理機関を通じた留学生の定期的なモニタリング、及びJICAへの報告、帰国留学生の適切な配置と活用である。またエージェントから提出される定期報告書を通じて、JDS事業の進捗や懸案事項についての確認、必要に応じた対応、さらには、留学生の論文作成上で必要なデータの提供等もある。

本事業の目的には、社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、ネパールの21世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官の育成、及び、我が国とネパール政府との人的ネットワークの構築も含まれている。ネパール政府には、本事業で育成された行政官を含む帰国留学生が留学で得た知識を有効に活用できるよう帰国留学生のデータベース化、留学成果の共有の機会の提供、留学生を通じた人的ネットワークの活用促進等が期待される。JDS留学生間の知識の共有とネットワーキングを強化するために、帰国留学生の組織化が有効と思われるが、本準備調査では、ネパール政府が帰国留学生のモニタリングと評価を積極的に行っていくことについても合意された。

2-4 JDS事業のスケジュール

本調査終了後に実施されるJDS事業第2フェーズ本体事業の4期分（2023年から2026年：博士課程留学生の最終バッチ終了時期は2030年）の流れは、以下の表-21の通りである。

表-21 JDS事業第3フェーズ本体事業4期分の流れ
(2023年から2026年：博士課程留学生の最終バッチ終了時期は2030年)

2022年度 受入計画策定 2023年度 案件（2024年度来日）から 2026年度 案件（2027年度来日）まで	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		2029年度		2030年度		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
2022受入計画策定（4バッチ分）、 概略設計																			
2023年度案件（第1期） 第1バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで		○	*	募集選考	留学生来日 ・ 秋入学					修士留学生 帰国	博士留学生 帰国								
2024年度案件（第2期） 第2バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで				○	*	募集選考	留学生来日 ・ 秋入学			修士留学生 帰国	博士留学生 帰国								
2025年度案件（第3期） 第3バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで						○	*	募集選考	留学生来日 ・ 秋入学			修士留学生 帰国	博士留学生 帰国						
2026年度案件（第4期） 第4バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで								○	*	募集選考	留学生来日 ・ 秋入学			修士留学生 帰国	博士留学生 帰国			博士留学生 帰国	

★： 閣議・交換公文（E/N）（その後、贈与契約（G/A）、詳細設計を経てエージェント契約）

本体事業の実施では、今後4年間に渡り毎年、ネパール政府と日本政府の間でE/N、及びG/Aが締結される。JICAは協力準備調査を委託したコンサルタントを代理機関としてネパール政府に対し推薦する。コンサルタントはネパール政府との間にJDS事業の代理機関としての契約を締結し、ネパール政府に代わり事業の実施を担うこととなる。なお、代理機関側による主なJDS事業の実施事項は、1.留学生候補者の募集・選考手続き支援業務、2.留学生候補者への留学情報の提供、3.留学生の来日・入学時に必要な手続き支援業務、4.学費、奨学金等の資金管理、5.来日準備支援・来日時オリエンテーションの実施、6.留学生の滞日中モニタリング（学業面、生活面）、7.帰国プログラムの実施（帰国支援等）、8.受入大学教員による元JDS留学生に対するフォローアップセミナーの開催、9.その他本事業を実施するために必要な業務である。

本体事業の活動の留意点を、以下に示す。

2-5 効果的な募集・選考・出願方法

(1) 募集要項の作成と配布

新型コロナウイルス感染症予防対策、及び効率的に多くの潜在応募者にリーチし、地方配属公務員への配慮として、第2フェーズでは応募者が募集要項・募集広告等広報資料をオンラインで入手できるよう、ウェブサイトが導入された。一方、オンラインでの情報の取得が難しい環境にいる応募者への配慮として、継続して印刷物も準備された。更にJDS事業のブランド化が推進できるよう、ウェブサイトのデザインも改善された。今後もさらなるJDS事業のブランド化につながる魅力的なウェブサイトの開発を継続することが重要である。

(2) 募集説明会

募集説明会の実施については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、第2フェーズ第2バッチよりオンライン（各種説明についてはオンデマンド方式でウェブサイトから講義ビデオを視聴、質疑応答についてはウェビナー方式）で実施されてきた。カトマンズでのみ開催されていた説明会に足を運ぶ必要がなくなったことにより、地方に配属されている公務員にとっての利便が格段に向上したと同時に、対面時よりも説明会の開催回数が増加したことにより、JDS事業に関心のある公務員全員が多くの情報に簡単にアクセスできるようになった。優秀な対象者も地方に配置されていることを念頭に地方からのアクセスに留意することが重要である。

事業関係者からはカトマンズ及び地方における対面での応募説明会の再開を求める声がかかれており、協力準備調査中には他ドナーでも対面での説明会の開催を検討しているとの情報を得た。したがって、オンラインでの募集説明会と並行し、対面での応募説明会の再開についてもコロナ感染状況を確認しつつ検討するよう留意する。

第2フェーズから開始された研究計画書作成の要点の公開説明については、募集要項、ホームページに掲載した研究計画書作成の要点に関するオンデマンドビデオの公開、ウェビナーによる研究計画書作成にかかる質疑応答セッションの開催、本邦大学の修士課程に精通しているネパールの大学教授や研究者による研究計画書作成に関する質疑応答セッションの開催も、応募者の研究計画書の質の向上の観点から継続して実施することが望ましい。

また第4バッチでは、本邦受入大学教員の協力により、研究計画書の書き方の指導や各大学のコースの説明、質疑応答も取り入れられている。

さらに、行政官による研究計画書の策定は、大学教員や研究者とは異なる視点も要するため、帰国留学生による研究計画書の指導も有効と思われる。個別で研究計画についての助言を得たい応募者には、専用の問い合わせ窓口（メール受付）を設置し、帰国留学生が研究計画書案に対してアドバイスを行えるような仕組みの検討も望ましい。

(3) 応募勧奨

募集説明会を通じた応募勧奨に加え、コンポーネントに関連する業務経験や学問的背景のある潜在応募者、将来政府内でのリーダーシップを発揮すると期待される有望な人材について、代理機関より帰国留学生に推薦を依頼し、推薦を受けた人材に対して応募勧奨を実施することも有効であると思われる。他のJICA事業との相乗効果の発現についても考慮し、JICA関係者を通じた応募勧奨も継続されることが望ましい。

(4) 女性の参加促進

女性の応募促進を図るためには、来日後の生活の不安の解消と、家族の合意形成が重要である。第2フェーズでは、女性応募検討者を対象とした募集説明会、女性応募検討者とその家族と、現役女性留学生とその家族とのウェブ懇談会、女性帰国留学生によるメンター制度が代理機関により導入された。本調査において、これらの取り組みは女性の応募促進に有効との意見が多々あることが確認されたことから、今後も継続することは重要である。

加えて本準備調査中、女性行政官のネットワークやジェンダー平等を目的とするアドボカシーグループ⁴²の存在が確認された。それらのネットワークやアドボカシーグループを通じた、新たな応募勧奨の取り組みが検討されることが望ましい。詳しくは、「3-5 課題・提案、(5) ジェンダー平等推進の取り組みと女性リーダー育成」を参照のこと。

(5) 二国間関係強化につながる人材の確保

第2フェーズ第3バッチより、JDS事業が外交的に資する事業となるよう、二国間関係強化に資する人材を選考するため、修士、博士の最終の面接において、①候補者の二国間関係強化に貢献するための具体的な計画、②帰国後の二国間関係強化への貢献が期待できる組織や役職に就任する可能性、③候補者の日本との二国間関係強化への姿勢の3点が、これまでの評価項目に加えられた。また同フェーズ第4バッチでは、二国間関係強化につながる人材を確保するため、「国際関係の構築」コンポーネントの重点対象機関である外務省が協力し、外務省職員を対象とした募集説明会を代理機関が実施し、第2フェーズ開始時以降初の外務省職員による応募が発見した。本現地調査での聞き取りでは、今後の継続した協力がネパール外務省から約束された。外務公務員向けの重点的な応募勧奨を継続していくことは、二国間関係強化につながる人材確保の観点から効果的である。

(6) 面接対策支援

第1フェーズでは実施されていなかった専門面接、及び総合面接に向けた模擬面接が、第2フェーズでは代理機関により導入された。コロナの影響のなかった第1バッチの募集選考では対面で（一部、地方在住者にはオンラインで）模擬面接が実施され、第2バッチ以降はオンラインで模擬面接が実施されてきた。この模擬面接によって、応募者が自分の準備不足を把握し、本番の面接に向けて入念に準備ができ、最終的に合格に至ったという意見が多く聞かれているため、次フェーズでも継続することが望ましい。

(7) オンライン応募受付

ネパールJDS事業（修士）では、オンラインでの応募書類受付が開始されている。第2フェーズの代理機関は、第3バッチの応募受付からJDS事業用自社システムを構築し、運用体制が整えられている。これにより、応募時に所属先が地方にある応募者にも、公平な応募の機会が与えられることになった。自社システムの運用にあたっては、「情報セキュリティ運用規定」が整備されており、代理機関が既に設けていた「情報管理・秘密保持規定」、「個人情報管理規定」に、情報セキュリティインシデント発生時の対応と自己点検についての条項を追加し、万が一のインシデント発生時に対応できるよう万全の体制が整えられている。またJDS事業関係者（本社、及び現地事務所）の情報セキュリティ意識を徹底するため、Eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施や、情報セキュリティ強化につながるコンプライアンス

⁴² 女性行政官のネットワークは女性子供高齢者省局長を含む局長級の女性行政官により組織されている。ジェンダー平等のアドボカシーグループは Australia Awards 帰国留学生である森林環境省気候変動課局長により組織されている。

研修についても定期的にも実施している。引き続きオンラインでの応募受付を問題なく遂行できるように、情報セキュリティ強化に向けた取り組みを継続することが重要である。

2-6 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動等

2-6-1 来日前後のオリエンテーション実施

来日前オリエンテーションでは日本での生活に馴染めるよう、日本の文化、生活、習慣について講義を行う。特に来日前後に実施する日本語の授業は、日本での生活に不可欠であると共に、留学中に留学生が二国間関係の強化に資する人材となるように、日本におけるネットワーク構築や知日派育成の観点からも、充実した研修を実施することは重要である。そのため、第2フェーズ第3バッチ（2021年度の留学生以降）からN5レベルの日本語の習得を目標として、研修時間が大幅に拡大されることになった。来日前の現地での授業と来日後の日本での授業がシームレスに効果的に実施されるよう、日本における日本語教育機関が現地日本語学校と連携する形で研修が実施するよう留意する。

第2フェーズの代理機関は、来日後のオリエンテーションでは、日本で多々発生する自然災害の防災対策として、防災専門家による講義を実施するとともに、消防署の防災教育センターにて、地震の揺れの体験や、火災の煙からの避難要領等、防災に関する知識や技術を学習し、留学生自身で身を守れるように支援を行ってきたことが確認されている。ネパールでは、日本と同様に豪雨による洪水や地滑り等の自然災害が頻繁に発生している他、2015年には大地震による大きな被害を経験している。このような施設を訪問することは、日本の防災対策技術や意識等、日本に関する知見の拡大や、自国での適用にもつながると思われるところ、継続した実施が望ましい。

これまで来日したJDS留学生の中にはJDS事業の規則、ひいては社会的な規則を守らない者や近隣住民とトラブルを起こす者も散見された。これまでの事例としては、i) JDS事業のルールで禁止されているアルバイトを行っていた、ii) 本人や家族の騒音へのクレームやゴミ出しマナーを遵守しないことによる衛生面での近隣住民等からクレームがあった、iii) 電車の中での迷惑行為で警察に拘束された、iv) 住居退去時に未払いの費用が発生したため代理機関が立替えて支払い、留学生本人へ請求したところそれに応じなかった、等で、JICAから来日後オリエンテーション等の機会に注意喚起を促すよう伝えられた経緯があった。

規則違反やトラブルを未然に防ぐため、来日前オリエンテーションや来日後オリエンテーションでは、特にコンプライアンスについて重点的に説明し、コンプライアンスに違反しないことを約束する誓約書を予め取り付けるよう留意する。

2-7 モニタリング・厚生補導

帰国留学生への調査結果から、JDS事業を選択した理由として、30.0%が代理機関による厚生補導等の支援があることを挙げている⁴³。

⁴³ 添付資料 7-6 参照

2-7-1 実施体制

第2フェーズの代理機関では、各大学所在地域の在住者の中から地域支援員を雇用し、留学生の現地での学業や生活がスムーズに行われるよう、きめ細やかなサポートを行う体制を構築しており、地域支援員は、JDS事業の運営管理に効果的であることが確認されている。ネパールJDS留学生に対しても、帰国したJICAボランティアのネパールOB/OG会組織、大学所在地域の外国人支援NPO、大学の留学生支援サークル等との協力のもと、代理機関が信頼できる地域支援員の確保に努めることは重要である。

2-7-2 モニタリング

第2フェーズより四半期毎に実施するモニタリングでは、留学生本人のみならず指導教官との面談も代理機関により開始された。その際に、学業面のみならず、精神面・生活面も確認し、必要であれば前述の地域支援員に支援を依頼されており、留学生の学業の進捗の判断材料として留学生の成績表も取り付けられている。加えて、知日派育成プログラム、付加価値研修、交流会、地域活動、ボランティア活動等の課外活動への参加状況も確認し、二国間関係強化に資する人材の育成の支援となる情報が提供されている。

博士課程の留学生は、3年間での学位取得の達成するため、研究のモニタリングに特に留意し、研究及び論文執筆の遅延については関係者間で早期解決を図る。ある受入大学からは、代理機関のモニタリングの指標として、論文に費やす時間数を入れると良いという提案があり、文系の場合は、週24時間程度を最低の指針とすればそれなりに結果が出るとの説明があった。このような数値的指標をモニタリングの指標として加えることも有益だと思われる。

モニタリングでは、学業のみならず健康面のモニタリングも重要であり、特にメンタル不調に対しては、タイムリーに対応すること留意する。前述のコンプライアンスの順守についても、モニタリング時には留学生に注意喚起することが重要と思われる。

2-7-3 厚生補導

JDS事業では留学生の住居探し、入居支援、日本での生活に必要な届け出、病気や事故・災害発生時の支援、住居からの退去等、来日から帰国までの生活を代理機関が支援している。JDS留学生が地域コミュニティの一員として問題なく過ごせるよう、前述の地域支援員により以下のような支援も行われている。

- ・ 生活開始時の引っ越しや買い物への支援
- ・ 地元の生活上重要な場所の案内（災害の際の避難所、英語が通じる病院、役所等）
- ・ ゴミ出しマナーやルール等の生活アドバイス
- ・ （代理機関が対応不可能な）突発的な病院への付き添い
- ・ メンタルサポート

厚生補導に係る留意点3点を以下にまとめる。

(1) 入居支援

来日後オリエンテーションでは、家賃制度、敷金、礼金、鍵交換料、退去時の原状回復等、不動産賃貸に係る習慣を説明する。またこれまでの留学生が直面した問題についても共有し、後々、留学生の住居関係でのトラブルを回避するようにする。大学寮や宿舎情報の提供、物件探しや契約時の支援を行う際には、単身か家族連れか、大学やスーパーマーケット、コンビニまでの距離、ほかのネパール人留学生住居までの距離等、情報を予め提供し、留学生本人が納得のいく物件を選べるように配慮する。現在、日本国内におけるネパール人は10万人に迫る。東京には、ネパール人による不動産会社もあり、ネパール人が多く住む地域の情報に詳しい。来日後の留学生の安定した生活につながるよう、それらの不動産会社の利用も検討する。

(2) 災害対応

災害発生時における留学生の安否確認は必須である。留学生の災害時連絡用のSNSグループを作成し、震度5強以上の地震が発生した際は、大学所在地に関わらず速やかに安否確認を実施する。また留学生や大学の所在地域での同規模以上の地震が発生した場合については、電話、メール、SNS等のあらゆる媒体を同時に使い、一刻も早く安否確認できるよう努める。更に、住居選定時には契約書へのハザードマップ情報の記載、及び最寄りの避難所の位置を確認させる。加えて、代理機関は、防災用品を購入し、留学生に配布する。

(3) 帰国の際の留学生への必要手続き支援

留学生の家族に関係する手続きや支援は業務対象外となるが、留学生のモチベーションの低下とも関連するため、留意が必要である。他国JDS事業の帰国留学生ではあるが、卒業式に家族が同席できなかったことが不満となった事例がある。留学生には留学生自身の帰国以前に家族を帰国させるように指導するが、第1フェーズで代理機関が指導していた「一律に修了一ヶ月前に帰国しなければならない」といったような規則は設けないことが望ましいであろう。卒業式への家族の出席は、留学生からの希望が多い。大学が卒業式への学生家族の出席を許可している場合には、家族が卒業式に出席できる配慮を検討することが望ましい。また第1フェーズのネパールからの留学生では、家族の来日ビザが拒否された際の代理機関からの支援の欠如がJDS事業の評価の低下につながった事例を把握している。第2フェーズの第1・第2バッチでは、コロナウィルス感染症の水際対策強化のために、家族の来日が困難な事態が発生したため、多くの留学生のメンタル面に悪影響を及ぼし、学業への著しい影響があった。この実態を踏まえ、留学生の学業への影響が懸念される重大な事案については、家族に関する問題にも特別に寄り添った対応をすることが望ましい。そのような対応を経験した留学生は、JDS事業に対する愛着が帰国後も継続し、二国間関係強化につながるとと思われる。

2-8 フォローアップの計画

本準備調査では帰国留学生へ質問票調査を実施し、自国の開発課題の解決により貢献するための提案について、72名中61名から提案を得た。回答としては「留学での研究内容に関する政府関係者への発表機会の創設」「留学で得た知識をより活かせる配属先への配属支援」「JDS帰国留学生同窓会の設立」「同窓会を通じた継続的な研究結果発信」「帰国留学生での定期的・継続的な対話」「帰国留学生を対象とした定期的な研修の実施」「帰国留学生の戦略的な配置による、配属先の組織改革」「政府による帰国留学生の有効活用計画の策定と、データベースの構築による帰国留学生の活用」等があり、積極的な意見が上がった。同窓会については、有効回答数60名のうち8名(13.3%)が現在JAAN(JICA帰国研修生同窓会)に、14名(23.3%)がJUAAN(日本留学同窓会)に所属しており、過半数を超える31名(51.7%)はいずれの同窓会にも入っていないとの回答だった。JDS帰国留学生限定の同窓会が必要であるとの回答は93.3%に上り、希望する活動としては、行政官のネットワーク化(91.1%)、日本で学んだ知識や技術の他の帰国生との共有(89.3%)、日本についての情報交換(73.2%)、同窓会を通じた社会貢献(66.1%)の順であった。帰国留留生生のフォローアップ施策は、第2フェーズになり、配属先支援やフォローアップセミナーの開催等が開始されたが、JDS帰国留学生による同窓会は未だ組織されていない。他国ドナーの奨学金事業では、後述の通り、フォローアッププログラムは二国間関係強化に貢献するものと考えられており、帰国生のフォローアッププログラムに力を入れている。

これらの状況の下、現地調査におけるネパール側との協議では、新フェーズにおいてフォローアップ活動に取り組むこと、加えてJDS帰国留学生間の知識の共有とネットワーク作りを強化するために、同窓会の組織化の検討についても確認された。

2-9 日本語枠制度設計の検討

日本語で修士課程を学ぶ日本語枠の設置は、二国間関係強化に資する人材育成の観点からも、JDS事業の成果として高い成果が期待される。本調査では、ネパールにおける日本語枠設置に対する対象機関のニーズ、日本語枠の要件とその要件を満たす行政官の有無、要件を満たすために必要な支援等を把握・確認した。

日本語で修士課程を学ぶ場合、本邦の大学では、応募の際に日本人同様、日本語で研究計画や志望理由の提出が義務付けられる。またJASSOが主催する「日本留学試験」を導入している大学もあり、高度な日本語力が求められている。ネパールにて長年日本語教育に携わるトリブバン大学日本語学科学科長の上村議治氏からの聞き取りでは、日本語で修士課程を学ぶ場合は、最低でも日本語能力検定試験N2、可能であればN1を事前に取得していることが望ましいとのことであった。

現地調査における重点対象機関を対象とした調査では、「JDS事業の応募要件を満たし日本語の能力を有する行政官」は認められなかった。また「日本語で修士課程を学ぶことが英語で学ぶより有益である部署が省庁内にある」との回答もなかった。

またJDS事業の対象者が日本語で修士課程を学ぶことを希望した場合、非漢字圏出身者である日本語能力を有しないネパール人が日本語で修士号を取得するための最低レベルである日本語能力試験N2レベルの日本語能力を習得するには、日本語の学習に通常3年を費やす必要があるとの

ことであった。

以上の調査結果から、今回ネパールでは固定枠として日本語枠を設けることはしないが、今後、ネパール政府内での新たなニーズが認められる場合、帰国後に日本語が活かされる体制が整った場合、また資格要件を満たす応募者が増加した場合には、改めて日本語での修士受入枠を検討することが望ましい。

第3章 JDS事業の妥当性と効果の検証

3-1 JDS事業と開発課題及び国別援助方針との整合性

3-1-1 ネパールの開発計画との整合性

ネパールの上位政策では、第15次5ヶ年国家計画（2019/20年～2023/24年）が策定されている。同計画では、「Prosperous Nepal, Happy Nepali」を2043年までの長期的ビジョンとして掲げ、2022年には、後発開発途上国から、所得拡大、人的資源の成長、経済の脆弱性の削減などを達成し、持続的な開発目標（SDGs）の達成を成し遂げることで、2030年までに上位中所得国となり、2043年には中所得国を卒業するという野心的な成長を目指している。第15次国家計画には、10の長期的国家ゴールが示されている。

JDS事業は、人材育成事業である点から、1.2「人的資本の可能性の開発と最大限の利用」に貢献する。各コンポーネントについては1-1.「財政・経済政策」は1.4「高く公平な国民所得」に直結し、2-1.「行政運営能力強化支援」2-2.「国際関係の構築」2-3.「法制度整備支援」は2.4「良い統治」2.5「包括的な民主社会」に直結しており、JDS事業はネパールの開発計画との高い整合性がある。

表-22 第15次国家計画に示されている10の長期的国家ゴール

No.	1. 繁栄	No.	2. 幸福
1.1	アクセス可能で近代的なインフラストラクチャーと集中的な接続性	2.1	幸福で適切な生活水準
1.2	人的資本の可能性の開発と最大限の利用	2.2	安全で文明的な公正な社会
1.3	高度で持続的な生産と生産性	2.3	健康でバランスの取れた環境
1.4	高く公平な国民所得	2.4	良い統治
		2.5	包括的な民主社会
		2.6	国民の団結、安全と尊厳

出所： Government of Nepal, National Planning Commission, The Fifteenth Plan (Fiscal Year 2019/20-2023/24), p26

3-1-2 我が国のネパールに対する開発協力方針との整合性

我が国の対ネパール開発協力方針（外務省、2021年）では大目標として「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」、重点分野（中目標）として「(1) 経済成長及び貧困削減」、「(2) 防災及び気候変動対策」、「(3) ガバナンスと民主化の強化」が挙げられている。

また対ネパール事業展開計画では、重点分野「(3) ガバナンスと民主化の強化」で、開発課題「3-1) ガバナンスにかかる人材育成」、開発課題「3-2) 法整備支援」をネパールの開発課題として挙げている。JDS事業は「ガバナンスと民主化の強化」における実施プロジェクトとして位置づけられている。

表-23 対ネパール事業展開計画

援助の重点分野 (中目標)	開発課題 (小目標)	協力プログラム
(1) 経済成長及び 貧困削減	1-1 運輸交通インフラ・連結性	運輸交通インフラ・連結性プログラム
	1-2 電力・エネルギー	電力・エネルギープログラム
	1-3 農業	農業・農村開発プログラム
	1-4 教育	教育プログラム
	1-5 保健セクター強化	保健セクター強化プログラム
	1-6 都市環境改善	都市環境改善プログラム
	1-7 民間セクター開発及び産業活性化にかか る人材育成	民間セクター開発プログラム
(2) 防災及び気候 変動対策	2-1 震災復興・防災	震災復興・防災プログラム
	2-2 気候変動対策	気候変動対策プログラム
(3) ガバナンスと 民主化の強化	3-1 ガバナンスにかか る人材育成	行政能力強化プログラム
	3-2 法整備支援	法整備支援プログラム

出所： 外務省 対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）別紙 事業展開計画をもとにコンサルタント作成

JDS事業の第3フェーズでは、開発課題（コンポーネント）として、1-1財政・経済政策、2-1行政運営能力強化支援、2-2国際関係の構築、2-3法制度整備支援を挙げており、国別開発協力方針と高い整合性がある。

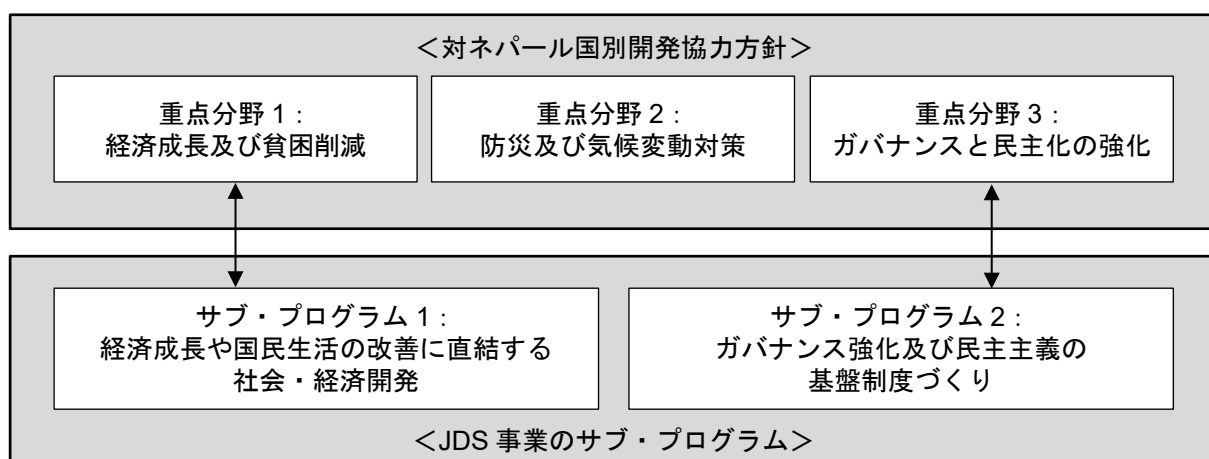


図-2 対ネパール国別開発協力方針の重点分野とJDS事業重点分野（サブ・プログラム）の関連性

3-1-3 我が国の無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力は、被援助国に返済義務を課さずに資金を供与する援助であり、我が国は開発途上国の中でも比較的所得水準の低い諸国を中心として供与を実施している。具体的な供与対象国は、その国の経済社会開発状況と開発需要、日本との二国間関係、要請案件の内容等を総合的に考え合わせ、必要な調査を実施の上決定しているが、援助実施対象国の決定には、国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国基準⁴⁴を一応の目安としている。対象分野としては、基本的には収益性が低く、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業（医療・保健、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発等の基礎生活分野（Basic Human Needs、BHN）、環境、及

⁴⁴ 1人当たり GNI1,205ドル (<https://ida.worldbank.org/en/about/borrowing-countries>)

び人作り分野)が中心である。⁴⁵無償資金協力は、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

ネパールは中国・インドの間に位置し、14.7万Km²の国土に人口は2,914万人(ネパール統計局2021年)が暮らしている。同国は、内陸国という地理的制約や自然災害、社会インフラの未整備、ガバナンスにおける課題等を抱え、主要産業である農業の生産性も低く、所得水準は南西アジアで最も低く、後発開発途上国(LDC)である。ネパールは2015年の大震災から復興の途上にあっただが、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済は大きく落ち込み、持続可能な経済成長が喫緊の課題となっている。同国の発展のためには、自立的発展の中核となるガバナンスを強化し、民主主義の定着を図り、LDC脱却のための支援を継続することが重要な状況と言える。

無償資金協力によるJDS事業の実施は、ネパールが抱える開発課題に対応する優秀な行政官の育成、二国間強化に貢献する人材育成に高く貢献し、二国間関係強化に寄与するものと考えられ、無償資金協力による支援は高い妥当性がある。

3-1-4 我が国の外交政策との整合性

我が国は2016年以降、インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、「自由で開かれたインド太平洋戦略」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)を外交政策として推進している。外務省が発表したFOIPのための新たなプランでは「平和の原則と繁栄のルール」「インド太平洋流の課題対処」「多層的な連結性」「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」の4つの柱の下での取り組みを通して、FOIP実現を推進しようとしている。⁴⁶南アジアに位置するネパールにおけるJDS事業は4つの柱のうち「多層的な連結性」の下で提唱されている取り組みの一つである。「人」の連結性を更に発展させた「知」の連結性の強化」と合致しており、我が国の外交政策との整合性が高い。

3-2 JDS事業で期待される効果

JDS事業は人材育成事業であることから、その効果は長期的に発現されると考えられるため、「政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する」ことを上位目標として設定し、「JDS事業を実施する国の政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位(修士・博士)を取得すること」を支援することにより、「当国の開発課題解決のための人材の育成」、及び「我が国と当国政府との人的ネットワークの構築」を図り、「当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。」ことをプロジェクトの目標としている。

⁴⁵ 援助形態別の概要・取組、無償資金協力とは外務省、(平成27年4月17日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/musho/about.html> (2022年11月15日参照)

⁴⁶ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」外務省(令和5年3月20日)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html (2023年4月12日参照)

またJDS事業のプロジェクト効果は、以下のように期待されている。

- ・ 若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ 若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークが強化される。
- ・ 本邦大学院における専門知識等の習得に加えて、帰国後のキャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

上記の効果を発現させるためには、JDS実施国の人材育成ニーズに合致した受入枠組みの設定、戦略的な人選、実施国の開発課題解決に資する人材育成のための教育プログラムの提供、研究の指導、留学中の大学、及び代理機関が実施する付加価値化研修、帰国後のフォローアップ等、実施国政府、運営委員会、大学による一連の取り組みが重要であり、それらをもって初めて期待される効果の発現が促進される。

3-3 他ドナーの奨学金との比較優位性

JDS帰国留学生からの調査によると、有効回答数70名のうち84.3%にあたる59名が他の奨学金と比較して、JDS奨学金が最も好ましい奨学金であると回答した。主な理由としては、日本が自分の学びたい領域の研究で優れている（58.6%）、受入大学のコースが魅力的（52.9%）、日本と日本人が好き（34.29%）、家族を帯同できる（30.0%）等の回答が多かった。一方、8.6%にあたる6名が「Australia Awards」を、1.4%にあたる1名が「IMF奨学金」、他の1名が「アメリカの奨学金」を最も受けたかった奨学金として回答した。その理由としては、受入国が自身の学問領域研究で先進的である、受入大学のプログラムが優れている、受入大学のランキングが高い、家族を帯同できる（以上豪州）、受入国では英語が通用している、留学生の生活の質が高い（豪州、米国）、奨学金額が他の奨学金より高い（豪州、IMF）等であった。

本調査では、他ドナーの類似事業に関する調査結果から、JDS事業の比較優位性を分析（以下の表-24を参照）し、JDS事業に対する提案事項を抽出した。魅力に関しては、対象機関上層部や潜在応募者に対して、積極的に発信をしていくと共に、更にJDS事業の比較優位が高められるよう、検討事項に対しては、今後、留意をしていくことが必要だと思われる。それら検討事項の詳細については、準備調査報告書最終版の3-5課題と提言に取り纏める。

表-24 他ドナーの奨学金との比較優位性

項目	JDS 事業 優位性	JDS 事業	オーストラリア	韓国	中国
ネパールからの 受入留学生数	◎	修士20名、博士2名と受入上限人数が固定化されており、受入国との継続的な関係構築が可能。	事業予算が年度ごと異なり受入人数は変動する。2019年度は29名（13名）、2020年度は23名（14名）、2021年度は7名（3名） ※（ ）は行政官の数。	ネパールに対する受入枠が固定されておらず、当該年の応募者の大学受入可否により、年度ごとに受入人数が変動する。2020年度1名、2021年度19名、2022年度14名（すべて行政官）	不明
公務員枠	◎	対象者を将来政府の中核となる行政官に絞ることにより、受入国の開発を政策立案から効果的に支援することが可能。	なし	あり	あり
対象分野と大学	○	財政政策・経済政策、行政運営能力強化支援、国際関係の構築、法制度整備支援 対象国のニーズに沿って決められた分野と受入大学を1フェーズ4年間で固定しているため、効果的、継続性に受入国の開発を支援できる。	防災、経済、教育、社会的包摂（ジェンダー、障害等）、ガバナンス、保健、環境、インフラ整備等 応募者が大学（分野）を決定し、優秀な応募者がいた分野に対してネパールから留学生を送ることとなる。	気候変動、社会経済、ICT政策、行政・行政改革・農業経済、農業生産、都市・地域開発、保健政策と財政運営強化、農業付加価値化、Eガバメント、エネルギー科学と政策、ジェンダーと農村開発、財政・税制政策、ジェンダーと開発、地方行政、貿易・産業政策、航空管理、ICT融合に基づく技術起業競争力強化、経済開発、国際教育リーダーシップ、漁業科学、SDGsのための能力強化、市民社会リーダーシップ、ジェンダーリーダーシップ 上記25コースに対して、各1大学が決まっており（2023年募集）毎年見直しがある。	国家開発、公共政策、商学、教育学、外交、国際関係、国際対話、中国の行政、都市開発、交通工学、森林経済政策、観光ホテルマネジメント、産業工学、情報通信工学、公共衛生、漁業科学、気象学、ソフトウェアエンジニアリング、会計学、環境工学、環境管理、法学、電気工学、鉄道輸送工学、事業管理、比較教育学、ガバナンス、女性リーダーシップと社会開発、上級看護学、鉄道輸送機器工学、監査学 上記37コースに対して各1大学が決まっており（2023年募集）毎年見直しがある。
留学期間		2年1.5ヵ月（国際大学のみ23ヵ月）と長期であり、休暇期間が長くなることにより昇進に影響する場合がある。	留学期間は受入大学による。やむを得ない場合、途中で休学できるなど自由度が高い。	17～18ヵ月が主で最長21ヵ月	1年修士：10コース 2年修士：27コース
博士課程	◎	上限2名 受入国の開発課題に直結する高度な知識を有する行政官育成が可能。他国ドナーの支援が少ないため、重要な位置づけにある。	なし 但し他の奨学金で受け入れている。	ICT融合に基づく技術起業競争力強化 ジェンダーリーダーシップ 3年前に開始。但し、KOICA奨学金 帰国生のみが対象であり、受入実績なし	理論経済学3名

項目	JDS 事業 優位性	JDS 事業	オーストラリア	韓国	中国
受入大学の国際 ランキング ⁴⁷		必ずしも高くないことが、一部の 応募者に魅力的でないと判断さ れている。	大学は各自の選択に寄るため、高 い大学の選択が可能	Seoul National University (QS世界 大学ランキング29位)、Yonsei University (同73位) 等、高い大学 が多く含まれている	Tsinghua University (QS世界大学 ランキング14位)、Peking University (同12位) 等、高い大学 が多く含まれている
語学研修	◎	来日前40時間、来日後115時間の日 本語研修を実施し、留学生が速や かに新しい生活を開始できるよ う支援している。しかし、行政官 にとっては、来日前の業務との両 立が困難との意見もある。	英語力が不足している場合は渡 航前に英語コースの受講が可能	事業としての研修はなく、大学入 学後、大学が設置する語学・文化 の授業を受講し、生活に必要な最 低限の韓国語を習得。	不明
奨学金 ⁴⁸		文部科学省奨学金を基準として 支給。奨学金増額を希望する留 学生が多い。	月額支給額 修士:2,466AUD (約226,500円) 奨学金増額の意見はない。	月額支給額 修士:999,000KRW (約104,197円) は、JDS事業と比較すると低いが、 住宅費は大学からの無償提供とな るため、奨学金増額の意見はない。	月額支給額 修士:3,600CNY (約70,000円) 博士:4,200CNY (約81,700円)
渡航中の支援	◎	大学が申請する特別プログラム (年間50万円/人)を通して事前 研修やフィールドワーク、補習等 に充当され、アカデミックスキル の習得支援。 複数国の留学生が研修を受ける ことにより国際的な行政官のネ ットワーキングが可能。	苦手な教科についてTutoring 費 用、選考コースへの知識を更に深 めるために追加のコース費用や 国際会議への参加費用など助成。	ワークショップ、シンポジウム、 セミナー、研究費を助成。	不明
留学生の 支援体制	◎	募集・選考・渡航・留学中の支援・ 帰国に渡り、奨学金プログラムの 代理機関が支援する。	募集・選考・渡航支援は奨学金プ ログラムの代理機関が実施。 留学中は各大学の留学生支援員 が留学生を支援する。	募集活動はKOICAが実施し、選考 は大学が実施。留学中は各大学の 留学生支援員が留学生を支援す る。	留学中は大学の留学生支援員が 留学生を支援する。
家族の帯同	○	来日後3ヵ月から呼び寄せが可 能。	同時渡航が可能。ただし乳幼児が いる留学生や障害のある留学生 を除き、3ヵ月後に家族が渡航す ることを推奨している。	不可。短期訪問のみ可	不可
留学生活		充実した施設の大学寮は少なく、 住居支度料や奨学金からの支出に よって生活を整える必要があり、 奨学金増額の希望が常にある。	大学の施設の充実度が大きな魅 力である。	プールやジム等を備えた学生寮を 大学が無料提供する場合が多い。学 外の住居を含め、家具等の生活用品 を留学生が購入する必要がない。	大学が無償提供する学内寮の居 住。学内の食堂が格安(100円程 度)あるいは無料で生活費が安価 である。

⁴⁷ 「添付資料 7-2 他国ドナー奨学金事業の受入大学」を参照のこと。各大学のランキングについては QS World University Ranking 2023 年を参照した。

⁴⁸ 1AUD (豪州ドル) = 91.8394 円、1KRW (大韓民国ウォン) = 0.1043 円、1CNY (中国人民元) = 19.4562 円 (2022 年 12 月 6 日)

項目	JDS 事業 優位性	JDS 事業	オーストラリア	韓国	中国
ジェンダー配慮	○	女性の応募を推奨しており、女性限定の応募説明会の開催、女性帰国留学生のメンター制度、等、ジェンダー施策を多く実施しており、女性留学生の割合は対象者の女性割合を超えるものの、選考時の女性への配慮は最終選考で男性と同点の場合の配慮にとどまっており、女性留学生の数が半数であるオーストラリアと比較すると女性留学生は少ない。更なる女性の参加率の向上と帰国後のキャリア形成に繋がる、ジェンダー施策の強化が望まれる。	奨学金受給者の半分を女性と定めている。	政府からの推薦での応募者の30%が女性となるよう依頼	配慮なし
社会包括配慮	○	少数民族、障害者、後進地域出身者の応募を推奨しているが、選考での優遇にまでは至っていない。	少数民族、障害者に対し選考にて優遇	特になし	特になし。ただしネパール政府としては、少数民族、障害者、後進地域出身者の応募を推奨
二国間関係強化	○	留学中に付加価値化研修や知日派プログラムを通して日本の開発や文化を学ぶ機会提供により一定の成果がある。継続的な二国間関係強化のためには、フォローアップ施策が望まれる。	フォローアップ施策として、帰国研修生の同窓会を通して、会議、フォーラム、セミナーの開催、留学後の貢献の共有、留学生同士のネットワークキング等を実施。キャリア開発のための研修費用の助成や社会変革のための助成金制度がある。	KOICA帰国研修生同窓会を通して、同窓会が企画したセミナー等を開催。	大学の必修科目(3科目)で中国共産党事務所、自治体政府、工場等を訪問し、課題を提出した。中国政府や政策への理解が深まった。
インターンシップ	○	言葉の関係上、難しいものの、大学の特別プログラムや、他団体と連携して実施している。留学生からは、さらに多くの機会を求める要望がある。	単位が付与される選択科目として、大学が提供する3ヶ月のインターンシップがあり、留学生から高い評価を受けている。	なし	なし
留学生の就労	○	大学でのティーチングアシスタントとしてのみアルバイトが可能	留学生も週20時間までのアルバイトが可能	なし	なし

3-4 プロジェクト評価指標、及び関連データ

3-4-1 プロジェクトの評価指標

2020年にJICAが実施した「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書では、JDS事業の評価指標と5年ごとの評価の実施を提言している。JDS事業の効果の発現に係り定量的、定性的な指標、効果発現の時期等を含めた成果指標を期待される効果毎に検討し、以下の通り取り纏めた。事業の特性上、定量的に表せない成果については、具体的な好事例・教訓を含めた事例の抽出を行う事が重要である。

評価時期	学位の取得を除いて帰国報告会開催時、及び準備調査実施時期に合わせて4年に一度	
指標	学位（修士・博士）の取得（卒業時） JDS 留学生中の学位取得者数	受入大学等の国際競争力の強化（フェーズ終了時） 英語論文数の増加／国際学会への寄稿の増加
	課題解決に資する専門知識の習得 <留学生の能力向上> 自国の開発課題への意識／交渉力・分析能力・指導力／ディスカッション能力・問題解決能力／自信／自分の見解を明確に伝える能力 <研究成果> 自国の課題の分析／自身の研究の自国での貢献 <貢献方法> 修得した知識と技術の活用と共有例／政策・制度の確立や改善／職場での技術等の確立や改善／組織の管理運営の確立や改善／提案したプロジェクトの組織内での実施／国や地方政府の政策や制度の改善／日本人の仕事に対する態度の職場等での紹介	日ネ間の相互理解と友好親善関係の構築 <ネットワーク> 来日中及び帰国後のネットワークの種類例（業務／研究／私的等） <日本に対して> 信頼の拡大／社会・文化の理解深化／共働への興味の増加等 <同窓会活動> 会員間で知識や技術の共有／日本に関する情報の共有／日本文化紹介／定期会合への参加／日本で学んだ技術を使った活動等 <JICA との関係> JICA 研修への参加／JICA プロジェクト従事／専門家等の CP／業務関連の JICA への問い合わせ <その他> 関連イベントへの参加・関連組織、個人と連絡
	帰国生の計画策定・政策立案への貢献 帰国後の所属先でのリーダーシップを発揮する機会の有無／日本で得た知見と経験による、配属先の機能強化への貢献の有無／帰国後のフォローアップの有無・研究分野に関連する政策計画／組織開発の職務に選任されているかの有無	国際的な知的ネットワークの強化 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化／帰国留学生の国際学会会員加入者数／帰国後の研究／知識のジャーナルやプレゼンテーションの発信
帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化 帰国生のリーダーシップ発揮の機会／留学の知見・経験による配属先の機能強化／研究分野に関する政策計画・組織開発の職務への選任	課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成 帰国後の昇進状況／所属先でのリーダーシップ発揮例	

3-4-2 ネパールJDS事業の評価指標に係るデータ

ネパールJDS事業に係る評価指標関連データは以下の通りである。

表-25 ネパールJDSデータシート（2023年3月時点）

年間受入上限人数	第1フェーズ	修士 20名	
	第2フェーズ	修士 20名／博士 2名	
来日実績	合計	合計 143名（修士 140名・博士 3名）	
	性別	男性 116名、女性 27名（女性の割合 18.9%）	
帰国留学生 *2023年3月時点では帰国生は修士のみ	合計	100名	
	学位取得者	100名	
	学位取得率	100%	
	復職率	100%	
	職種	行政職 : 64名 司法職 : 10名 経済計画・統計職 : 7名 その他 : 6名 工学職 : 5名 教育職 : 5名 外務職 : 1名 会計検査職 : 1名 国会職 : 1名	
	昇進者	34名（34.0%）	
	管理職率 （課長以上）	応募時	14名（14.0%）
		現在	45名（45.0%）

3-4-3 過去のJDSの成果状況

(1) 学位の取得

ネパールJDS事業では本調査の実施までに、5期100名の帰国留学生（修士）を輩出し、全員が修士号を取得している。帰国後の留学生全員が復職しており復職率も100%である、学位の取得状況、復職状況からは、本事業の成果が発現していることが確認できた。

(2) 昇進・クリティカルマスの形成

帰国留学生の現況調査によると、帰国留学生の34.0%が昇進をしており、次官級へ昇進は1名、局長級への昇進は4名、課長以上は51.3%であった。修士号の取得は昇進の要件となっているものの、JDS事業を含む海外での学位取得に対する特段の優遇措置はないため、JDS留学経験は昇進に直接貢献しているとは言えないかもしれないが、帰国留学生を対象とした調査によると、留学中に得た専門知識や論理的思考、アカデミックライティング等の技術が昇進試験や面接時に役に立ち、JDS事業での留学経験が貢献したとの回答が得られた。

クリティカルマスの形成については、連邦総務省、首相府等にJDS帰国留学生が集積している傾向が出始めている様子が伺える。また公務員の職種別では、行政職、司法職、経済計画・統計職のJDS帰国留学生が第2フェーズでは64名、10名、7名と増えてきているが、表-27の通り対象者に占める割合は1.1%、0.6%、3.9%とクリティカルマス形成が確認できるとはいえない。

ネパールJDS事業は帰国留学生を未だ5期100名の帰国生を輩出したに留まること、またネ

パールJDS事業が対象とする官報公示職の行政官が省庁間、連邦・州・地方政府間での異動が頻繁であることから、母数に対して3割を超える状態をクリティカルマスの望ましい状態という定義と照らし合わせた場合、特定の省庁・特定の職種に、帰国留学生のクリティカルマスが形成されている状況は確認できなかった。現フェーズよりネパール政府によるJDS帰国留学生の適切な配置への取り組みが開始され、その取り組みの継続が本調査において確認されたが、クリティカルマス形成の観点からは、今後、帰国留学生が各コンポーネントの重点機関に積極的に配置されることにより、中長期的視点においてはクリティカルマスが形成されることが期待される。帰国留学生の配属先は、連邦政府の省庁を横断的に、また連邦政府、州政府、地方政府に縦断的に帰国留学生が配属されており、今後、帰国留学生のネットワーク化が進むことで、政府内で有効に機能するかもしれない。例えば、ネパールと類似する公務員制度を有し、ネパールに先行してJDS事業を開始したスリランカの事例では、大統領府事務局次官補である帰国留学生によると、大統領府からの公式なメッセージを全国に伝える場合に、政府内に横断的に広がる帰国留学生のネットワークが非常に効果的な伝達チャンネルとなっていると述べており、政府内で帰国留学生のネットワークが効果的に活用され好影響を及ぼしていることが確認されている。帰国留学生からの聞き取りによると、現在、ネパールにおける省庁間のやり取りは、Eメールあるいは、紙の文書によりなされており、上位省庁からの通達が全国に広がる政府機関の担当者に速やかに伝わらない場合に、通達への対応に時間がかかる場合があるという。JDS帰国生のインフォーマルなネットワークを通じて、通達事項がフォローされることは、政府内での施策の効果的な実施に有効となる。今後、政府内に横断的に帰国留学生のネットワークが一層広がることにより、そのネットワークが政府内で効果的に活用されることが期待できる。

表-26 帰国留学生の所属先（2022年12月時点）

Target Organization	Number of return fellows
Ministry of Federal Affairs and General Administration	15
Office of the Prime Minister and Council of Ministers	11
Ministry of Home Affairs	9
National Planning Commission	8
Election Commission, Nepal	7
Supreme Court of Nepal	6
Ministry of Finance	5
Ministry of Industry, Commerce and Supplies	5
Ministry of Labor, Employment and Social Security	5
Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation	4
Ministry of Communication and Information Technology	4
Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	3
Ministry of Physical Infrastructure and Transport	3
Financial Comptroller General Office	3
Commission for the Investigation of Abuse of Authority	2
Others, including Ministry of Foreign Affairs	各 1, 計 10
Total	100

表-27 職種別帰国留学生数と割合（2022年12月時点）

職種	対象者数	帰国留学生数	割合（%）
行政職	5,929	64	1.1
司法職	1,666	10	0.6
経済計画・統計職	178	7	3.9
その他	484	6	1.2
工学職	1,022	5	0.5
教育職	2,788	5	0.2
外務職	169	1	0.6
会計検査職	21	1	4.8
国会職	292	1	0.3
全官報公示職	15,219	100	0.7

(3) ネパールの開発課題解決への貢献

帰国留学生の配属機関の課題解決に向けた機能強化への貢献について、アンケート調査では、有効回答者の89.2%が留学で得た知識や経験を活かして、自分の配属先の国家課題解決のための機能強化に貢献していると回答していた。また現地調査における省庁の人材育成担当者への聞き取りでも、帰国留学生が自身の省庁で活躍しているという意見が聞かれた。

同アンケート調査では、約半数にあたる49.2%が政策策定に貢献したと回答していた。策定に携わった法令・政策・国家計画等については、法令は7事例、政策は17事例、開発計画は4事例、標準作業手順書等3事例が挙げられ、地方行政での政策から国家政策や法令、国家計画に至るまでのJDS留学生の貢献が確認された。コンポーネント別には、「経済政策」では経済政策分析や財政管理政策の策定、「産業開発政策」では海外投資と技術移転に関する法案、「国際関係」では海外雇用関連施策の策定、「法整備」では法律扶助と司法へのアクセスに関する政策、「行政能力向上」では行政官研修、公文書管理、教育、交易、ジェンダー平等等の様々な分野での貢献が挙げられた。

修士課程の研究内容を活用している事例も確認された。以下にそれらのグッドプラクティスを挙げる。

- ・ 留学中にICT政策とネパールにおける産業開発事例を研究し、帰国後はICT政策やデジタルサービス税導入に貢献した。
- ・ 修士論文では「開発途上国の 海外直接融資と経済成長について研究し、事例としてネパールにおける海外直接投資の政策的含意を取り上げた。帰国後、外国投資および技術移転法の策定に貢献した。
- ・ 留学中は、ネパールと日本の法律・裁判手続を比較研究した。留学中に得た理論と知識を活用し、法律扶助や司法へのアクセスに関する政策策定に関与している。
- ・ ネパール行政における記録・公文書管理について研究し、研究結果を活かし帰国後は公文書管理・公文書保存政策策定に貢献した。

帰国留学生は横断的、縦断的に異動があり、必ずしも留学で得た知識や経験が常に直接活かせる配属を得ることがないものの、機会に応じて、留学で得た知識や経験を活用し、ネパ


ールの開発課題解決に貢献している事例も多く確認できた。修士課程の研究分野とは必ずしも合致しないものの、連邦政府や地方政府での重要な政策策定や政策決定に携わっている事例について、グッドプラクティスを挙げる。


- ・ 留学後、留学前の役職であった最高裁判所調停委員会主席委員に復職し、県裁判所、最高裁判所での業務を歴任した。その後は、汚職を扱う裁判所である特別裁判所登録事務官に就任し、留学で得た知識と経験を活かしガバナンスの高い国造りに貢献すると共に、法分野の国家計画の策定においては主導的な役割を果たした。
- ・ ネパールの発展のための国家ビジョン、開発政策、定期計画、部門別政策を策定するための、ネパール政府の専門的な諮問機関である国家計画委員会に所属し、第 15 次国家計画の策定において、経済部門のコンセプトペーパー策定から、全体の最終的な完成に至るまでに指導的な立場で従事した。これまでに「中期歳出枠組策定のためのガイドライン」「財政説明責任法」と「財政説明責任規則」の策定にも従事した。
- ・ 県事務所のトップである県主席次官として組織を率い、同県の政策決定プロセスを主導している。県主席次官の任期を終えた後には、連邦政府の中央省庁に異動し、留学で得た知識と経験を活かして、政府の政策決定で主導的な役割を担っていく予定である。


帰国留学生が策定に貢献したと回答した、法令・政策・開発計画等の一覧は、「添付資料7-3」の通りである。


(4) 二国間関係寄与

帰国留学生を対象としたアンケート調査によると、回答者のうち85%が帰国後日本とネパールの二国間関係強化に貢献していると回答していた。その例としては、多くは日本や日本人について職場・友人・親類に伝えている、大学院や地域で知り合った日本人との関係を保っている、受入大学の教員と友好的関係を保持しており、継続的に教員の研究をサポートしている等であった。その中でも、グッドプラクティスとして、以下の4例を挙げる。

<p>Mr. REGMI UTTAM Section Officer Office of the Prime Minister and Council of Ministers (2016-2018 年) 国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科</p>	
<p>帰国後、首相府へ配属となり、緊急学校復興事業等に係る JICA のネパール震災復興事業では、JICA とネパール政府間の協議に参加した。首相府次官の補佐としてプロジェクトの実施の円滑化を支援した。</p>	

<p>Mr. DAHAL RAJARAM Under Secretary Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs (2016-2018 年) 九州大学大学院法学研究院</p>	
<p>帰国後、法務省で JICA 事業の法整備支援分野の案系形成のための協議に参加してきた。ネパール政府と JICA 事務所との架け橋の役割を担っている。</p>	

<p>Mr. GAUTAM NISHAN RAJ Under Secretary Ministry of Communication and Information Technology (2017-2019 年) 広島大学大学院人間社会科学研究科</p>	
<p>帰国後配属となった女性・子供・高齢者省は、NGO 登録をおこなう社会福祉協議会を管轄する。同氏は在ネパール日本国大使館より、NGO 登録が2年間保留となっていた日本のNGO についての照会を受けた。同氏はNGO 登録に必要な機関からなるプロジェクト推進委員会に働きかけることにより、同NGO の登録を支援した。</p>	

<p>Mr. SHUKLA AVADHESH KUMAR Section Officer Central Bureau Statistics (2019-2021 年) 国際大学大学院国際関係学研究科</p>	
<p>同氏は来日前、中央統計局で2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクトのカウンターパート機関の職員として、日本国総務省統計局からの専門家と共に働いた。2021年に帰国後は中央統計局に戻り、日本での留学中に学んだ計量経済学の知識を応用し、GDP集計、GDP成長率の予測を担当している。GDP成長率の予測は、国家政策、国家計画、国家戦略等の立案・実施・モニタリングに活用される重要な業務である。現在も日本国総務省統計局専門家と継続的に良好な関係を継続しており、業務上の課題に対して同専門家から助言を得ることができている。</p>	

(5) 国際的な知的ネットワークの強化

帰国留学生からのアンケート調査によると、留学前後の比較では、国際的な学会に所属していると回答した人数は6倍に、過去6ヵ月間に国際的な学会誌に論文等を寄稿した人数は3.5倍に増加しており、JDS事業を通じて、国際的な知的ネットワークが強化されていることが示された。

3-5 課題・提案

本調査を通じて得られたネパールにおけるJDS事業の課題と提言は以下の通りである。

(1) 戦略的なデザイン改善

1) 選定の戦略化

2020年基礎研究では、選定の戦略化の具体的な施策として、日本側が戦略的に対象機関・部門を特化し、候補者を選択する特別選別枠の設置を提案している。加えて④入口・出口戦略として、プログラムの導入期を終えた後には、JDS事業の継続的な目標達成のためには、これまでの受入国の開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成から一歩踏み込み、知日派として我が国との関係強化に貢献する人材の育成の目的を意識し、二国間関係のより絞った開発課題を担うハイレベルの政策担当者（例えば、政策官庁、政策担当部門、社会科学系、中央政府機関の職員）の育成をすることも提言されている。

ネパールJDS事業は2フェーズ8年間にわたる留学生の受入を完了しようとしており、JDS事業の導入期から継続期に移行する。本調査では、先方政府の開発課題とともに、日本政府の外交方針や重点支援分野を反映して受入計画が策定された。特に二国間関係の強化に深く関

係する「国際関係の構築」コンポーネントについては、重点対象機関である外務省の職員数が限られており、留学のための長期休暇を与えられる人数に限りがあるため、対象機関を外務省のみに限定することとはしないものの、受入上限人数はそれまでの2名から4名に強化されることになった。第2フェーズ第4バッチでは代理機関が外務公務員を対象として積極的な応募勧奨を外務省と連携して実施し、その効果が確認されており、調査期間中にも、外務省と外務公務員への積極的な応募勧奨の継続が確認された。

加えて、ネパールJDS事業では二国間関係強化への取り組みとして、第2フェーズ第3バッチの募集・選考より「日本との二国間関係強化への貢献」に対する応募者の考えや計画を応募用紙に記載させ、運営委員会による総合面接評価シートには、評価指標として「二国間関係に資するための具体的な案の提示」、「帰国後、二国間関係への貢献が期待できる組織・役職に就く可能性」、「日本との関係強化に対する積極的・協力的な姿勢」の項目を加えていることが確認された。より我が国との関係強化に貢献できる、二国間関係のより絞った開発課題を担う政策担当者の育成のためには、戦略な選考について、運営委員会を中心とて、今後とも検討を続けることを提案する。具体的には、以下に関する議論が可能と思われる。

- ・ 応募時により高い職位である。
- ・ (昇進加算のある研修を終えている等) 帰国後昇進が見込まれる条件を保持している。
- ・ コンポーネントへの貢献が特に期待される職種である(経済・財政政策：経済計画・統計職、国際関係の構築：外務職、法整備制度支援：司法職)。

2) 基本枠組み

2020年基礎調査で成果達成のための具体的な施策として、①1年修了プログラムの導入、②年齢制限緩和による中間層への対象拡大の2点が、基本枠組みに関連して提案されている。2019年に実施されたネパールJDS事業第2フェーズ準備調査においては、法制度整備支援コンポーネントの大学選定の過程において、留学中の日本での経験を重視したいとの財務省からの意見により、1年履修を提案していた大学ではなく、第1フェーズの受入大学であり2年履修を提案していた大学が受入大学として選定された。当該準備調査実施時は、ネパールJDS事業の第1期生が帰国して間もないこともあり、当該コンポーネントの主要対象省庁から1年履修を希望する意見は出なかった。一方、本調査中の第3フェーズ準備調査における基本枠組みの検討過程では、帰国留学生からの意見を反映する形で、主要対象省庁の人材育成担当官からは、同コンポーネントの現行フェーズ受入大学も1年での修士コースを設置していることを受け、JDS留学生についても1年での修了が選択できることが望ましいとの要望があった。それに対して、調査団ではJDS事業が単なる奨学プログラムではなく、二国間関係強化人材育成を目的としており、生活を含めた留学中の日本での経験を重視している点を説明し理解を得た。二国間関係強化の観点から事業効果としては、長期の留学期間を確保し、より多くの経験を得られることは重要であるが、本事業では勤務期間が昇進に直結する行政官を対象にしている点からも、他国ドナーによる1年修了プログラムがあれば、長期の不在を避けたい優秀な応募者は他国ドナーによる奨学金事業を選択すると予想される。JDS留学生の受入大学は複数国からJDS留学生を受け入れている場合もあるため、他のJDS事業実施国への

影響を配慮しつつも、ネパールJDS事業の実施枠組として、1年修了プログラムの導入の検討を提案する。導入に際しては1年という短期間で成業できることに加え、帰国後に二国間関係に寄与できるよう付加価値プログラムを効率よく実施するよう留意が必要である。⁴⁹1年での成業のためには、研究計画の質の高い候補者の選考に留意し、入学までに研究計画の完成度を高めるための支援を特別プログラム等で実施することが重要となる。短期間で知日派を育成するためには、来日前後、冬季・春季の大学の休暇時期には、JDSの付加価値を高めている日本語研修、行政官交流会や知日派育成プログラム、JICA開発大学院連携プログラムなどを、対面とオンラインで効率よく実施することも重要となる。

3) 来日前：日本語研修の改善の検討

ネパールJDS事業では、以前は、来日前10時間、来日後35時間の日本語研修を実施し、留学生が速やかに新しい生活になじめるよう、支援してきたが、来日前のプログラムにおける語学研修の充実に向けた提案を受け、第2フェーズ第3バッチでは、来日前40時間、来日後115時間でN5レベルの日本語習得を目指す研修が実施された。しかし、連邦総務省及び2021年度に来日したネパールJDS生からは、来日前の語学研修は業務との両立が困難であるとの意見があった。ネパールJDS生は、来日前の研修では、研修休暇を利用できないことや、地方勤務者への考慮等、行政官の来日直前の負担を軽減するためには、来日前の語学研修の開始時期を早める、オンラインでの参加を認める等の検討を提案する。

日本語研修機関による研修実施報告書によると、第3バッチ留学生の日本語研修は、親日家育成、継続学習の動機付けという点では効果があったものの、来日前研修での習熟度にばらつきがあったため、研修を計画通りに進めることが難しく、その結果、駆け足にならざるを得なかった。そのため、留学生からは短期的な詰め込みではなく、一日あたりの研修時間を減らし、期間を延長した方が効果的であるとの意見もあった。一方で大学所在地に移動後の研修については、大学院での授業、引っ越し、市役所での手続き等の理由から欠席者が増え、欠席した後に、授業についていけなくなる留学生もいたと報告されている。

日本語研修機関からは、N5レベルの日本語能力の習得という到達目標の設定について、「自分から話し、状況に対応する力＝サバイバルのための日本語能力」（60時間相当）の習得を目標とする提案があった。来日後、第3バッチと同様に115時間の研修時間が確保できるのであれば、残り時間は復習とトピック学習による文法の定着を目標としつつ、今後の自学に向けて、動詞・形容詞の変化形等、文法の基礎を紹介するというシラバスへの変更が望ましいとのことであった。

日本語研修機関が提案するシラバスの変更に加え、来日後に大学が提供する設置する語学コースを受講する（単位取得が可能か不可能は大学によって異なる）、大学の休み中（来日後4ヵ月目の冬休み：12月～1月、7ヵ月目の春休み：3月～4月）にJDS事業で日本語研修を開講する等、大学院のスケジュールに合わせて、語学研修のタイミングを柔軟変更することで、

⁴⁹ 法制度整備支援分野の JDS 留学生を二年間のコースで受け入れている九州大学法学研究院の場合は、2年履修と1年履修での修士号取得に必要な単位数は変わらない。ただし、2年履修では70ページ程度の修士論文が求められるのに対し、1年履修の場合は50ページ程度が目安となっている。

135時間の学習時間を確保することも検討できるのではないかとと思われる。日本語研修についてはシラバス及び実施形態と実施時期の柔軟化の見直しを提案する。

4) 留学中：JDS事業の高付加価値化

JDS帰国留学生を対象とした調査によると、来日中に実施されると有効と思われるプログラムとして、行政組織への視察、日本の行政官とのネットワーキング、日本の開発事例を知るためのプログラムの順に回答があった。その他の回答として、リーダーシップ研修、地域住民との交流、被災地域の訪問等も挙げられた。

表-28 効果的な付加価値提供

プログラム	回答数
行政組織への視察	38
日本の行政官とのネットワーキング	38
日本の開発事例を知るためのプログラム	32
文化体験	31
インターンシップ	30
日本語研修	21
ホームステイ	17

(全体回答数(母数) 72、有効回答数 52、複数回答)

両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献するというJDS事業の目的を達成するため、また日本のその他の奨学金事業、他国ドナーの類似事業との差別化を図るため、JDS事業の高付加価値化が重要である。更なるJDS事業の付加価値化を図るため、日本を発祥とする独自の概念(一村一品やカイゼン等)、日本のビジネス慣行、プロジェクトマネジメント手法等の学習の機会や、日本で人脈を作るためのネットワーキング・イベント等の検討が望ましい。

ネパールJDS事業では第2フェーズで以下のような付加価値化プログラムを実施した。

第2フェーズのJDS事業付加価値化事例 No.1 :

「知日派育成プログラム」は JDS 事業の付加価値化に向けた新たな試みである。留学生は、来日後オリエンテーション中に紹介された日本の政治、行政、地理、教育、文化等から、各自興味のある題材を選び、来日中の2年間をかけて、調査研究を行う。途中、中間発表会を開催し、各自の研究進捗状況を発表し、帰国前の最終発表会では、優秀者が表彰される。この研究を通じて、留学生は日本を深く知り、また他の留学生の発表を通じて、幅広いテーマの知識を得る。この取り組みはコロナ禍で家に籠りがちな留学生が日本社会との関わりを持つきっかけとなった。

第2フェーズの付加価値化事例 No.2 :

留学生が大学外で日本について知見を得る機会に限られていることを受け、日本の開発事例を現場で学ぶ機会を提供する付加価値化研修を実施した。当研修では、日本が経験した開発課題への対応、工夫、イノベーションを留学生が深く理解することを目的とする。また留学生が本研修を通じて自国の現状を見直し、洞察を得て、母国の実情にあった政策の立案のヒントを得たり、実践する際に中心的な役割を担う人材となったりすることが期待される。さらに、本研修では、留学生が各自の研究分野に限らず、日本が誇る文化遺産、自然遺産の維持・管理及び活用方法を事例として、学習する。このようなテーマの学習を通じて、日本の文化・自然に関しても深く理解させる。留学生が日本に関する知見を拡大することで、両国友好関係の基盤強化・拡大に貢献することも期待される。

これらの取り組みは、JDS留学生が日本の良き理解者となるために効果的であるため、今後も同様の取り組みが継続されることを提案する。

留学生から希望の多い日本の官公庁や企業でのインターンシップや見学については、JDS留学生がインターンとして働くための日本語能力を有しないこと、また英語を使用言語とする職場が少ない等言語の問題から、多くのインターンシップの機会提供が難しい。第2フェーズにおいては、受入大学が特別プログラムとして官公庁の視察を実施する例やJDS以外の留学生事業（YLP: Young Leaders' Program）が実施するインターンシッププログラムに参加した例があった。本調査では来日中の付加価値化プログラムとして、ネパールに進出している企業やNGOの本社・本部のインターンシップや視察の可能性について国内及び現地で協議を行ったが、JDS留学生がインターンとして働くための日本語能力を有しないこと、また英語を使用言語とする職場が少ない等の問題から、インターンシップの機会提供が難しいとの意見が多かった。受入大学の選定の際に提出される受入大学要望調査票には、各大学でインターンシップの提案が盛り込まれている場合が多いものの、受入大学からのヒアリングによると、インターンシップを調整する人員の不足や受入側である官公庁にインセンティブがない等の理由から、大学が個別に官公庁に働きかけることが難しいとのことで、JICAから官公庁に組織的な働きかけを求める声が聞かれた。グッドプラクティスとしては、JICAの長期研修の受入大学を兼ねている慶應義塾大学法務研究科では、他国JDS留学生が、JICAガバナンス・平和構築部の調整により、法務省でのインターンシップが実現している例があった。本例のように、本邦省庁と事業を連携実施しているJICA課題部が窓口となることにより、本邦省庁のインターンシップが実現する可能性が高いと思料する。留学生がインターンに必要な日本語能力を有しない問題に起因する、受入側の負担を軽減のためには、通訳を雇用できる予算措置も検討できるだろう。これまでのグッドプラクティスを参考にしつつ、実施に向けての取り組みが検討されることを提案する。

5) 帰国後の活動

他ドナーによる奨学金では、帰国留学生は二国間関係強化に貢献する資産ととらえられており、帰国後のプログラムに力を入れていることが確認された。帰国生が利用できる助成金の設置、ニューズレターの発行による帰国留学生の業績の共有、更なるキャリア支援や帰国

留学生のネットワーキングに繋がる研修機会の提供等を実施している。ネパールJDS事業における帰国後の施策を以下の通り提案する。

① 配属支援

JDS留学生は、日本で習得した専門知識を活用できる部署へ配属されることが期待されているが、帰国後の事業効果の大きさは、帰国留学生の帰国後の配属に大きく影響を受ける。現地調査の結果、第1フェーズの帰国留学生の中には、帰国後に昇進して、留学の成果を活かし活躍している者も複数いる一方、帰国後の配置において、留学の成果が活かされない部署に配属されている者も多いという課題が見受けられた。帰国留学生からの調査では「帰国時に帰国後の配属について自分の配属に関係するネパール政府の省庁からコンサルテーションの機会を得た」と回答したのは40.3%にとどまっていた⁵⁰。

上記の課題解決に向けて、「留学で得た知識をより活かせる配属先への配属支援」として、第2フェーズより、留学生の帰国前に連邦総務省人事担当者に対して各自の研究成果を発表し、帰国後に希望する配属先へ配属されるよう相談を行う「帰国前配属コンサルテーション」が代理機関により導入された。第2フェーズ第1バッチの帰国留学生は、2022年11月現在、配属が決まっている17名のうち1名を除き、16名が帰国後の配属に満足していると回答した。引き続き、留学生が帰国後に適切な配属先を得られるよう帰国前後の支援を継続するとともに、帰国したJDS留学生を対象にした受入大学の教官によるフォローアップセミナーを継続的な配属支援に活用できる仕組みを提案する。2023年に開催された初めてのフォローアップセミナーは、コンポーネント別に開催され、大学教員による帰国留学生に資する講義とともに、各コンポーネントの帰国留学生による継続研究や留学での研究や学びを活かした事例の発表があった。大学教員による講義や帰国留学生の取り組みは、各コンポーネントの重点対象機関の機能強化に資するものであり、同時に当該分野の専門性を留学で得たJDS帰国留学生をその分野の重点対象機関に結び付ける絶好の機会となる。帰国留学生を通じて的確な職員を特定することに留意しつつ、同セミナーに重点省庁からの職員を招待する。重点対象機関の職員の参加促進には、コンポーネント省庁の職員にとって、自身の省庁に関するアカデミックな講義に参加したことは、昇進時の評価につながるため、省庁からの参加者にも参加証を発行する等のインセンティブを検討することもできるだろう。

② 留学での研究成果の共有

帰国留学生から提案された自国の開発課題の解決により貢献するための方策として「留学での研究内容の発表機会の創出」が挙げられている。留学成果の発表としては第一に帰国報告会の活用が考えられるが、第1フェーズにおいては、各コンポーネントから1名の代表者が、研究成果を発表する方式で開催されており、55.2%の帰国留学生が公式な場で一度も留学の成果を発表する機会がなかったと回答している。一方、第2フェーズでは帰国報告会をJDS留学生の研究成果をネパール政府の意思決定に携わる職員に

⁵⁰ 添付資料 7-5 参照

共有する場とし、政策策定につなげてもらえるよう、報告会がコンポーネント別に開催され、帰国留学生全員がそれぞれの研究課題に深く関係する政府職員や帰国留学生を招待し研究成果を報告する改善が代理機関によりなされた。次フェーズにおいても、同取り組み継続することを提案する。また帰国留学生の知識や経験の共有を図るため、帰国生の修士論文や研究内容を政府機関が発行しているジャーナルに寄稿することが有効と思われる。そのための仕組みの導入を、運営委員会で検討することを提案する。

③ フォローアップセミナーの帰国留学生による自主的な企画運営

帰国留学生のフォローアップ施策は、ネパールJDS事業では始まったばかりであり、JDS帰国留学生による同窓会は未だ組織されていない。本調査中には初のフォローアッププログラムとなる、フォローアップセミナーが開催された。同セミナーでは帰国留学生による帰国後の継続研究例や研究成果活用事例の共有、専門面接のためにネパールを訪問している受入大学教員による当該分野の最新研究や帰国留学生や所属先職員の能力強化に資すると考えられるテーマでの講義が開催された。今後は第1回のフォローアップセミナーということで、代理機関が主体となって受入大学教員と共にプログラム内容を決定した。今回の経験から、帰国留学生にフォローアップセミナーにある一定の理解が得られたと思われる。今後は帰国留学生のキャリアアップとネットワーキングという目的に即し、より彼らのニーズあったセミナーを実施するために、帰国留学生自身が企画・運営することを提案する。

④ 帰国留学生のネットワーキング

JDS帰国留学生の同窓会組織の結成は、帰国留学生個人では望んでいる声が高いものの⁵¹、2022年度まではJDS事業に帰国留学生のためのフォローアッププログラム予算がなく、事業として帰国留学生が集まる場の提供ができていなかったことから未だ組織化には至っていない。他国ドナーの事例からも帰国留学生の組織化は、JDS帰国留学生としてのアイデンティティの確立、キャリア形成のためのネットワーキング化にためにも有効であり、第3フェーズでは上記のフォローアップセミナーや帰国留学生が留学成果を発表する帰国報告会等の機会を通じて、その機運が高められることが期待される。同窓会の組織化や活動は、同窓会の持続可能性を高めるためにも、帰国留学生が主体的になる必要がある。代理機関は組織化の鍵となる帰国留学生を把握し、鍵となる帰国留学生にフォローアップセミナーの企画・運営・実施の一部を担ってもらうことにより、同窓会の立ち上げを支援する。同窓会が組織化された後には、大使館、JICA現地事務所、日本人会、同商工部会、日系NGO等の現地団体との橋渡しを代理機関が務めることが有効である。具体的には、例えば日本国大使館が開催する日本映画祭や日本人会主催の夜盆踊り大会等のイベント情報の共有や、商工部会やNGO団体の勉強会への帰国留学生の講師派遣などが考えられる。帰国留学生のネットワーキングにおいては代理機関がキャ

⁵¹ 添付資料 7-5 参照

タリストとしての役割を担う事が期待される。

⑤ 帰国留学生とJICA関係者とのネットワーキング

本調査では、帰国後、帰国留学生は二国間関係強化に貢献している事例が多く確認され成果を上げていることが分かった。その一方、両国のために貢献したいと思いつながら、帰国後に日本社会との接点を見いだせずにいる帰国留学生もある一定数確認された。帰国留学生の配属先情報についてはこれまでJICAが代理機関を通じて1年に一度更新してきたが、今後も定期的なモニタリングを継続することが望ましい。留学生の了承を得た上で、必要に応じて日本関係者につなげられるよう、JICAネパール事務所及び在ネパール日本国大使館と共有する。現地で活動する関係者が、それぞれの業務や活動をしていく上で、ネパール政府側の窓口となる人材を探したり、研修等の実施の際に関連する帰国留学生を招待したりする等、帰国留学生データベースを活用することを提案する。

JDS事業は単なる奨学プログラムではなく、我が国の開発支援として実施されており、他のJICA事業と同様に対象国への開発協力量針に沿う形で実施されている。これまでもJICA関係者を通じたJDS事業の応募勧奨を行っており、JICA現地事務所のフェイスブックページでの告知や専門家等、JICA関係者を通じた有能な人材への個別の応募勧奨等で協力を得ている。JICA関係者を通じた応募勧奨は、我が国が開発協力を実施する分野で重要な枠割を果たす優秀な相手国行政官に繋がる有効な手段であり、今後も継続することが望ましい。

⑥ 帰国留学生と在ネパール日本人コミュニティとのネットワーキング

本調査中に実施された、現地の日本人コミュニティとの関係構築の可能性についての調査では、政府の最新の政策動向や手続きに精通した帰国留学生との連携は、ネパールで活動する日系企業、NGOにとって有益であるとの意見が確認された。現地日本人コミュニティと帰国留学生を繋ぐ活動、例えば帰国留学生を日本人会等が開催する外部向けのイベントに案内する、帰国留学生の集まりへ在ネパール日系コミュニティを招待する等により連携が促進されるよう、代理機関の役割が期待される。

6) 広報・プロモーション手法の改善・強化

2020年基礎調査では、広報プロモーション手法の改善・強化として、広報媒体のデザイン向上とオンライン応募の導入を挙げている。

ネパールJDS事業では、ウェブサイトのデザインを2フェーズに入り一新しており、広報媒体のデザイン向上については今後も継続的に取り組むことを提案する。

オンライン応募については、コロナ禍、及び地方で勤務する行政官への機会均等を考慮し、第2フェーズ第2バッチより応募書類の受付を開始している。経年でオンラインでの事業実施の経験を重ね、応募受付のみにとどまらず、広報活動、会議の開催、研修の実施、モニタリング等、事業全般でデジタル化が進んでいる。ネパールではコロナの感染状況も落ち着いていることもあることから、今後は対面とオンライン両方の利点を活かした事業実施を提案する。

(2) 事業モニタリング

2020年基礎研究では、定期的に定性的な評価を提案している。本調査では同提案を踏まえつつ、JDS事業のモニタリングのための成果指標を、JDS事業により期待される効果毎に検討し、取り纏めた。本評価指標を使い、準備調査実施時期に合わせ4年に1度、事業評価を実施することを提案する。その際には事業の特性上、定量的に表せない成果については、具体的な好事例・教訓を含めた事例の抽出を行う事が重要となる。

(3) 博士課程プログラムの課題と配慮

1) 辞退者の防止

1-1-3 ネパールJDS事業の成果と課題にて記載の通り、博士課程については、受入開始から3年連続で上限2名に対し1名のみが来日する事態が続いたため、日本側ネパール側双方の運営委員から、博士課程の辞退は重大な問題として認識されている。

本調査では、運営委員からの聞き取り等を通じて、博士課程合格者の辞退防止策を取り纏め提案し、2023年3月までに開催された2回の現地運営委員会で、辞退防止策が以下の通り検討された。

調査団による提案	運営委員会での議論
辞退者が他の奨学金を一定年数受給できないルールをネパール政府内で定める。	連邦総務省が現在草案中の改正公務員法に奨学金取得の条件として盛り込む。 辞退が許される条件を明確に定義する。 議長は、連邦総務省に対し、法案の関連部分で取るべき措置を最終決定する前に、財務省IECCDと協議するよう要請した。 連邦総務省による新ルール導入の進捗を、運営委員会でモニターしていく。
応募から来日までの期間を短縮できるよう、応募受付期間を現行の11月から2月に変更する。	採用する。
局長級職員を対象外とする。	局長級職員については昇進試験を受けて若くして局長となった職員に不利益にならないよう、局長就任後5年以上を経過したもののみを対象外とする案が出され、奨学金の応募要件の一般条項として改正公務員法に盛り込むこととなった。
応募者が大学への出願料を自己負担し、申請を辞退しなかった場合に限り、後で返金する。	効果が小さいため採用しない。
応募者にはすでに指導教員がいるもののみとする。(代理機関から指導教員を見つけるための支援の提供を中止する。)	応募者自らが指導教員を探す努力をすることにより、奨学金を辞退しない効果を期待するものの、指導教員探しは難しいため代理機関からの引き続きの支援を求める意見があった。
日本での修士取得者に限定する、あるいはOECD諸国での修士号取得者に限定する。	応募者の減少による競争の低下が予想されるため採用しない。

博士留学生の辞退対策施策については、次フェーズの実施が正式に決定された後の運営委員会で再度、協議し決定されることとなったが、次期の募集開始までに有効な辞退防止策を導入することを提案する。

2) 不成業の防止

ネパールJDS事業の博士課程への留学生受入では、まだ間もないため帰国留学生を輩出するに至っていないが、現在までに3名が来日しており、過去にはコロナ禍の影響等により来日が遅れる問題があったが、全員が順調に研究を進めている。一方、先行して博士留学生の受け入れを開始した他国JDS事業では、3年の修業年限を経て不成業となる事例が発生しており、それが大きな課題となっている。

修業年限内での博士号取得を達成するためには、成業見込みの高い留学生を選考する仕組みづくりが必要である。そのような状況に対応して、2021年度改訂版「博士課程運用方針」から、博士課程の応募には「原則、査読付き論文を1本以上発表していること」という資格要件が加わり、ネパールについては第4バッチより同要件が導入された。応募者要件として検討するかあるいは望ましい条件とするか議論の余地はあるが、以下の要件も不成業の防止には効果的であると考えられることから、今後の募集での検討を提案する。

- ・ 博士論文が修士論文を発展した研究内容である。
- ・ 修士号取得時の指導教員が継続して指導する。
- ・ 指導教員が修士号指導教員でない場合は、学会等を通じて指導教員と既に学術的交流がある。
- ・ 3年間、学業に専念できる状況にある。(学業休暇を3年全てで取得が可能)

(4) 他国ドナー事業との比較優位性

帰国留学生からの調査では84.3%が他の奨学金と比較してJDS事業は好ましい奨学金であると回答している。本調査では他国ドナーの奨学金との比較優位性を検証し3 - 3で取り纏めたが、JDS事業が他国ドナー事業と比較して、優位性を示したのは以下の5点であった。

- ・ 4年間で1フェーズとした継続性のある受入システム(受入人数、対象国のニーズを反映した分野の設定)
- ・ 行政官のみを対象とした効果的な支援
- ・ 受入国の開発課題に直結する高度な知識を有する行政官育成を可能とする博士課程への受入
- ・ 充実した語学研修
- ・ 代理機関による手厚い支援

JDS事業がすぐれた奨学プログラムとしてあり続けるためには、より優れた留学生を確保することは不可欠であり、比較優位な点については、より一層、潜在応募者や彼らを送り出す配属先関係者にアピールしていくことが望ましい。

一方、JDS事業が他国ドナー事業と比較し、あまり優位性を示せていない、あるいは優位性が低い以下の項目については改善の検討を提案する。

1) 社会的包摂

包摂国家（Inclusive State）を宣言しているネパールの特性を踏まえ、低コスト、少数民族、後進地域出身、障害のある等、社会的に差別を受けてきた応募者への配慮及び包摂についての検討は重要である。他国奨学金（オーストラリア）の例では、社会的差別を受けてきた応募者や障害者への選考時の配慮がある。ネパールJDS事業では、選考におけるジェンダー配慮を含む社会的包摂に対する配慮は、最終面接時に同点であった場合のみ優遇するというものに留まっているが、さらに一步踏み込んだ配慮も可能だと思われる。

2) 留学期間の柔軟化

1年修了の修士コースの選択や、業務上の都合によっては留学を中断し再度復学できるような柔軟性を持たせる。

3) ランキングが高い大学へのアプローチ

他国ドナー留学事業の魅力として挙げられるのがランキングの高い大学への留学が可能である点を踏まえ、日本国内でのランキング上位校が受入大学となるよう、国内の大学関係者へのJDS事業の魅力の発信が望まれる。

JDS事業の受入大学となるためには、JDS事業が実施する募集・選考・フォローアップセミナーへの協力（現地での面接試験への教員の派遣を含む）等が求められている。

JDSの受入大学となっている大学からのヒアリングによると、よりランキングの高い大学は、より高い質の学生を求める傾向がうかがえる。しかし、現在のJDS事業の選考プロセスでは、受入大学は受入上限数の二倍を目安に、専門面接で候補者を選ぶことが求められており、大学の選考の後に運営委員会による総合面接が実施される。そのため、大学が選んだ候補者の中でより質が高い候補者が、最終的にJDS留学生となるとは限らない点に不満が聞かれた。ランキングが高い大学を受入校とするためには、それらの大学が求める質の高い留学生を選ぶことが可能となるよう、選考プロセスの見直しが重要となる。

(5) ジェンダー平等推進の取り組みと女性リーダー育成

第3フェーズではJDS事業の期待される効果に「本邦大学院における専門知識等の習得に加えて、帰国後のキャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。」が新たに加わった。

ネパールにおけるジェンダー格差の状況について、2022年7月13日に公表された世界経済フォーラム（WEF：World Economic Forum）の世界男女格差指数2022（Gender Gap Index 2022）では、146位中96位⁵²である。JDS事業が実施されている21ヵ国の中では、男女の格差は中程度とある。女性帰国留学生からの聞き取りによると、ネパールでは女性が家事や育児、介護に対する主な担い手であり、より多くの家庭内での労働を担当しているとのことであった。

⁵² World Economic Forum (2022) Global Gender Gap Report 2022. <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2022/> (2023年4月12日参照)

表-29 JDS実施国と日本のWEFの世界男女格差指数2022の順位比較

No	国名	順位
1	フィリピン	19
2	ラオス	53
3	東ティモール	56
4	ケニア	57
5	エルサルバドル	59
6	モンゴル	70
7	バングラデシュ	71
8	ベトナム	83
9	キルギス	86
10	インドネシア	92
11	ネパール	96
12	カンボジア	98
13	中国	102
14	ミャンマー	106
15	ガーナ	108
16	スリランカ	110
17	タジキスタン	114
18	日本	116
19	モルディブ	117
20	ブータン	126
21	パキスタン	145
22	ウズベキスタン	-

出所： WEF, Global Gender Gap Report 2022 をもとにコンサルタント作成

ネパール政府職員のジェンダー主流化は、「1-3-2 公務員の職位と職種」で記載の通り、政府職員の採用に対するPD枠の導入、昇進時の配慮がある。

これまでのネパールJDS事業の女性の参加状況を見ると、留学生に女性が占める割合は修士で19.3%、博士を加えると18.9%であった。JDS受入国全体の女性留学生の比率は43%⁵³であり、それと比較するとネパールにおけるJDS事業では女性の参加率は低い。一方、女性の官報公示職の割合は近年増加しているものの、JDS事業の応募資格を有する官報公示職の女性の割合は15.9%であることから、ネパール政府の状況からは特に低いとは言えないと思われる⁵⁴。急激に女性応募者や女性留学生の増加を望むのは困難かもしれないが、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官育成のためには、ジェンダー平等の実現のための取り組みを募集・選考・来日中、帰国前、帰国後と本体事業の実施中すべての段階で検討する必要がある。本準備調査において、女性子供高齢者省、及びジェンダー平等に取り組む行政官からの聞き取り、及び女性のJDS帰国留学生とのフォーカスグループディスカッションの結果から、JDS事業の各段階でのジェンダー平等推進と女性リーダー育成に資する取り組みについて、以下の提案を行う。（代理機関が実施していない新たな提案を太字で示す。）これら一連の取り組みによってJDS事業による女性リーダー育成の好循環を期待する。

⁵³ 国際協力機構提供

⁵⁴ 資料「表-6 官報公示職の階級別・職種別・男女別リスト」（2022年5月現在）

1) 募集	女性行政官のネットワークやジェンダー平等に取り組む既存のアドボカシーグループを通じた応募勧奨 女性帰国留学生による女性行政官限定の募集説明会の開催 家族の同意を得るために利用できる家族が参加できる説明会の開催 日本での育児支援情報の共有 帰国留学生がメンターとなり応募者を指導する女性メンター制度の導入
2) 応募	所属省庁からの留学承諾書 (Official Approval) 提出期間の緩和 (同書類が期限内に取り付けられず応募できない女性行政官の救済として)
3) 選考	男性応募者と女性応募者で同等の能力がある場合は女性を優先的に採用する配慮
4) 来日中	・ ジェンダー主流化研修
5) 帰国後	・ 女性公務員のキャリアアップ研修の提供とネットワークづくりの支援

上記提案については、本調査中に概ね理解を得られたが、新たな施策の導入については、改めて運営委員会で承認得た後に導入することとなる。

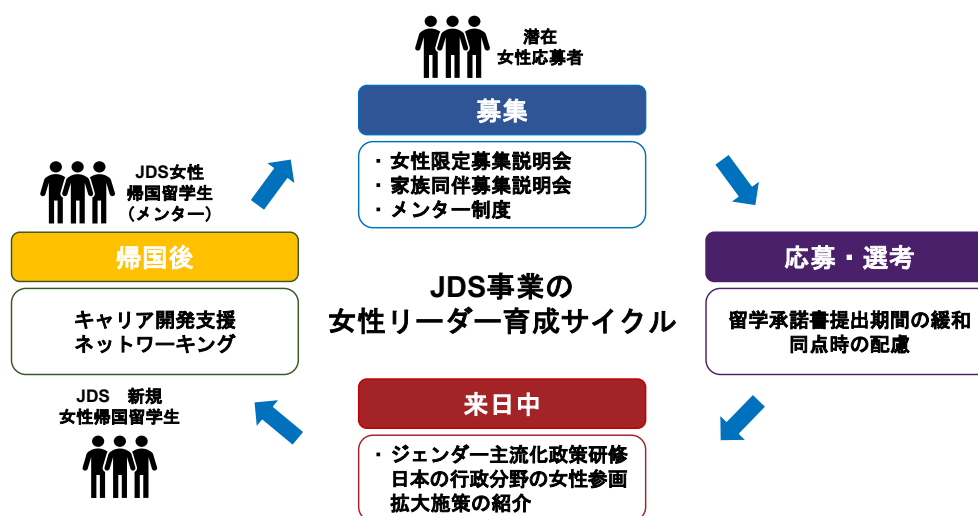


図-3 JDS事業の各段階での取り組み案と女性リーダー育成の好循環プロセス

また、調査コンサルタント独自としての他国ドナー事業との比較優位性の検証から得たJDS事業の制度に関する見解を以下に記載する。これらについては引き続き検証が必要であるため今後本体事業の実施を通じ分析を深める。

他ドナーとの比較優位性の検証から得たJDS事業の
制度に関する改善の検討についての調査コンサルタントの独自見解

1. 留学生の生活の質の向上に向けた奨学金の見直しの検討

他国ドナーの帰国留学生からの聞き取りでは、大学が留学生に家具付きの住居を無料提供していたり、有料ではあるが、大学が充実した施設の寮を兼ね備えていたりしたことが勉強に集中できた要因の一つであったという意見が複数挙げられた。また他国ドナーの奨学金では、家賃は物件ごとに支給されると言う情報もあった。留学生の生活の質は、奨学金事業の魅力の一つであり、JDS事業は他国ドナーより劣っているように見受けられた。一方、日本では、留学生に対して充実した施設を提供できる大学は非常に限られているが、家賃については、全留学生ほぼ同額の奨学金（地域的、季節的に微妙な調整は行われているが）から各自が支払うシステムになっており、奨学金の地域加算があるものの、地域加算の上限が月額3000円と都市部の家賃価格には対応しておらず、都市部の留学生の生活は厳しいものとなっている。この点については、奨学金の見直しを検討することも可能ではないかと考えられる。

2. 留学生のアルバイトの許可

現在、JDS事業ではティーチングアシスタント等の学内でのアルバイトのみ、指導教員の承認を得て認められている。一方、オーストラリア等、他国ドナーの奨学金では、学外アルバイトを認めている例がある。学外アルバイトの経験は日本社会、日本人を理解する機会となり、二国間関係強化にも貢献すると考えられる。JDS事業においても、ある一定のGrade Point Average (GPA) 以上を保持していること等を条件とし、学業への支障がないことをモニタリングする仕組みを導入したうえで、入管法で認められている範囲での就労（留学ビザについては原則1週間28時間以内）を指導教員が承認した場合は認めることを検討しても良いと思われる。

3-6 結論

本準備調査では先方政府の開発課題解決のみならず、JDS事業が外交的価値を高め、これまで以上に二国関係強化に寄与するとの観点を踏まえ、妥当性の高い受入計画概要を作成した。対象分野・対象人材については、今回対象となる4期分のみならず中長期的なニーズを踏まえて検討を行った。

加えて、これまでのネパールにおけるJDS事業の成果と課題を整理し、「人材育成奨学計画 (JDS) 事業の効果検証」基礎研究報告書によるJDS事業の目標達成に向けた提言・アプローチ取り入れを検討し、さらなるJDS高戦略化のために他国ドナー事業との比較優位性を検証した。

検証の結果、これまでに修士号を取得し帰国した100名の帰国留学生が、ネパール政府の中で学びを活かして活躍し、二国間の架け橋として活動していることが確認され、2024年度からの4期についても最大22名（修士：20名、博士：2名）での受入が妥当であるとの結論に至った。

2019年に開始された博士課程への受入については、受入継続の妥当性、及び受入人数について、応募者倍率の推定、来日中の博士留学生の研究の進捗状況、博士号取得者のネパール政府での貢献事例、政府内での博士課程のニーズ等を検証し、課題となっている辞退者防止策の強化に取り組むことを前提に、博士課程の受入を現行の2名を上限として引き続き受け入れることが妥当であるとの結論に至った。

ネパールから初めての8人の留学生が日本に派遣されてから2022年には120年を迎え、日本と南西アジア各国との交流をさらに深めるために、2022年は「日本・南西アジア交流年」と位置付けられた。この120年の間、日本は両国間の長期的な架け橋となるネパール人をますます多く受け入れている状況であり、近年では留学生に加え、日本で働く労働者が急激に増加している。それを受け、両国の関係はますます重要となってきている。

JDS帰国留学生は、日本留学で身につけた知識と能力を帰国後に最大限に発揮し母国の発展に貢献することに加え、両国の友好的なパートナーシップの強化に貢献することがより一層強く期待されており、高付加価値化創出の好循環プロセスの形成を目指したJDS事業の実施が望まれる。JDS事業を通じた「知」の連結性の強化は、日本政府が推し進めるFOIPの実現に貢献する。インド太平洋地域の連結性を高め、力や威圧とは無縁な法の支配の下で、多様な国家が共存共栄に繋がることが期待される。

以上

添付資料

1. 調査団員・氏名（JICA官団員調査団）
2. 2022年度 JDS準備調査フロー図
3. 第1次現地調査面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
 - 1-1 財政・経済政策
 - 2-1 行政運営能力強化支援
 - 2-2 国際関係の構築
 - 2-3 法制度整備支援
7. 調査資料
 - 7-1 ネパールJDS事業フェーズ2 応募者数と倍率
 - 7-2 他国ドナー奨学金事業の受入大学
 - 7-3 JDS帰国留学生在が貢献し策定された法令・政策・開発計画等
 - 7-4 重点対象機関質問票集計
 - 7-5 帰国留学生調査結果

添付資料1. 調査団員・氏名（JICA官団員調査団）

調査団員・氏名（JICA官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
田中 智子	総括	独立行政法人国際協力機構 ネパール事務所 次長
溝端 悠	協力計画	独立行政法人国際協力機構 ネパール事務所 所員

<コンサルタント>

氏名	役割	所属・役職
小椋 知子	業務主任者／ 人材育成計画	株式会社日本開発サービス 調査部 主任研究員
羽田 由紀子	留学計画	株式会社日本開発サービス 調査部 主任研究員
清水 信子	基礎情報収集	株式会社日本開発サービス 調査部

添付資料2. 2022年度 JDS準備調査フロー図

	現地調査	国内作業	受入大学
2022年			
		3~6月 (JICA/大使館/外務省) ・対象分野課題(サブプログラム/コンポーネント)表の作成 ・先方政府へのJDS事業概要説明	
6月		6月 大学への要望調査(JICA)	
7月			7月 留学生受入提案書(調査票)作成、提出
8月		8月~9月 大学検討・調査 - 受入提案書の評価(JICA) - 受入大学案の検討(JICA) - 大学情報調査(コンサルタント)	
9月		9月 コンサルタント業務実施契約	
	10月 コンサルタントによるニーズ調査 現地公務員制度にかかる情報収集、ジェンダー実態調査、日本語枠設置に向けた情報収集等		
10月		10月 現地調査準備	
	10月【受入計画合意1/2】(OC/JICA調査団) ・概要/実施体制の合意 ・対象開発課題の合意 ・募集対象機関・対象層の選定/合意 ・受入大学案の協議/選定		
11月		11月~12月 重点分野基本計画(案)作成	
12月			
2023年			
1月	1月【受入計画合意2/2】(OC/調査団) ・募集選考方法等にかかる確認等 ・先方政府への基本計画案確認	1月 準備調査報告書(案)作成	
2月		2月 概算事業費積算資料(最終版)提出	
3月		3月 大学に選定結果通知(JICA)	3月 選定結果通知受領、受入準備
4月		4月 準備調査報告書作成	
		4月下旬 ・日本政府による令和3年度JDS事業の実施決定【閣議】	
5月		5月 準備調査報告書完成	
	以降、調査後の流れ		
6月	6月~ ・交換公文【E/N】 ・贈与締結【G/A】 ・エージェント契約		
7月			
8月	8月~ 第1バッチ留学生募集 11月~1月 第1バッチ書類選考 2月 第1バッチ専門面接 3月 第1バッチ総合面接 8月 来日前オリエンテーション		
2024年		8月 留学生来日 来日後ブリーフィング・オリエンテーション	
			9月~ 入学

添付資料3. 第1次現地調査面会者リスト

日時	面会者
2022年 10月10日	JICA ネパール事務所 - 田中智子次長、溝端悠企画調査員、Gopal Gurung, Program Manager
	Ministry of Finance (MOF) - Dr. Narayan DHAKAL, Under Secretary, International Economic Cooperation Coordination Division (IECCD)
10月10日~ 10月13日	二国間関係強化に取り組む帰国生 - Mr. Uttam REGMI, Section Officer, Office of the Prime Minister and Council of Ministers, 2016年来日 - Mr. Rajaram DAHAL, Under Secretary, Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs, 2016年来日 - Mr. Nishan Raj GAUTAM, Under Secretary, Ministry of communication and Information Technology, 2017年来日 - Mr. Raju RIMAL, Research Officer, National Archives of Nepal, 2018年来日 - Mr. Avadhesh Kumar SHUKLA, Statistics Officer, Central Bureau Statistics, 2019年来日
10月11日	Ministry of Federal Affairs and General Administration (MOFAGA) - Mr. Narayan Prasad ARYAL, Joint Secretary, Administrative Reform, Human Resources Planning and Development Division - Mr. Ramuraj KADARIYA, Under Secretary, Administrative Reform, Human Resources Planning and Development Division - Mr. Kiran THAPA, Section Officer, Administrative Reform, Human Resources Planning and Development Division
	Ministry of Finance (MOF) - Dr. Kamal PAUDEL, Under Secretary, Director, Department of Customs
	JICA Alumni Association of Nepal (JAAN) - Dr. Ram Chandra BHUSAL, President
10月12日	Ministry of Foreign Affairs (MOFA) - Mr. Lok Bahadur THAPA, Joint Secretary, Northeast Asia Division - Ms. Yojana BAMJAN, Section Officer, Northeast Asia Division
	女性帰国生 - Ms. Laxmi GHIMIRE, Under Secretary, National Planning Commission 2016年来日 - Ms. Sapkota Rajeshwori KHATRI, Section Officer, Ministry of Defense 2016年来日 - Ms. Gita GHIMIRE, Under Secretary, Department of Money Laundering Investigation 2017年来日 - Ms. Rejina KOIRALA, Under Secretary, Financial Comptroller General Office 2017年来日 - Ms. Ran Maya FYAK, Section Officer, Ministry of Social Development, Bagmati Province 2017年来日 - Ms. Sharadha CHALISE, Section Officer, Ministry of Home Affairs, 2017年来日 - Ms. Namita REGMI, Under Secretary, District Administration Office, Syanja 2018年来日 - Ms. Dikchhya PRADHANANG, Under Secretary, Supreme Court of Nepal 2018年来日
10月13日	Ministry of Urban Development - Mr. Pradeep PARIYAR, Joint Secretary
	Ministry of Home Affairs (CDO, Lalitpur District) - Mr. Jaya Narayan ACHARYA, Joint Secretary
10月14日	Ministry of Forests and Environment - Dr. Radha WAGLE, Joint Secretary, Climate Change Division
	Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs - Ms. Nirmala Adhikari BHATTARAI, Joint Secretary
10月17日	Korea International Cooperation Agency (KOICA) Nepal Office - Ms. Bora LEE, ODA Expert - Ms. Roshi MOOL, General Manager - Ms. Srijana SHRESTHA, Assistant Manager

日時	面会者
10月18日	JICA 専門家（ネパール法整備支援アドバイザー） - 磯井美葉 専門家 Australia Awards - Ms. Malla SELENA, Country Program Manager - Mr. Bishwokarma KHYAM, Program Officer
10月19日	Ministry of Women, Children and Senior Citizen - Ms. Laxmi Kumari BASNET, Joint Secretary
10月21日	在ネパール日本国大使館 - 中村桂子 一等書記官
11月4日	<ミニッツ協議> Ministry of Finance - Dr. Narayan Prasad Dhakal, Under Secretary - Mr. Prem Upadhyaya, National Advisor - Mr. Surya Pokharel, Under Secretary - Mr. Harischandra Dhakal, Under Secretary - Ms. Sara Shrestha, Under Secretary - Mr. Yug Raj Pandey, Under Secretary - Mr. Surendra Pandey, Section Officer - Mr. Tilak Prasad Chapagain, Section Officer - Mr. Raju Khanal, Section Officer JICA ネパール事務所 - 田中智子 次長 - 溝端悠 企画調査員 - Gopal Gurung, Program Manager 日本開発サービス - 小椋 知子（業務主任者／人材育成計画） - 羽田 由紀子（留学計画） - 清水 信子（基礎情報収集） - Dr. Madhav Prasad Sedhain - Mr. Mohani Prasad Bhattarai

**MINUTES OF DISCUSSION
ON THE PREPARATORY SURVEY OF
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP
TO NEPAL**

In response to a request from Nepal, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") decided to conduct a Preparatory Survey in respect of "the Project for Human Resource Development Scholarship" (hereinafter referred to as "the JDS Project") to be implemented in Nepal.

In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by TANAKA Tomoko, Senior Representative, JICA Nepal Office, to Kathmandu from 8th to 23rd October 2022.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the JDS Project (hereinafter referred to as "the Committee"). Both parties reached an agreement on the JDS Project as attached hereto.

Kathmandu, November 4, 2022

田中 智子

TANAKA Tomoko
Leader
Preparatory Survey Team
Senior Representative
Japan International Cooperation Agency
Nepal Office



Dr. Narayan DHAKAL
Under Secretary
International Economic Cooperation
Coordination Division
Ministry of Finance
Government of Nepal

I. The Objective of the Preparatory Survey

The Nepal side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 "Flowchart of the Preparatory Survey".

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project from the Japanese fiscal year 2023 to 2026 to be implemented under Japanese Grant Aid
- (2) To design the outline of the JDS Project by collecting basic information on human resource development for civil servants in Nepal
- (3) To estimate the overall costs of the first cycle, that is a period of four years of the JDS Project

II. The Objective of the JDS Project

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young civil servants and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development policies/plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between Nepal and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

III. The Framework of the JDS Project

1. Project Implementation

Both parties confirmed that the JDS Project is implemented under "Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches (ANNEX 2)".

2. Implementation Coordination

Both parties confirmed that the Committee consists of the organizations as follows.

Nepal side

- Ministry of Finance (MOF) (Chair)
- Ministry of Federal Affairs and General Administration (MOFAGA)
- Ministry of Foreign Affairs (MOFA)

Japanese side

- Embassy of Japan (EOJ) (Co-chair)
- JICA Nepal Office (JICA)

3. Target Areas of the JDS Project

Based on the discussion held between both parties, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified below.

(1) Sub-Program 1:

Social and economic development directly lead to economic growth and the national livelihoods improvement

Components

- I-1 Fiscal Policy, Economic Policy

(2) Sub-Program 2:

Governance enhancement and basic institutional development for democracy

Components

- 2-1 Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants
- 2-2 Building of International Relations
- 2-3 Improvement of Legal and Judicial System

4. Maximum Number of JDS Fellows (Master's Program)

The maximum number of JDS Fellows per batch for the Succeeding Four Batches shall be twenty (20) for the Master's Program, from the Japanese fiscal year 2023 to 2026.

The Government of Japan will decide the final number of JDS Fellows in consideration of the needs of the Nepal side as well as the Project purpose.

5. Target Organizations

Based on the discussion held between both parties, the target organizations were identified as ANNEX 3 "List of Target Organizations". It was agreed that the target organizations shall be reviewed according to the result of recruitment/selection, discussed, and decided in the Committee.

Key institutions that are related to components were identified as ANNEX 4 "Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches".

6. Accepting Universities and Quota per University

Based on the discussion held between both parties, it was agreed that the Master's Programs of the following universities, which were selected from those applied to JICA's public recruitment for this JDS program, would be suitable for the development issues in Nepal.

1) Development Issue as Component 1-1 : Fiscal Policy, Economic Policy

Accepting University:

- Waseda University, Graduate School of Asia-Pacific Studies (2 slots)
- Rikkyo University, Graduate School of Business (2 slots)
- Hiroshima University, Graduate School of Humanities and Social Science (2 slots)

2) Development Issue as Component 2-1 : Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants

Accepting University:

- Meiji University, Graduate School of Governance Studies (English Track) (2 slots)
- Yamaguchi University, Graduate School of Economics (2 slots)
- International University of Japan, Graduate School of International Relations (2 slots)

3) Development Issue as Component 2-2 : Building of International Relations

Accepting University:

- Ritsumeikan University, Graduate School of International Relations (2 slots)
- Hiroshima University, Graduate School of Humanities and Social Sciences (2 slots)

4) Development Issue as Component 2-3 : Improvement of Legal and Judicial System

Accepting University:

- Kyushu University, Graduate School of Law (2 slots)
- Keio University, Law School (2 slots)



7. Basic Plan for Each Component

The Team explained a Basic Plan for each Component (ANNEX 5), including the background, project objectives, summary of the activities of the project, and others, which would be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

Both parties confirmed necessary meeting arrangements would be taken during the following up survey period for the preparation of the Basic Plan for each Component.

8. Doctoral Program

Both parties confirmed that the need to continue the doctoral program. The maximum number of JDS Fellows per batch for the Succeeding Four Batches shall be two (2) for Doctoral Program, from the Japanese fiscal year 2023 to 2026. The Government of Japan will decide the final number of JDS Fellows in consideration of the needs of the Nepal side as well as the Project purpose.

Both parties also agreed to introduce strong prevention measures for the withdrawal of candidacy. JICA survey team suggested the following possible measures at the discussion.

- A new rule to black-list those who withdraw candidacy is added to the related regulation of the Government of Nepal.
- The application period is to be changed from November to February, to shorten the period from application to departure.
- Applicants will pay the application fee at their own expense, and fees will be reimbursed later only if one has not withdrawn candidacy.
- Change of eligibility such as,
 - Exclusion of Joint Secretary
 - Applicants have an academic supervisor identified by themselves. (The agent will not provide support to find a suitable academic adviser.)
 - To limit applicants who have master's degrees from Japan or
 - To limit applicants who have master's degrees from OECD countries

Both parties confirmed that the measures will be decided at the Operating Committee Meeting to be held no later than April 2023.

9. Initiatives to Promote Gender Equality

Both parties confirmed the JDS project will promote the participation and capacity development of female civil servants in order to promote gender equality and women's empowerment.

In addition, both parties agreed to adopt gender-oriented initiatives such as promotion seminars targeting female civil servants during recruitment, gender-mainstreaming training during studying in Japan, as well as training and networking opportunities among female alumni for career development upon their return to Nepal. The detail will be determined through the preparation of the detail design.

10. Strategic recruitment and selection of candidates

The Team proposed the measures of strategic recruitment and selection of candidates in view of strengthening the bilateral relationship between Nepal and Japan. Both parties also confirmed that both sides would make efforts to ensure participation from organizations that are important for bilateral relations between Nepal and Japan, such as the Ministry of Foreign Affairs.

11. Monitoring and Evaluation

It was agreed that monitoring and evaluation of returned JDS fellows should be done actively



by the Government of Nepal. In addition, organizing an alumni group could be considered for enhancing knowledge sharing and networking among JDS fellows.

IV. Undertakings of the Project

Both parties confirmed the undertakings of the Project as described in ANNEX 6.

V. Project Monitoring Report on JDS

Both parties confirmed the Project Monitoring Report on JDS (hereinafter referred to as “the PMR” and Submission form as described in ANNEX 7.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey

ANNEX 2: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

ANNEX 3: List of the Target Organization

ANNEX 4: Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches (Draft)

ANNEX 5: JDS Basic Plan for the Target Priority Area (Draft)

ANNEX 6: Undertakings of the Project (Draft)

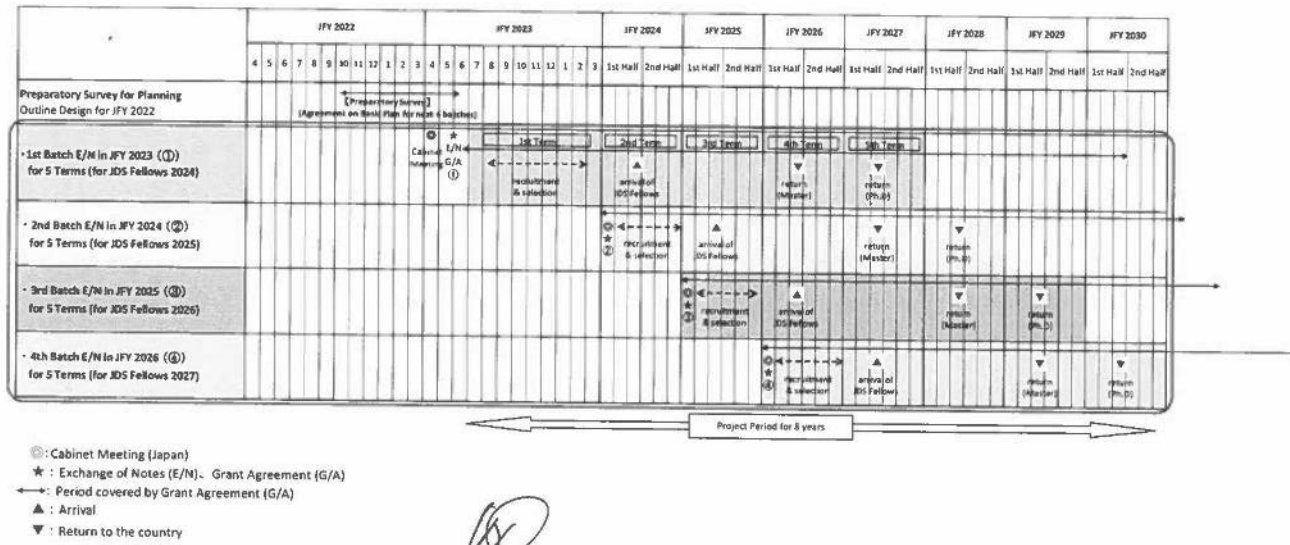
ANNEX 7: Project Monitoring Report on JDS (Draft)



Annex 1 Flow Chart of the Preparatory Survey

	Field Survey	In Japan	Accepting Universities
2022 Jul.	<ul style="list-style-type: none"> Mar. to July. (JICA/ Embassy/ MOFA) - Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component) - Explanation of the outline of JDS Project to the government of the recipient countries 		
Aug.		<ul style="list-style-type: none"> Jul. - Implementation of the request survey of accepting universities (JICA) 	<ul style="list-style-type: none"> Aug. - Formulation and submission of proposals for JDS Project
Sept.		<ul style="list-style-type: none"> Sept. to Oct. (University review / survey) - Evaluation of Proposals - Review of proposals from universities - Survey on prospective accepting universities 	
Oct.	<ul style="list-style-type: none"> Oct. (Survey on the needs and achievements of JDS Project by the consultant) - Information collection of civil servant system - Information collection of Gender policy in human resource development system for government officers - Information collection for designing the Japanese language framework. 	<ul style="list-style-type: none"> Oct. - Conclusion of a contract with the consultant - Preparation for field survey 	
Nov.	<ul style="list-style-type: none"> Nov. to Dec. (Agreement on the project framework 1/2) (OC/JICA Survey Team) - Agreement on the new project framework and implementation structure - Agreement on JDS target issues (Sub-Program, Component) - Selection and agreement on Target Organizations and target demographic - Selection and agreement on accepting universities 		
Dec.		<ul style="list-style-type: none"> Nov. to Dec. - Preparation of draft basic plan for priority tasks 	
2023 Jan.	<ul style="list-style-type: none"> Jan. to Feb. 2022 (Agreement on the project framework 2/2) (OC/JICA Survey Team) - Confirmation of selection procedures - Confirmation of draft basic plans - Confirmation of follow-up activities 	<ul style="list-style-type: none"> Jan. 2022 - Preparation for the draft report on the preparatory survey 	
Feb.		<ul style="list-style-type: none"> Jan. - Preparation for the outline design of the budget Feb. - Submission of the report on the budget to Ministry of Foreign Affairs 	
Mar.		<ul style="list-style-type: none"> Mar. - Notification of the result of the selection to accepting universities (JICA) 	<ul style="list-style-type: none"> Mar. - Receipt of the result of the selection, and preparation for accepting JDS fellows
Apr.			
May		<ul style="list-style-type: none"> May - Finalization of the report on the preparatory survey 	
Flow after Preparatory Survey			
Jun.	<ul style="list-style-type: none"> Jun. - Exchange of Note (E/N) - Grant Agreement (G/A) - Contract between a client of the recipient countries and an agent 	<ul style="list-style-type: none"> May - Decision on the implementation of JDS Project by Japanese government (cabinet meeting) 	
2023 Jul. to 2024 Feb.	<ul style="list-style-type: none"> Aug.- Recruitment Nov.- - 1st screening by application document - Health examination Dec. to Feb. 2022 - 2nd screening by Technical Interview with university faculty Mar. - 3rd screening by Comprehensive Interview with OC members Jul. - Pre-departure orientation 		<ul style="list-style-type: none"> Participate in Selection Nov.- 2022 - Screening by application document Dec. to Feb. 2023 - Technical Interview in Philippines
Mar. to Jul.			<ul style="list-style-type: none"> Apr.- - Preparation for Enrollment
Aug.		<ul style="list-style-type: none"> Aug. - Student Arrival - Briefing and Orientation 	
Sep.			<ul style="list-style-type: none"> Sept.- - Enrollment

Annex 2 Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches



- ⊙ : Cabinet Meeting (Japan)
- ★ : Exchange of Notes (E/N)- Grant Agreement (G/A)
- ← : Period covered by Grant Agreement (G/A)
- ▲ : Arrival
- ▼ : Return to the country

[Handwritten signature]

[Handwritten mark]

ANNEX 3 List of the Target Originations

No.	Target Organizations
1	Office of the Prime Minister and Council of Ministers
2	Ministry of Agriculture and Livestock Development
3	Ministry of Land Management, Cooperatives and Poverty Alleviation
4	Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation
5	Ministry of Defence
6	Ministry of Education, Science and Technology
7	Ministry of Energy, Water Resource and Irrigation
8	Ministry of Federal Affairs and General Administration
9	Ministry of Finance
10	Ministry of Foreign Affairs
11	Ministry of Forest and Environment
12	Ministry of Health and Population
13	Ministry of Home Affairs
14	Ministry of Industry, Commerce and Supplies
15	Ministry of Communication and Information Technology
16	Ministry of Labour, Employment and Social Security
17	Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs
18	Ministry of Physical Infrastructure and Transport
19	Ministry of Urban Development
20	Ministry of Water Supply
21	Ministry of Women, Children and Senior Citizen
22	Ministry of Youth and Sports
23	Commission for the Investigation of Abuse of Authority
24	Public Service Commission
25	Election Commission, Nepal
26	National Human Rights Commission
27	National Natural Resources and Fiscal Commission
28	National Women Commission
29	National Dalit Commission
30	National Inclusion Commission
31	Adivasi Janajati Commission
32	Madhesi Commission
33	Tharu Commission
34	Muslim Commission
35	Water and Energy Commission
36	National Information Commission
37	Nepal Law Commission
38	National Planning Commission
39	Truth & Reconciliation Commission
40	Commission of Investigation on Enforced Disappeared Persons Nepal
41	National Language Commission
42	Office of the Auditor General
43	Office of the President of Nepal
44	Office of the Vice-President of Nepal
45	Financial Comptroller General Office
46	Judicial Council Secretariat
47	National Vigilance Centre
48	Office of the Nepal Trust
49	Public Procurement Monitoring Office
50	Supreme Court of Nepal
51	Office of the Attorney General
52	Federal Parliament Secretariat, Nepal

Annex 4 Design of the JDS Program for Four Batches (Acceptance from JFY 2023-2026)

Sub-Program (Priority Areas)	Components (Development Issues)	Quota	Expected Theme of the Research/ Possible Fields of Study	Expected Key Organizations (but not limited. Please see the ANNEX 3 for the target organizations)
1. Social and economic development directly lead to economic growth and improvement of national livelihood improvement	1-1 Fiscal Policy, Economic Policy	6	<p><u>Possible Fields of Study:</u> National Development Policy/ Plan, Macro Economics, Financial Policy, Monetary Policy, Tax Policy, Econometrics, Foreign Investment Policy, Industrial Development Policy, Promotion of Business Environment, International Development Cooperation, Foreign Aid/Debt Management</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Social science degrees such as Master of economics and public policy or Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ministry of Finance • National Planning Commission • Office of Prime Ministry and Council of Ministers • Ministry of Foreign Affairs • Ministry of Federal Affairs and General Administration • Ministry of Industry, Commerce and Supplies • Board of Investment of Nepal • Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation
	2-1 Development of Human Resource and Administrative Capacity of Civil Servants	6	<p><u>Possible Fields of Study:</u> Decentralization, Local Governance, Public Administration, Personnel Administration Policy, Public Financial Management, Local Development, Labor Policy, Public Policy</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Master of Public Administration, Master of Public policy, or Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ministry of Finance • National Planning Commission • Office of Prime Ministry and Council of Ministers • Ministry of Foreign Affairs • Ministry of Federal Affairs and General Administration • Ministry of Labour, Employment and Social Protection • Ministry of Home Affairs • Ministry of Education, Science and Technology • Ministry of Health and Population • Ministry of Agriculture, Land Management, and Cooperatives • Commission for Investigation of Abuse of Authority
	2-2 Building of International Relations	4	<p><u>Possible Fields of Study:</u> International Politics, International Economics, Diplomatic Policy, Regional Integration, Diplomatic relations of Nepal with other countries, Development of Nepal as a landlocked country, Relation with other countries in development, International diplomacy on labor issues, Labor politics, Immigration</p> <p><u>Preferred Degree:</u> Master of International Relations or Degree to be related to the above</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ministry of Finance • National Planning Commission • Office of Prime Ministry and Council of Ministers • Ministry of Foreign Affairs • Ministry of Federal Affairs and General Administration

	2-3	Improvement of Legal and Judicial System	4	<u>Possible Fields of Study:</u> Civil Law, Criminal Law, Company Law, Commercial Law, Legal and Judicial Development for Economic Development and Investment, IT Law, Intellectual Property Law, Law of international treaties <u>Preferred Degree:</u> Master of Law or Degree to be related to the above	<ul style="list-style-type: none"> • Ministry of Law, Justice, Constituent Assembly and Parliamentary Affairs • Supreme Court • Nepal Law Commission • Judicial Council Secretariat • Office of the Attorney General
Upper limit of total number of students per year for Master:			20		

Annex 5 Basic Plan for Priority Areas of the JDS Program
Basic Plan for the Target Priority Area

Basic Information on Target Priority Areas (Sub Program)

1. Country: Nepal
2. Priority Area (sub-program):
3. Steering Committee: Ministry of Finance, Ministry of Federal Affairs and General Administration, Ministry of Foreign Affairs, Embassy of Japan in Nepal, JICA Nepal Office

Individual Table 1

1. Outline of Sub-Programs/Component

(1) Basic Information

1. Priority Area (sub-program):
2. Development Issue (component):
3. Principal Agency: Ministry of Finance

(2) Background and Needs (Position of JDS in the development plan of Nepal)

(3) Japan's ODA Policy and Achievements (including the results of JDS fellows to date)

2. Framework of cooperation

(1) Project Objective

The purpose of this project is to foster young administrative officials who are expected to play a future role in the social and economic development of their country through acquisition of a degree (master's degree) at a graduate school in Japan. The project will also contribute to strengthening the partnership between the two countries in the future through building of human networks.

(2) Project Design

- 1) Overarching Goals
The capacity of relevant administrative agencies for policy making will be improved through human resource development in this project.
- 2) Project Objective
By supporting young administrative officials who can play an active role in the core of the Nepalese government to obtain a master's or doctor's degree from a Japanese graduate school, we will seek to develop human resources for solving Nepal's development issues and build a human network between the governments of Japan



and Nepal, thereby contributing to solving Nepal's development issues and strengthening bilateral relations in the area of human resources.

(3) Verifiable Indicators

- 1) Acquisition of master's and doctor's degrees by returned JDS fellows
- 2) Improvement of analytical, policy-making, and project operation management skills of returned JDS fellows
- 3) Contribution to planning and policy making by returned fellows
- 4) Strengthening the functions of assigned institutions through leadership of returned fellows
- 5) Development of female administrative officers that can exercise leadership in problem solving
- 6) Establishment of friendship and goodwill between Japan and Nepal
- 7) Strengthening of international intellectual networks

(4) Number of JDS Fellows and Accepting Universities

xx fellows/year	Name of graduate school/name of university	xx fellows/4 years
-----------------	--	--------------------

(5) Activities (example)

Goals	Content and means of achieving goals
1) Before arriving in Japan	
Gather information on xx and prepare for research.	Prepare data on specific theme assigned by the university before entering the university.
2) While studying in Japan	
Acquire ability to analyze issues and practical skills concerning xx.	Acquire broad knowledge of xx by taking basic courses in the existing program "～". In particular, deepen one's knowledge on the required courses for xx.
Acquire ability to analyze issues and practical skills concerning xx.	<ul style="list-style-type: none"> • Participate in a special seminar on a special program about a certain topic in a certain country and acquire practical knowledge on this topic. • Acquire practical and applied skills to solve problems through group work with foreign students from other countries.
Examine solutions to issues by writing a thesis.	Obtain advice from the instructor on the selection and preparation of thesis theme that contributes to solving problems in the home country, and write the thesis
3) After returning home	
Utilization of study results	Exchange information regularly with academic advisors and receive advice from the university. In addition, graduate school will hold seminars for returned JDS fellows and target institutions to help them solve problems in their actual work.

(6)-1 Input from the Japanese side

- 1) Expenses for special activities incurred by host university prior to, after, and during the study abroad program (including activities in Nepal such as self-guidance, special lectures and workshops, and follow-up after returning home)
- 2) Expenses related to study in Japan. (travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for support while studying in Japan (monitoring, various types of living support, etc.)

(6)-2 Period and Number of JDS fellows

(Master's fellows) 1 batch (master's degree) 20 students x 4 years = 80 students
2024 (to be completed in 2026): ▲ students 2025 (to be completed in 2027): ▲ students
2026 (to be completed in 2028): ▲ students 2027 (to be completed in 2029): ▲ students
(Doctoral fellows) 2 students from each batch among all recipient universities x 4 years = 8 students

(7) Input from Nepalese side

- 1) Dispatch of selected JDS fellows
- 2) Follow-up activities (setting up opportunities to disseminate knowledge acquired through study in Japan at their affiliated institutions and target institutions)

(8) Qualification requirements (example)

- All applicants must:
- 1) Work experience, etc.
 - Have at least 3 years of work experience in a government organization
 - 2) Other requirements
 - Nationality: Federal Democratic Republic of Nepal
 - Have an experience of working for a government agency for at least 3 (three) years, and currently employed in the Target Organization below as a gazetted officer. Otherwise, a government employee in a Level 7 or higher position who is employed by the federal government and deployed to a federal or local government.
 - Be between 25 years of age and 40 years of age as of 1st April of the fiscal year of arrival in Japan
 - Possess a bachelor's degree from a higher education institution recognized by the Government of Nepal or a foreign government.
 - Not receiving or planning to receive a master's degree from a foreign university on a scholarship from the government of Nepal or any other development partner.
 - Have a good understanding of the objectives of the JDS Program and intend to contribute to the development of Nepal and the strengthening of bilateral relations between Nepal and Japan upon their return.
 - Be in good health, both mentally and physically.
 - Have English proficiency sufficient for enrollment in a master's course.
 - Not currently serving in the military

Annex 6 Undertakings of the Project (Draft)

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairman of the Committee	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	Ministry of Finance	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank in Japan for the banking services based upon the B/A		Ministry of Finance		
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	Ministry of Finance	approx. JPY6,000.-	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	Ministry of Finance	approx. 0.1% of the payment amount	
6	3) To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	Ministry of Finance	N/A	
7	4) To organize the Committee meeting	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
8	5) To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services be exempted.	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
9	6) To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
10	7) To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
11	8) To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	Ministry of Finance	N/A	

12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
13	1) To submit Project Monitoring Report on JDS to JICA	Semiannually	Ministry of Finance	N/A	
	2) To submit Project Monitoring Report on JDS (final) to JICA	After Completion of the Project	Ministry of Finance	N/A	

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to Pay, N/A: Not Applicable)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.

Annex 7 Project Monitoring Report on JDS (Draft)

Date:
Ref. No.

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
JICA XXX OFFICE
[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]

Attention: Chief Representative

Ladies and Gentlemen:

NOTICE CONCERNING PROGRESS OF PROJECT

Reference : Grant Agreement, dated 署名日(signed date of the G/A), for JDS(The Project for Human Resource Development Scholarship)

In accordance to the Article 6 (3) of the Grant Agreement, we would like to report on the progress of the Project up to the following stages:

[Common]

- During the JDS Project [Semi annually]
 Completion of the JDS Project
 Other _____

Please see the details as per attached Project Monitoring Report (PMR).

Very truly yours,

[Signature]

[Name of the signer]

[Title of the signer]

[Name of the executing agency]

cc:
Director General
Financial Cooperation Implementation Department
Japan International Cooperation Agency
[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]



Project Monitoring Report
on
JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship in
Country Name) Grant Agreement No. XXXXXXXX
20XX, Month

Organizational Information

Signer of the G/A (Recipient)	Person in Charge (Designation) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____
Executing Agency	Person in Charge (Designation) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____
Agent	Person in Charge (Designation) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____

General Information:

Project Title	JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)
E/N	Signed date: Duration:
G/A	Signed date: Duration:
Source of Finance	Government of Japan: Not exceeding JPY _____ mil. Government of (_____): 1) Advising commission of A/P approx. JPY6,000 2) Payment commission for A/P approx. 0.1% of the payment amount

1: Project Description

1-1 Project Objective

[Empty box for Project Objective]

1-2 Project Rationale

- Higher-level objectives to which the project contributes (national/regional/sectoral policies and strategies)
- Situation of the target groups to which the project addresses

[Empty box for Project Rationale]

1-2 Indicators for measurement of "Effectiveness"

Quantitative indicators to measure the attainment of project objectives		
Indicators Degree completion	Original (Number of Fellows)	Target (Degree completion rates)
Master's degree		95%
Doctor's degree		65%
Qualitative indicators to measure the attainment of project objectives		
<ul style="list-style-type: none"> - Young civil servants in recipient countries will acquire degrees (master's and doctoral degrees) in Japan and acquire expert knowledge that will contribute to solving of the social and economic development issues that their countries are facing. - After returning to their home countries, they will contribute engage in formulating and implementing social and economic development policies / plans and are expected to become leaders in their countries, thereby strengthening the functions of those organizations and strengthening the relationship with Japan. - The project will contribute to the strengthening of bilateral relations and promoting of friendship, the enhancement of international competitiveness of accepting universities, etc., and the strengthening of international intellectual networks through the acceptance of international students. - The project will foster female government officials who can exercise leadership in solving issues in their own countries, not only by studying for degrees at graduate schools in Japan, but also by providing training for career development, etc. 		

2: Details of the Project

2-1 Scope of the service

Components	Original* <i>(proposed in the outline design)</i>	Actual*
1.		

Reasons for modification of scope (if any).

#

(PMR)

2-2 Implementation Schedule

Term	Items	Original		Actual
		(proposed in the outline design)	(at the time of signing the Grant Agreement)	

Reasons for any changes of the schedule, and their effects on the project (if any)

2-3 Obligations by the Recipient

2-3-1 Progress of Specific Obligations
 See Attachment 1.

2-3-2 Activities
 See Attachment 3.

2-5 Agent Fee and Scholarship Costs borne by the Grant

	Item	Original (proposed in the outline design)	Actual (in case of any modification)
Term 1	Agent Fee	JPY **, **,000	JPY **, **,000
	Scholarship Cost	JPY **, **,000	JPY **, **,000
Term 2	Agent Fee	JPY **, **,000	JPY **, **,000
	Scholarship Cost	JPY **, **,000	JPY **, **,000
Term 3	Agent Fee	JPY **, **,000	JPY **, **,000
	Scholarship Cost	JPY **, **,000	JPY **, **,000
Term 4	Agent Fee	JPY **, **,000	JPY **, **,000
	Scholarship Cost	JPY **, **,000	JPY **, **,000
Term 5	Agent Fee	JPY **, **,000	JPY **, **,000
	Scholarship Cost	JPY **, **,000	JPY **, **,000
Total			

2-5 Executing Agency

- Organization's role, financial position, capacity, cost recovery etc,
- Organization Chart including the unit in charge of the implementation and number of employees.

Original (at the time of outline design)
 name:
 role:
 financial situation:
 institutional and organizational arrangement (organogram):
 human resources (number and ability of staff):

Actual (PMR)

3: Evaluation and Monitoring Plan (after the completion of the JDS Project)

3-1 Overall evaluation

Please describe your overall evaluation on the project.

3-2 Lessons Learnt and Recommendations

Please raise any lessons learned from the project experience, which might be valuable for the future assistance or similar type of projects, as well as any recommendations, which might be beneficial for better realization of the project effect, impact and assurance of sustainability.

3-3 Monitoring Plan of the Indicators for Post-Evaluation

Please describe monitoring methods, section(s)/department(s) in charge of monitoring, frequency, the term to monitor the indicators stipulated in 1-3.



G/A NO. XXXXXXXX
PMR prepared on DD/MM/YY

Attachment

1. Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant
2. Check list for the Contract (including Record of Amendment of the Contract/Agreement and Schedule of Payment)
3. Report on Proportion of Procurement (Recipient Country, Japan and Third Countries) (PMR (final) only)
4. Semi Annual Report by the Agent / Final Report by the Agent



Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

The following obligations of the Recipient are mentioned in Grant Agreement signed on 14.01.2011. The progress of obligations is as following table.

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing of the G/A		N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after signing of the G/A		N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing of the G/A		N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract		N/A	
5	To bear the following commissions to a bank in Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract		approx. JPY6,000,-	
	2) Payment commission for A/P	Every payment		approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent		N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project		N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted.	During the Project		N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project		N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project		N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project		N/A	
12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project		N/A	
13	1) To submit Project Monitoring Report on JDS to JICA	Semiannually		N/A	
	2) To submit Project Monitoring Report on JDS (final)	After Completion of the Project		N/A	

{B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to pay, N/A: Not Applicable}

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million)

Attachment1

			Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		●

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient




Report on Proportion of Procurement

	Agent Fee	amount(JPY)	Proportion of Procurement	Scholarship Cost	amount(JPY)	Proportion of Procurement
Term 1	Advance Payment			1st		
	First Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 2	Second Interim Payment			1st		
	Third Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 3	Fourth Interim Payment			1st		
	Fifth Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 4	Sixth Interim Payment			1st		
	Seventh Interim Payment/ Final Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		

A-28

Term 5	Eighth Interim Payment			6th		
	Final Payment			1st		
				2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		



添付資料5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数

サブ・プログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数（案）					
				第1期	第2期	第3期	第4期	計	
1 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発	1-1 財政・経済政策	早稲田大学	アジア太平洋研究科	2	2	2	2	8	
		立教大学	経営学研究科	2	2	2	2	8	
		広島大学	人間社会科学研究科	2	2	2	2	8	
2 ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり	2-1 行政運営能力強化支援	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	2	2	2	2	8	
		山口大学	経済学研究科	2	2	2	2	8	
		国際大学	国際関係学研究科	2	2	2	2	8	
	2-2 国際関係の構築	立命館大学	国際関係研究科	2	2	2	2	8	
		広島大学	人間社会科学研究科	2	2	2	2	8	
	2-3 法制度整備支援	九州大学	法学研究院	2	2	2	2	8	
		慶應義塾大学	法務研究科	2	2	2	2	8	
	合計				20	20	20	20	80

添付資料6. 重点分野基本計画案

1-1 財政・経済政策

人材育成奨学計画（JDS）事業 重点分野基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 重点分野（サブ・プログラム）名：経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発
3. 運営委員会：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

個表1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 重点分野（サブ・プログラム）名：経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発
2. 開発課題（コンポーネント）名：財政・経済政策
3. 主管省庁：財務省
4. 対象機関：全省庁

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールは、1人あたりの国民総所得（GNI）がUS\$1,190ドル（世銀、2020年）の後発開発途上国（LDC）である（OECD/DAC、2022/23年）。ネパールの国家開発計画「第15次5ヶ年計画（2019/20年～2023/24年）」では、2026年までにLDCから脱却し、2030年には上位中所得国となることを目指しているが、他方、国内対GDP比約2割にも上る海外労働者送金をけん引役にして、過去10年間、年平均4%程度と低位ながらも安定的に成長を続けているが、1人当たりGDPは、依然として低位にとどまっている。また、産業の未発達、都市部と地方の格差の拡大から、都市部における若年層の失業率が高く、職のない若者は外国へ出稼ぎに出る傾向があり、GDPの約2割を海外送金でまかなっている現状から、民間セクターにおける国内での雇用創出が課題となっている。国家が目標として定めているLDC脱却のためには、持続的な経済成長が必要であり、ネパールが抱える経済政策分野の諸課題を包括的かつ戦略的に克服するための国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策等を高いレベルで立案、実施できる行政官・実務者の人材育成と能力向上が急務となっている。

本事業では、JICAが実施する「民間セクター開発プログラム」を補完する形で、経済構造の多様化、海外からの投資促進等を通じて将来的に持続的な経済成長を遂げるよう、国家開発政策、マクロ経済政策、財政政策、金融政策、ビジネス環境の整備、国際競争力を有する産業の戦略化等を立案、実施できる行政官・実務者の育成と能力向上が期待される。

(3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

我が国政府の「対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）」及び「対ネパール事業展開計画（2021年9月）」では、「経済成長及び貧困削減」及び「ガバナンスと民主化の強化」が重点分野となっており、支援を行っている。JICAでは、「民間セクター開発プログラム」、「行政能力強化プログラム」、「法整備支援プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。ネパールではJDS事業は2015年度より留学生の受け入れを開始し、2022年10月までに、修士140名、博士3名が来日し、100名が修士号を取得した。このうち本コンポーネント「財政・経済政策」に関連する「経済政策」「産業振興政策」コンポーネントの帰国留学生は44名である。帰国留学生全員が復職し、開発課題の解決に取り組んでいる。

【関連する JICA 事業】

マルチ

コロナ下でのアジア地域における社会的に脆弱な労働者に対する社会的保護政策等に係る支援事業
アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業

個別専門家

外国投資アドバイザー

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) 案件目標

1) 上位目標

政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。

2) プロジェクト目標：

ネパールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。

(3) 目標の指標

- 1) 帰国留学生の修士号取得
- 2) 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献
- 4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化
- 5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成
- 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築
- 7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化

(4) 受入計画人数及び受入大学

2名/年	早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科	8名/4年
2名/年	立教大学大学院	経営学研究科	8名/4年
2名/年	広島大学大学院	人間社会科学研究科	8名/4年

(5) 活動

1) 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 国際関係学専攻

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
入学後の学修・研究への円滑な接続	特別プログラムにおいて、入学の2～3ヶ月前にカトマンズにおいて、数日間の集中的な事前研修を行い、入学後の学習・研究への円滑な接続を図る。また、各学生の学力の水準や偏りを確認し、事前学習プログラムを用意し、メール等を通して指導を行う。
② 留学中	
実践的な調査能力・分析能力・政策提言能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係、国際協力・政策研究、地域研究をカリキュラムの三本柱とする学際的な教育を行っている。 ・ カリキュラムには、ネパールの現状に対応可能な、国際経済学・経済・貿易協定、開発経済学・経済発展論、政治経済学、国際的な労働移動や移民政策、人間の安全保障、国際協力、災害と開発等の関連科目が複数設置されている。
実践的な分析能力の効率的な習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門基礎科目、発展科目、共通基礎科目から効率的に実践的な分析能力を習得する。専門基礎科目では、学部時代に経済学を専攻していない学生に対して大学院レベルで必要とされる経済学の基礎学力を身に着ける。一方、十分な経済学の知識を習得している学生は、発展科目から履修してより高度な内容の学習に取り組む。また共通基礎科目では、研究や実務で有用な社会調査方法、質的・量的研究方法、統計分析の手法等の履修や、論文執筆に必須となるライティングスキルの科目を履修することが可能である。 ・ 入学時点から自身のテーマに即したゼミに配属され、専任教員による個別的指導を受ける。また研究発表を通じて、プレゼンテーションやディベートの能力を高める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員はオフィスアワーを設定し、学生たちの研究上の課題に対応すると共に、パソコン室にはアシスタントがほぼ常駐し、数量分析ソフトの利用方法などの支援を提供し問題解決を支える。
国際的視野の拡大	経済開発に関連するシンポジウムやセミナー、研究会などが頻繁に開催されており、日本のみならず世界中から第一線で活躍する研究者や実務家を招待して講義が行われている。
③ 帰国後	
研究成果の活用	卒業後も指導教授と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受け、ネパールの経済開発に関する共同研究を継続して行う。また、帰国留学生と協働して開発分野別セミナーをネパールで開催し、現地における政策形成及び省庁職員のキャパシティ向上に貢献する。

2) 立教大学 経営学研究科 国際経営専攻

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
事前研修	個別面談を通じて、入学予定者の問題意識と学習レベルを確認して、学習計画を助言する。さらに、必要に応じて、経済数学や経済学の短期研修を実施し、入学後の正規課程に備える。
② 留学中	
アカデミズムへ偏らない専門知識と政策形成能力を兼ね備えたリーダーを養成する	<ul style="list-style-type: none"> ・ コースワークでは、経済活動における民間産業部門の役割に注力した政策立案・実施能力を養うべく、経済学・公共経営学の理論と数量分析手法を基礎レベルから学習する機会を提供する。 ・ 修士論文の執筆では、当該課題に対する学生の問題意識を踏まえ、証拠に基づく政策立案アプローチを重視し、仮説設定と実証プロセスを通じ、課題解決に向けた政策を提言できるように指導する。
アカデミズムと政策現場を融合した多角的な視点を培う学際的な教育を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策策定に不可欠な公共経営学・経済学の基礎理論（ミクロ経済学、公共経営論、公共管理論、予算管理論）と数量分析手法（経済数学、統計学、計量経済学、リサーチ方法論）の知識やスキルの習得によって、修士論文の執筆のみならず、JDS留学生が帰国後に行政官として直面する政策課題への対応力を高める。 ・ チームによる政策提案能力を向上させるべく、グループ・プレゼンテーションとターム・ペーパーの執筆が課される。 ・ 政策現場の課題や日本の開発経験を深く学ぶことができるように、地方政府の政策策定や実施に携わる実務家による講義（Public Private Partnership、プロジェクト・サイクル・マネジメント論）を提供する。 ・ ネパールの開発援助事業に精通した専門家や本学の海外招聘教員によるセミナーへの参加を通じて、専門家の知見の共有とネットワークの構築の機会を提供している。 ・ オンライン・サーベイ実験の手法を紹介して、データ制約を克服すべく研究指導を行っている。 ・ 中央省庁や地方自治体、民間企業への訪問の機会を提供する。

専門家によるセミナーの開催	JICA開発大学院連携プログラムを活用して、開発課題に精通した専門家を招いたセミナーを開催し、日本の開発経験や政策的な知見を共有し、ネットワークの構築の機会を提供している。
③ 帰国後	
事後研修	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後は、修了生の課題解決能力の持続的向上や修了生とのネットワークの形成を目的に、現地又はオンラインでフォローアップセミナーを実施する。セミナーでは、本コースで得た知識の母国での活用事例やコースの課題や改善点についての報告の機会を設け、本コースの更なる質の改善を図る。 事後研修を発展させ、JDS修了生との関係強化と継続的な学習機会の提供を目的に、政策研究セミナーと政策分析ワークショップの開催を提案する。

3) 広島大学大学院 人間社会科学研究科 人文社会科学専攻国際経済開発プログラム

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
事前教育	<ul style="list-style-type: none"> 特別プログラムにおいて、ミクロ経済学・マクロ経済学のテキストを入学予定者に提供し、本講座の教員および博士課程の学生の指示のもと、来日前に経済学の基本的知識を習得する。 入学予定者には、学習進捗状況の確認のため、定期的な小テストが行われる。 また英語力が不足している場合には、事前研修が行われる。
② 留学中	
実践的かつ有効な政策提言能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 入学後1年間は、開発ミクロ経済学、開発マクロ経済学、開発計量経済学を中心とした経済学の基礎科目を履修する。 さらに、個々の学生の関心に応じて、公共経済学、公共経営学、経済統計分析（政策効果分析や、経済開発政策特論など）、その他関連分野（環境政策、経済開発の比較研究、国際協力、日本の開発経験、国際貿易、零細小中企業論）等から構成される応用科目（選択科目）を履修し、より専門的な知識を習得する。 また国際問題や地域研究など他講座や他研究科の科目を履修できる体制を整えており、分野横断型・学術的な知識・分析方法について習得する。
論文作成に係る基本的技術の習得	全ての学生は指導教員が担当する演習に参加することが義務付けられており、研究計画の作成から文献のレビュー、分析手法、分析結果の解釈及び政策的含意に至るまで論文作成に関わる基本的技術を自身の研究を通じて習得する。
実践的教育・研究	<ul style="list-style-type: none"> 各種セミナーを通じて、JDS学生が他大学や研究所で研究する専門家と議論し、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得するための機会を設ける。年4回開催されるJDSセミナーでは、学生の研究関心に合ったテーマに関して、国内外の専門家や実務家を本研究科に招へいし、最新の研究成果からより一般的な内容に関する研究報告が行われている。更に国内で開催される学術会議や国際会議への参加に資金援助を行い、学生の積極的な参加を促している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の研究分野に最低限必要となる研究資料、関連図書あるいはデータベースが学生に支給される。統計分析ソフトウェア（Stata）も全ての学生に支給される。 ・ 本プログラムで学ぶ博士後期課程の学生をメンターとして雇用し、すべてのJDS学生がメンターから、研究推進上のアドバイスが受けられる体制を整える（メンター制度）。この制度では、JDS学生はメンター学生を自由に選択でき、また適切なアドバイスと十分なサポートをいつでも受けられる体制を整えている。 ・ 特別英作文講座「研究論文執筆のためのアカデミックライティング」を設置し、英語での修士論文作成のために必要不可欠な知識と技術を学ぶための機会を提供する。 ・ 学生研究グラントを通じて、現地調査（フィールドワーク）などの学生派遣事業を積極的に推進するべく、学生自身が計画・立案する研究活動に対し渡航費や研究費を補助している。
③ 帰国後	
事後教育	<p>帰国後（1～2年後）に、関連する最新の研究成果を開発現場に還元・実装させるためのオンラインセミナーや現地セミナーを開催する。さらに開発課題を解決するために科学的・学術的な見地から評価や助言といったコンサルティングを行う。またJDS学生が帰国後に本プログラムで得た知識をどのように活かしているのか、今後我々がJDSプログラムをどのように改善していくべきかについてのフィードバックを得る。</p>

(6)-1 日本側の投入

- 1) 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- 2) 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- 3) 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)-2 投入期間・人数

1バッチ（修士）6名×4か年＝24名

[内訳]

早稲田大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

立教大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

広島大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

(7) 相手側の投入

- 1) 留学生の派遣
- 2) モニタリング
- 3) 事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

- 1) 職務経験等
 - ・ 3年以上政府機関で勤務した経験を有すること
- 2) その他：
 - ・ ネパール国籍を持つこと
 - ・ 25歳以上40歳以下（当該来日年4月1日現在）
 - ・ ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること
 - ・ 対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関および当局、およびすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル7以上の職位にある官報公示職職員であること。
 - ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること
 - ・ 心身共に健康であること
 - ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
 - ・ 現在、軍籍に属しないこと
 - ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと

2-1 行政運営能力強化支援

人材育成奨学計画（JDS）事業 重点分野基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
3. 運営委員会：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

個表1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
2. 開発課題（コンポーネント）名：行政運営能力強化支援
3. 主管省庁：財務省
4. 対象機関：全省庁

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールでは 2015 年 9 月に新憲法が制定され、連邦政府（Federal）・州政府（Provincial）・地方政府（Local）の三層構造による統治体系が定められた。これに基づき、2017 年及び 2022 年には地方選挙が実施され、州政府ならびに地方政府の代表が選出され、過去長らく続いた地方政府不在がようやく解消されるにいたったが、その実務体系は整備されているとはいえず、上記三層構造が定着するまでの間、地方行政体系は混乱が続くと考えられる。また、社会的弱者（貧困、低カースト、少数民族、女性、障がい者、僻地住民など）への行政サービスが十分に行き届いていないことも課題となっている。さらには、中央政府のオーナーシップが低く、財政基盤も不十分であり、開発事業を実施するスタッフの能力不足、士気の低さが問題となっている。上記のような諸問題に対処するため、中央及び地方政府の開発事業担当スタッフの能力強化、そして行政の透明性向上と市民の参加拡大が求められている。

本事業では、地方分権、中央・地方の役割分担に関する政策研究や、中央・地方における行財政・人事管理、労働政策等の基礎知識を身に着けた人材の育成支援を行う。

(3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

我が国政府の「対ネパール国別開発協力方針（2021 年 9 月）」及び「対ネパール事業展開計画（2021 年 9 月）」では、「経済成長及び貧困削減」及び「ガバナンスと民主化の強化」が重点分野となっており、支援を行っている。JICA では、「民間セクター開発プログラム」、「行政能力強化プログラム」、「法整備支援プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。ネパールでは JDS 事業は 2015 年度より留学生の受け入れを開始し、2022 年 10 月までに、修士 140 名、博士 3 名が来日し、100 名が修士号を取得した。このうち本コンポーネントの帰国留学生は 30 名である。帰国留学生全員が復職し、開発課題の解決に取り組んでいる。

【関連する JICA 事業】

技術協力プロジェクト

調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の品質向上プロジェクト
2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト

無償

人材育成奨学計画

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) 案件目標

1) 上位目標

政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。

2) プロジェクト目標：

ネパールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。

(3) 目標の指標

- 1) 帰国留学生の修士号取得
- 2) 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献
- 4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化
- 5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成
- 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築
- 7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化

(4) 受入計画人数及び受入大学

2名／年	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	8名／4年
2名／年	山口大学大学院	経済学研究科	8名／4年
2名／年	国際大学大学院	国際関係学研究科	8名／4年

(5) 活動

1) 明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 ガバナンス専攻イングリッシュトラック

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
	特になし
② 留学中	
広い知識と視野、鋭い洞察力と高度な分析・判断能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共政策学を通じ、国の内外における政策課題の現状分析と情報収集を基に政策創造を行うとともに、政策効果を確実なものとするための政策実施、政策評価を実践するための学知及び技法知を追及する。 ・ ネパールの開発課題をグローバルかつ歴史的な視点から俯瞰して体系的に分析し、政策立案力を養うと共に、日本の公務員制度や能力育成システムから効率的かつ公平・透明な行政運営の在り方学ぶ。 ・ 日本の経験から実践的な学びを得られるよう、フィールドワークや事例研究を重視する。また公務員としての職業倫理や汚職防止等についても日本の経験を学ぶ。
専門分野の知識の深化と分析技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象分野は、国際的（グローバル）であると同時に地域的（ローカル）であり、「公共政策」「国際開発政策」「コミュニティ・マネジメント」を核とし、地方分権、良い統治、市民参加、持続的開発、地域開発、貧困削減、都市問題、危機管理等の世界が直面している課題に直結した重要かつ喫緊のテーマを学ぶ。 ・ 3つの領域からテーマに沿った領域を選択する。「公共政策領域」では、公共政策に関する課題発掘・立案・実施・評価にいたる一連の過程に基づく科目を学ぶ。「国際開発政策領域」では、国際経済・環境に関する学問領域から構成され、グローバルイシューである持続的開発や貧困問題を、社会システムの諸側面から学ぶ。「コミュニティ・マネジメント領域」では、地域に密着したローカルな視点でグローバルな課題を捉え、その解決に向けた政策形成・実施・評価のプロセスを学ぶ。
実践的な知識と技術の習得	<p>特別プログラムにおける、研究科独自の英語論文執筆法及び論文解読法のワークショップ、論文執筆支援講座、社会調査法、テクニカルライティングの履修、学生の研究テーマに関連した国内外の研究者招聘による特別講義、留学生並びに日本人学生との知的交流を深める合同授業及び公共政策の現場視察を含むフィールドワーク、論文ワークショップ等の機会を利用する。</p>
③ 帰国後	
フォローアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回、オンラインによるガバナンス研究科英語コース修了生の同窓会を開催。専任教員による特別講義と交流会を行う。 ・ 特別プログラムにおいて、帰国後のネットワーク形成とフォローアップセミナーが開催される。

2) 山口大学大学院 経済学研究科 公共管理コース

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
入学後の研究に向けた準備	特別プログラムによって来日後スムーズに修士論文の指導につなげるための渡日前研修を受講する。
② 留学中	
実践的な知識の習得	公共管理の基礎と応用、個別の開発課題の分析と問題解決を体系的かつバランスよく学ぶためのカリキュラムから、行政管理に必要な実践的知識を習得し、経済の発展に必要な経済学、経済政策等の知識、課題解決のための効果的な政策立案・実施や政策間調整の知識、財政基盤確立のために必要な財政学等の知識を習得する。
実例を通じた知識と技術の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別プログラムによる、実例を通じた知識の向上に向けたアクティビティ、及びプログラム（論文のテーマに関連した中央省庁等への訪問・講義、地方都市活性化の事例を学ぶための地方都市への研修旅行、地方行政の現場を知るための県庁・市役所等への訪問、地方政府の政策等を知るための県庁・市役所等からの出前講義、公共政策・公共管理の実例を学ぶための特別講師招聘プログラム等）を実施する。 ・ 技術力の強化のための機会（英語の補講、論文のネイティブチェック、数学の補講、Nepal Administrative Staff College (NASC) での修士論文の中間発表等）を提供する。
③ 帰国後	
研究成果の活用のフォローアップ	現役生の渡日前研修や修士論文の中間発表に修了生を招き、修了生が修了後に直面している課題に関する講義を実施する。加えて、現役生への修士論文に対する実践的なコメントを修了生が提供する。

3) 国際大学大学院 国際関係学研究科 公共経営・政策分析プログラム (PMPP)

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
入学前の事前研修	入学前に基礎数学、基礎経済・経営学等に関する事前講座を現地もしくは日本にて実施する。
② 留学中	
行政管理能力及び政策分析技術の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須科目において、民主的な公共経営や厳密な政策分析に必要とされる知識やスキル（行政学、公共組織経営、公共政策過程、公共予算と財務、政策分析入門、ミクロ経済学、統計学、応用計量経済学）を獲得することができる。また、選択科目においては、公的人事管理、電子政府入門、地方政府と公共サービス、政治制度とガバナンス、協働・参加型ガバナンス、公共事業予算と債務管理などの最先端の行政管理スキルを習得する。 ・ 各教員より修士論文または研究レポートの執筆に際し少人数制による丁寧な個別指導を受ける。

論文・レポート作成能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共政策や公共経営に関する重要課題を扱う修士論文または研究レポートを作成することが期待されており、地理的・時間な適用範囲が明確なリサーチクエスチョンを提示し、それに対する回答を与えることが求められる。 ・ 修士論文または研究レポート執筆の課程では、研究指導セミナーに参加し、指導教官からの助言を受ける。最終学期に口頭試問を行い、論文またはレポートの内容が審査される。
特別講義、セミナー、フィールド・トリップの実施	特別プログラムにおける研修では、著名な外部講師を他大学、外国政府機関から招聘し、ケーススタディや政策実施例を議題としたセミナーやワークショップを実施する。また、日本の政府機関・民間企業等へのフィールド・トリップも実施する。
③ 帰国後	
フォローアップの実施	修了後に事後研修・フォローアップを実施し、修了生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。具体的には、修了生、在学生及び次年度研修員による合同セミナーの現地での実施を予定している。さらに、論文指導教員と修了生による共同研究の継続も奨励する。世界的な感染症の動向次第では、セミナーやミーティングはオンライン（Zoom）で行う。

(6)-1 日本側の投入

- 1) 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- 2) 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- 3) 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)-2 投入期間・人数

1バッチ（修士）6名×4ヵ年＝24名

[内訳]

明治大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

山口大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

国際大学

2024年（～2026年修了）：2名 2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名 2027年（～2029年修了）：2名

(7) 相手側の投入

- 1) 留学生の派遣
- 2) モニタリング
- 3) 事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

- 1) 職務経験等
 - ・ 3年以上政府機関で勤務した経験を有すること
- 2) その他：
 - ・ ネパール国籍を持つこと
 - ・ 25歳以上40歳以下（当該来日年4月1日現在）
 - ・ ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること
 - ・ 対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関および当局、およびすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル7以上の職位にある官報公示職職員であること。
 - ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること
 - ・ 心身共に健康であること
 - ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
 - ・ 現在、軍籍に属しないこと
 - ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと

2-2 国際関係の構築

人材育成奨学計画（JDS）事業 重点分野基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
3. 運営委員会：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

個表1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
2. 開発課題（コンポーネント）名：国際関係の構築
3. 主管省庁：財務省
4. 対象機関：全省庁

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールは、政治、貿易、産業、文化等のあらゆる面で南アジア地域諸国及び中国の影響を強く受けており、これらの国々との有効かつ戦略的な国際関係の構築は、国家の安定と持続的な発展のため不可欠である。特に、ネパールに不利益とならず Win-Win の関係を築くための施策の計画・立案が安定的な国家の成長のためには極めて重要である。本事業では、ネパールの開発に資する形で関係諸国との良好な関係を築きつつ、同時に日々変化する国際情勢に合わせた外交政策の立案・実施、地政学的・国際的な課題へ対応する政策・戦略の立案・実施を担う人材育成の支援を行う。

(3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

我が国政府の「対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）」及び「対ネパール事業展開計画（2021年9月）」では、「経済成長及び貧困削減」及び「ガバナンスと民主化の強化」が重点分野となっており、支援を行っている。JICAでは、「民間セクター開発プログラム」、「行政能力強化プログラム」、「法整備支援プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

ネパールではJDS事業は2015年度より留学生の受け入れを開始し、2022年10月までに、修士140名、博士3名が来日し、100名が修士号を取得した。このうち本コンポーネントの帰国留学生は14名である。帰国留学生全員が復職し、開発課題の解決に取り組んでいる。

【関連するJICA事業】

無償

人材育成奨学計画

個別専門家

外国投資アドバイザー
公共政策実施能力強化アドバイザー
司法セクターにおける人材能力強化

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官等を育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) 案件目標

1) 上位目標

政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。

2) プロジェクト目標：

ネパールの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。

(3) 目標の指標

- 1) 帰国留学生の修士号取得
- 2) 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献
- 4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化
- 5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成
- 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築
- 7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化

(4) 受入計画人数及び受入大学

2名／年	立命館大学大学院	国際関係研究科	8名／4年
2名／年	広島大学大学院	人間社会科学研究科	8名／4年

(5) 活動

1) 立命館大学大学院 国際関係研究科 国際関係学専攻

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
入学後の研究に向けた準備	留学生の研究テーマに基づき、来日前に指導教員を内定し、決定した教員と来日前にメール等で連絡を取りあうことで、円滑な日本における生活と学習が開始されるよう配慮する。また国際関係学の論文やテキスト等を紹介し、事前学習を促進する。
② 留学中	
政策・アクションプランの立案能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際政治理論や日本・アジア諸国の外交政策、国際法・国際機構論を学ぶことで、多面的な安全保障と外交関係を築く政策立案能力が向上する。 ・ 憲法・平和学、経済・社会開発政策や行政組織論、およびASEAN諸国の民主化と政治制度構築を学ぶことにより、ネパールの民主主義の定着に必要なアクションプランを立案する能力が養成される。 ・ 国際貿易・投資理論や開発金融論、開発戦略論、環境政策論の学習を通じ、ネパールの産業構造・比較優位分析、外国投資誘致やインフラ整備計画策定等、経済・産業開発政策立案に必要な知見を獲得する。 ・ 地域経済統合・自由化の潮流を学習することにより、平和維持と民主体制の重要性や市場と政府の役割分担の在り方の理解が向上する。 ・ 英語による修士論文作成に至る一連の学修を通じ、開発課題の発見、問題分析、および問題解決のための政策提案能力の向上が図られる。 ・ 経済系の学修により、貧困削減や持続可能な開発政策に必要な実証的分析・評価の能力獲得により政策立案能力向上が図られる。
研究力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係学の基礎となる理論を学び、多様な専門分野の学修深化を図る。 ・ 政策評価に必要な社会統計学、平和学、国際機構論の他、アジアの比較政治論（民主化プロセスや東南アジア、南アジアの地域統合）の学修により、民主主義の定着を強く意識した知識基盤を得ることができる。 ・ 本邦外務省や国際機関勤務経験者による実践的学修を通じて、行政官に求められる安全保障と外交政策に関する知見と行政能力の涵養が図られる。
実践的能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ JDS留学生は京都府綾部市へのフィールドスタディを通じ、行政（市役所）は勿論、地場伝統産業の生産現場等も訪問する。これにより、JDS留学生は自国の潜在的資源を活かした経済発展に関連する日本の経験を学習する。 ・ 京都市と連携した行政マネジメントに関する連続講義（セミナーや現場体験を含む）を実施する。これにより、JDS留学生は、市民の期待に応える民主的な地方自治システムを理解する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ JDS留学生は、本研究科と民間企業等で連携した「JDS産業振興マネジメント研修」へ参加する。本研修は、日本企業の経営理念、日本式モノづくり、ビジネス支援制度等に関する講義や生産現場視察に加え、プレゼンテーション機会も組み込んだ構成であり、参加学生は民間セクター強化に向けた取り組みを理論と実践の双方から学ぶ。 ・ 日本の地方行政をモデルとした課題解決型の経済振興策をテーマとするインターンシップを実施し、中小企業振興や輸出促進等に生かす。 ・ JDS留学生は政策立案・評価専門家を招聘する本講座の受講により、PCM手法を学修する。自国の課題と日本の事例を比較し、調査分析および課題解決の実践能力を高めることを通じ、政策立案能力の向上に資することが期待される。 ・ アカデミック英語の語学能力向上研修の実施。
③ 帰国後	
修了生を招聘しての日本留学経験フィードバックプログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の本研究科JDS修了生を招聘し、現役JDS生による研究進捗報告会に参加してもらう。現役JDS留学生は、先輩から留学経験を帰国後にどのように活かしたか等の示唆を得ることにより、研究のみならず、将来のキャリアプランを明確化できる。 ・ 帰国留学生向けセミナーや懇談会を催し、本研究科とのネットワーク維持と留学後のフォローのためのプラットフォームを構築する。

2) 広島大学大学院 人間社会科学研究科 人文社会科学専攻国際平和共生プログラム

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
研究テーマについての情報収集を行い、研究に備える。	留学前に指導教官が学生と研究テーマについて打ち合わせ、指導教官からのアドバイス等を実施する。
② 留学中	
国際関係・外交及び公共政策に関する基礎知識を習得し理解を深める。	「International Politics I/II」、「International Security I/II」、「Area Studies」、「Law and Human Rights」等の基礎科目を受講し、国際関係・外交及び公共政策に関する幅広い知識を身につける。
外交・行政実務に関する実践力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県庁でのインターンシップに参加し、日本の地方府における行政実務についての実践的な知見を習得する。（※何らかの事情で実施が困難な場合は、オンラインセミナー等、別の方法により、知見の拡大を図る。） ・ 「United Nations Peace Missions」ではネパールの紛争後平和構築課程に特化したモジュールを含んでいる。学生は自国の代表の役割を担い、模擬国連で議論し、決議を作成する。
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し、主指導教員に加えて2名の副指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
③ 帰国後	
研究成果の活用	国内外の研究者や実務家を招いてオンラインセミナーを実施している。帰国留学生はそれぞれの専門に応じて関連するテーマのセミナーに参加し、政策や外交での経験を発表する。

(6)-1 日本側の投入

- 1) 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- 2) 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- 3) 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)-2 投入期間・人数

1バッチ（修士）4名×4カ年＝16名

[内訳]

立命館大学

2024年（～2026年修了）：2名	2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名	2027年（～2029年修了）：2名

広島大学

2024年（～2026年修了）：2名	2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名	2027年（～2029年修了）：2名

(7) 相手側の投入

- 1) 留学生の派遣
- 2) モニタリング
- 3) 事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

- 1) 職務経験等
 - ・ 3年以上政府機関で勤務した経験を有すること
- 2) その他：
 - ・ ネパール国籍を持つこと
 - ・ 25歳以上40歳以下（当該来日年4月1日現在）
 - ・ ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること
 - ・ 対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関および当局、およびすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル7以上の職位にある官報公示職職員であること。
 - ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること
 - ・ 心身共に健康であること
 - ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
 - ・ 現在、軍籍に属しないこと
 - ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと

2-3 法制度整備支援

人材育成奨学計画（JDS）事業 重点分野基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：ネパール連邦民主共和国
2. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
3. 運営委員会：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

個表1

1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 重点分野（サブ・プログラム）名：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり
2. 開発課題（コンポーネント）名：法制度整備支援
3. 主管省庁：財務省
4. 対象機関：全省庁

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

ネパールでは 2015 年 9 月に新憲法が制定され、連邦政府（Federal）・州政府（Provincial）・地方政府（Local）の三層構造による統治体系が定められた。連邦・州・地方の各レベルでの民法等の基本法及び関連法の普及、確実な施行といった民主的プロセスを通じた国家づくりは持続的な経済発展に不可欠であり、人材育成を通じて支援を行う必要がある。本事業では、①国の基盤となる基本法（民法・刑法やそれらに準ずる法律等）の整備、②投資拡大とそれに伴う経済発展に寄与する商法、会社法、倒産法、貿易・投資関連法の整備を担う人材育の支援を行う。

(3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

我が国政府の「対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）」及び「対ネパール事業展開計画（2021年9月）」では、「経済成長及び貧困削減」及び「ガバナンスと民主化の強化」が重点分野となっており、支援を行っている。JICAでは、「民間セクター開発プログラム」、「行政能力強化プログラム」、「法整備支援プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。ネパールでは JDS 事業は 2015 年度より留学生の受け入れを開始し、2022 年 10 月までに、修士 140 名、博士 3 名が来日し、100 名が修士号を取得した。このうち本コンポーネントの帰国留学生は 10 名である。帰国留学生全員が復職し、開発課題の解決に取り組んでいる。

【関連する JICA 事業】

技術協力プロジェクト

- コミュニティ内における調整能力強化プロジェクトフェーズ 2
- 迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

無償

人材育成奨学計画

個別専門家

司法セクターにおける人材能力強化

国別研修

司法セクターにおける人材能力強化

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) 案件目標

1) 上位目標

政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。

2) プロジェクト目標：

ネパールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。

(3) 目標の指標

1) 帰国留学生の修士号取得

2) 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献

4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化

5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成

6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築

7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化

(4) 受入計画人数及び受入大学

2名／年 九州大学大学院 法学研究院 8名／4年

2名／年 慶應義塾大学大学院 法務研究科 8名／4年

(5) 活動

1) 九州大学大学院 法学研究院

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
	特になし
② 留学中	
最先端の知識の習得	日本・先進国の経験・国際ルールを中心とした最先端の専門知識を習得させる。
課題解決型教育による実践的な知識・技術の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野の著名な学者・専門家を招いて実施される「JDS 集中講義」を行う。 ・ 「JDS フォーラム」を通じて課題の報告・ディベート・論文の書き方などを中心とした総合的な学術指導を行う。 ・ 弁護士などの実務家およびJDS 卒業生を含めた国際コースの卒業生による「JDS 特別レクチャー」を行う。 ・ 「JDS フロント」を通じて国内会議、模擬裁判、合宿等、実践型教育のための様々な講義・活動を行う。 ・ 完成した「修士論文」に対するネイティブ・スピーカーによる英語校閲を行う。
③ 帰国後	
JDS学生間のネットワークの構築	SNS による JDS 活動内容の配信・JDS 諸活動（各年度の論文、JDS フォーラムで報告された PPT、合宿日程や写真など）の情報共有・JDS 卒業生とのワークショップ等を通じて、在籍生と卒業生間・各国の卒業生間・全卒業生間の国際的なネットワークを構築する。

2) 慶應義塾大学大学院 法務研究科

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
	特になし
② 留学中	
グローバル法務に関する多彩な知識を習得し理解を深める。	既存プログラムの開発法学、ビジネス法、国際仲裁法、日本法、アジア法、知的財産法、国際法等における基礎科目を受講し、ネパール政府が喫緊の課題とする司法制度の効率化、投資環境の改善に向けたビジネス法の整備、知的財産法制度に関する幅広い知識を身につける。
特定の法分野に関する深い知識と分析能力を身につける。	①ビジネス法、②国際仲裁法、③日本法、④開発法学、⑤知的財産法の5つの法分野において専門認証プログラムを設けている。これにより、学生は、特定の法分野について、より緻密な学修と研究が可能となる。専門認証の取得により、大学院で獲得した専門性を活かしながら、国づくりに携わることができる。特に、①ビジネス法、④開発法学および⑤知的財産法は、ネパールの司法分野が抱える開発課題の改善に携わる人材の育成に貢献するものである。
インターンシップによるスキル習得。	法律事務所、企業、官庁をインターンシップ先として開拓しており、実務経験を積むことができる科目を用意している。

③ 帰国後	
ネットワークの構築	修了生らは、各期の新しいJDS生、JICA長期研修員らに対して、自らの学修経験や日本での生活情報の共有を積極的に行っており、JDS生同士のタテのネットワークも構築されつつある。

(6)-1 日本側の投入

<ol style="list-style-type: none"> 1) 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等） 2) 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等） 3) 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)-2 投入期間・人数

1バッチ（修士）4名×4ヵ年=16名	
[内訳]	
九州大学	
2024年（～2026年修了）：2名	2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名	2027年（～2029年修了）：2名
慶應義塾大学	
2024年（～2026年修了）：2名	2025年（～2027年修了）：2名
2026年（～2028年修了）：2名	2027年（～2029年修了）：2名

(7) 相手側の投入

<ol style="list-style-type: none"> 1) 留学生の派遣 2) モニタリング 3) 事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件

<ol style="list-style-type: none"> 1) 職務経験等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上政府機関で勤務した経験を有すること 2) その他： <ul style="list-style-type: none"> ・ ネパール国籍を持つこと ・ 25歳以上40歳以下（当該来日年4月1日現在） ・ ネパール政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること ・ 対象機関（すべての省庁、省庁の下にあるすべての機関、すべての憲法機関、またはその他のすべての機関および当局、およびすべての裁判所）に勤務している官報公示職職員である、または連邦政府によって採用され、7つの州政府と753の地方政府に派遣されているレベル7以上の職位にある官報公示職職員であること。 ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後ネパールの発展のために貢献する意思を有すること ・ 心身共に健康であること ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること

- ・ 現在、軍籍に属しないこと
- ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと

添付資料7. 調査資料

7-1 ネパールJDS事業フェーズ2 応募者数と倍率

第2フェーズにおける応募者数と倍率

Year		2019		2020		2021		2022		Average	
Component	Quota	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio
1-1. Economic policy	5	31	6.2	50	10.0	21	4.2	23	4.6	31.3	6.3
1-2. Industrial development policy	3	16	5.3	31	10.3	16	5.3	7	2.3	17.5	5.8
1-3. Infrastructure development	2	11	5.5	18	9.0	16	8.0	9	4.5	13.5	6.8
2-1. Development of human resource and administrative capacity of civil servants	6	56	9.3	84	14.0	53	8.8	52	8.7	61.3	10.2
2-2. Building of international relations	2	18	9.0	17	8.5	14	7.0	11	5.5	15.0	7.5
2-3. Improvement for legal and judicial system	2	25	12.5	25	12.5	16	8.0	15	7.5	20.3	10.1
Master's Program Total	20	157	7.9	225	11.3	136	6.8	117	5.9	158.8	7.9
Doctoral Program Total	2	11	5.5	9	4.5	6	3.0	-	-	8.7	4.3

A-54

第2フェーズ応募者数から想定される第3フェーズ応募者数と倍率

Year		2019		2020		2021		2022		Average	
Component	Quota	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio	No of Applicants	Ratio
1-1. Fascial Policy, Economic Policy	6	47	7.8	81	13.5	37	6.2	30	5.0	49	8.1
2-1. Development of human resource and administrative capacity of civil servants	6	56	9.3	84	14.0	53	8.8	52	8.7	61	10.2
2-2. Building of international relations	4	18	4.5	17	4.3	14	3.5	11	2.8	15	3.8
2-3. Improvement for legal and judicial system	4	25	6.25	25	6.3	16	4.0	15	3.8	20	5.1
Master's Program Total	20	146	7.3	207	10.4	120	6.0	108	5.4	145	7.3
Doctoral Program Total	2	10	5.0	7	3.5	5	2.5	-	-	7.3	3.7

7-2 他国ドナー奨学金事業の受入大学

韓国：対象分野と対象大学

Field of Study	University	QS World University Ranking 2023
Public Management and Public Sector Reform	Seoul National University	29
Urban and Regional Development	University of Seoul	800-1000
Finance and Tax Policy	Korea University	74
Local Administration	Sungkyunkwan University	99
Trade and Industrial Policy for Sustainable and Inclusive Growth	Korea Development Institute	-
Smart City	Sungkyunkwan University	99
E-Government	Yonsei University	73
Economic Development	Korea Development Institute	-
Capacity Building for SDGs	Seoul National University	29
Civil Society Leadership	Ajou University	488
Health Policy and Financing	Yonsei University	73
Agricultural Economics	Kangwon National University	1001-1200
Agricultural Productivity	Kyungpook National University	501-510
High Value-added Agriculture	Kyungpook National University	501-510
Gender and Rural Community Development	Yonsei University	73
Global Fisheries Development	Pukyong National University	-
ICT Techno-policy	Soongsil University	1201-1400
Techno-Entrepreneurship Competency Based on ICT Convergence	Handong Global University	-
Energy Science and Policy	Ajou University	488
Gender Development	Seoul National University	29
Global Education Leadership	Korea National University of Education	-
Aviation Management	Korea Aerospace University	-

出所：2022年 KOICA Scholarship Program Application Guideline

中国：対象分野と対象大学

No.	Program (Starting 9/1/2022)	University	Duration (Year)	QS World University Ranking 2023
1	Master of Public Administration (National Development)	Peking University	1	12
2	Master Program in Public Policy	Peking University	1	12
3	Master of Business Administration	Beijing Normal University	1	262
4	International Executive Master of Business Administration	University of International Business and Economics	1	1201-1400
5	Master of Finance	East China Normal University	1	541-550
6	Master of Public Diplomacy	Jilin University	1	497
7	International Master of Public Administration	Tsinghua University	1	14
8	Master Program of International Relations	China Foreign Affairs University	1	-
9	Master of International Communication	Communication University of China	1	-
10	Master of Public Administration in Chinese Governance	Sun Yat-sen University	1	267
11	Master of Urban and Rural Planning	Beijing Jiaotong University	2	801-1000
12	Master of Program on Traffic and Transportation Engineering	Beijing Jiaotong University	2	801-1000
13	Master of Forest Economics and Policy	Beijing Jiaotong University	2	801-1000

No.	Program (Starting 9/1/2022)	University	Duration (Year)	QS World University Ranking 2023
14	Master of Educational Management	Northeast Normal University	2	
15	Master of Tourism and Hotel Management	Harbin University of Commerce	2	-
16	Master of Industrial Engineering	Hunan University	2	591-600
17	Master of Information and Communication Engineering	Huazhong University of Science and Technology	2	-
18	Master of International Business	Jiangxi University of Finance and Economics	2	-
19	Master of Public Health	Southern Medical University	2	-
20	Master of Fishery Science	Nanjing Agricultural University	2	801-1000
21	Master of Meteorology	Nanjing University of Information Science and Technology	2	-
22	Master of Software Engineering	Nankai University	2	378
23	Master of Public Administration in International Development and Governance	Tsinghua University	2	14
24	Master of Professional Accounting Program	Shanghai University of Science and Technology	2	-
25	Master's Program in Environmental Engineering	Suzhous University of Science and Technology	2	-
26	International Master Program in Environmental Management and Sustainable Development	Tongji University	2	-
27	Master of International Law and Chinese Law	Wuhan University	2	194
28	Master of Electoral Engineering	Yunnan University of Finance & Economics	2	-
29	Master of Traffic and Transportation Engineering	Southwest Jiaotong University	2	-
30	Master of Project Management	Yunnan University of finance & Economics	2	-
31	Master of Comparative Education	Zhejiang Normal University	2	-
32	Master of Management (Rural Development and Management Studies)	China Agricultural University	2	591-600
33	Master of Development and Governance	Renmin University of China	2	-
34	Master of Social Work (Women's Leadership and Social Development)	China Women's University	2	-
35	Master Program of Advanced Nursing Practice & Medical Technology in Developing Countries	Central South University	2	499
36	Master's Degree Program in Transportation Engineering (Rural Transportation Equipment)	Central South University	2	499
37	Doctoral Program of Theoretical Economics (National Development)	Peking University	3	12
38	MOFCOM Scholarship (CSC Program)	China Scholarship Council (CSC)	3	-

出所：MOFCOF 獎學金募集通知文書 MOFAGA (2022)

7-3 JDS帰国留学生が貢献し策定された法令・政策・開発計画等

		適応された政府での階層		
		連邦政府	州政府	地方政府
法令				
1	Foreign Investment and Technology Transfer act, 2019	○		
2	E-commerce Act	○		
3	Vehicle and Transportation Management Act	○		
4	National Cyber Security Act	○		
5	Regulations of Driving License Examination	○	○	
6	Higher Education Act of Bagmati Province		○	
7	Law drafting for a province		○	
政策				
1	Policy on Fiscal System and Internal Control	○	○	○
2	ICT Policy	○	○	○
3	Digital Service Tax	○	○	○
4	National Social Security Framework	○	○	○
5	Gender Equality Policy	○	○	○
6	Child Labor Elimination Policy	○	○	○
7	Trade logistics policy	○	○	○
8	Export House Procedures	○	○	○
9	Foreign Employment Policy	○	○	○
10	Policy for training for government employees	○	○	○
11	Legal Aid and Access to Justice	○	○	○
12	Public Financial Management Policy	○		
13	Policies related to Digital Nepal Acceleration	○		
14	Public Records Management and Archives Preservation Policy	○		
15	Policy on LP Gas by Electricity for Reducing Trade Deficit	○		
16	Local-level capacity development policy	○		
17	The policy of Cooperative based Vegetable and Milk Production			○
開発計画				
1	15th Periodic Plan	○	○	○
2	Strategic plan for modernization of agriculture and productivity enhancement	○	○	○
3	Comprehensive strategic plan for border settlement and infrastructure development	○	○	○
4	Master plan for the socioeconomic development of Terai Dalits	○	○	○
標準作業手順書等				
1	Export House Procedures	○	○	○
2	Operation Procedure Directive (NP domain (Operation and Management) Directive)	○		
3	Vulnerability Assessment and Penetration Test (VAPT) (Operation and Management) Directive	○		

7-4 重点対象機関質問票集計

	1	2	3	4	5
対象機関名	財務省	中央会計監査事務所	農業畜産開発省	文化観光航空省	産業・商業供給省
対象分野	経済・財政	経済・財政	経済・財政	経済・財政	経済・財政
回答者組織名	Ministry of Finance	Financial Comptroller General Office	Ministry of Agriculture and Livestock Development	Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation	Ministry of Industry, Commerce and Supplies
1. 組織の人員について	1	2	3	4	5
海外で修士号保有者の数	0-9	10-19	100+	0-9	20-29
海外で博士号保有者の数	1	1	10+	2	10+
海外・国内の博士号取得者数	2	1	10+	2	10+
2. 公務員のキャリアパスについて	1	2	3	4	5
省庁内の研修所の有無	有	有	有	有	有
省庁内の研修所の有の場合、研修所名	Public Finance Management Training Center	Public Finance Management Training Center	Agriculture Information and Training Centre (AITC)	Nepal Academy of Tourism and Hotel Management	Micro, Cottage and Small Industry Promotion Center
職員への研修実施の有無	有	有	有	有	無
職員への研修実施の有の場合、研修期間	1ヶ月	研修内容によって異なるが、1週間~1ヶ月	1ヶ月以上	1週間	
職員への研修実施の有の場合、研修の科目	財政・経済、行政	財政・経済、行政、財政手続き、財務説明責任法、公共調達法	財政・経済、農産物貿易、プロジェクトマネジメント、園芸開発など	登山の基礎知識、食事のマナー	
過去1年間に自分の組織の職員がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得したか?	取得した	取得した	取得した	取得した	取得した
取得した場合、奨学金の名前	Australia Awards KOICA Chinese Government	Australia Awards KOICA Chinese Government IMF	Australia Awards KOICA Chinese Government Chevening (UK) Fulbright (USA)	Chevening (UK)	Australia Awards KOICA Chinese Government Chevening (UK) IMF, World Bank ドイツ学術交流会奨学金
取得した場合、研究領域	財政・経済、行政、国際関係	財政・経済、行政	財政・経済、経営学、農学	財政・経済	財政・経済、行政、国際関係、地質学、化学、鉱山学
過去5年間、あなたの省庁で政策立案者となっている職員の職種	行政職	行政職	行政職、農業職、司法職	行政職、工学職、教育職	行政職、工学職
3. 修士課程のニーズについて	1	2	3	4	5
海外の修士号取得者は、省庁の政策立案において有益であるか?	有益	有益	有益	有益	有益
あなたの省庁の政策策定・実施に貢献する修士号取得者の詳細					
(1) 職位	Joint Secretary	Deputy Financial Comptroller General (DFCG)	Senior Agricultural Economist	Air Traffic Controller	
(2) 部署	Fiscal Decentralization Division	Public Debt and Investment, PEFA	Planning, Development Cooperation and Coordination Division	Civil Aviation	
(3) 性別	男	男	男	男	
(4) 取得国	日本	日本	日本	日本	

(5) 研究領域	Public policy	Public Finance Management (PFM)	Agricultural Economics	Master's in Business Administration	
(6) 貢献例	予算・関税の管理において貢献	公的債務管理、財政管理改革戦略、財政管理への市民参画	国際貿易、ジェンダー開発、人材開発、生産・市場管理などに貢献	年次予算編成時に貢献	
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 財政・経済	1	3	10	1	2
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 行政	1	2	6	1	0
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 国際関係	0	0	4	1	1
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 法制度整備	0	0	2	1	0
4. 博士課程のニーズについて	1	2	3	4	5
もっと多くの博士号保持者があなたの省庁に必要か？	必要	必要	必要	必要	必要
どの部門/部署で博士号取得者を必要としているか？	Fiscal Federalisation, Policy Analysis and Planning and Monitoring	Financial Copmptroller General Office (Public Financial Management)	Value chain development, horticulture, livestock development, food security and food safety, etc.	Civil Aviation, Culture, Archaeology, Tourism	All divisions/ departments/ institutes
博士号取得者はあなたの省庁の政策策定・実施に貢献していますか？	貢献している	貢献している	貢献している	貢献している	貢献している
あなたの省庁の政策の準備や実施に貢献する博士号取得者の詳細					
(1) 職位	under secretary			Division Head	
(2) 部署	国際経済協力調整局			Culture Division	
(3) 性別	男			男	
(4) 取得国	日本			ネパール	
(5) 研究領域	国際援助管理			Museology	
(6) 貢献例	国際経済協力調整局での援助管理に貢献			文化政策の立案と実施に関する貢献	
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 財政・経済	1	1	10	1	1
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 行政	1	1	5	1	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 国際関係	0	0	6	1	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 法制度整備	0	0	2	1	0
5. 日本語枠制度設計の検討	1	2	3	4	5
JDS 事業の応募要件を満たす省庁内職員の日本語能力証明書保持者の有無	無	無	無	無	無
日本語で修士課程を学ぶことが英語で学ぶより有益である省庁内部部署の有無	無	無	無	無	無

	6	7	8	9	10
対象機関名	会計監査院	連邦総務省	保健人口省	内務省	国家計画委員会
対象分野	経済・財政	行政	行政	行政	行政
回答者組織名	Office of the Auditor General	Ministry of Federal Affairs and General Administration	Ministry of Health and Population	Ministry of Home Affairs	National Planning Commission
1. 組織の人員について	6	7	8	9	10
海外で修士号保有者の数	10-19	10-19	20-29	0-9	0-9
海外で博士号保有者の数	1	2	1	1	5
海外・国内の博士号取得者数	1	10+	1	4	6
2. 公務員のキャリアパスについて	6	7	8	9	10
省庁内の研修所の有無	有	有	無	無	無
省庁内の研修所の有の場合、研修所名	In-house Training Directorate	Local Development Training Academy			
職員への研修実施の有無	有	有	有	有	有
職員への研修実施の有の場合、研修期間	研修内容によって異なるが、1日~1週間、あるいはそれ以上。	1ヶ月	1週間	1ヶ月	最長6ヵ月
職員への研修実施の有の場合、研修の科目	財政・経済、監査、財務・会計・公共政策等の経営管理	行政	財政・経済、行政、法・司法	行政	財政・経済、行政
過去1年間に自分の組織の職員がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得したか?	取得した	取得した	取得した	取得した	取得した
取得した場合、奨学金の名前	Australia Awards KOICA Chinese Government	Australia Awards KOICA Fulbright (USA)	Australia Awards Fulbright (USA)	Australia Awards KOICA Chinese Government	KOICA USA
取得した場合、研究領域	財政・経済、監査学、金融学経営学、会計学、公共政策学	行政	財政・経済、薬学	財政・経済、行政	財政・経済、行政
過去5年間、あなたの省庁で政策立案者となっている職員の職種	会計検査職	行政職	行政職、その他職	行政職	行政職、経済計画・統計職
3. 修士課程のニーズについて	6	7	8	9	10
海外の修士号取得者は、省庁の政策立案において有益であるか?	有益	有益	有益	有益	有益
あなたの省庁の政策策定・実施に貢献する修士号取得者の詳細					
(1) 職位	Director	Under Secretary		Section Officer	
(2) 部署	Directorate of Infrastructure Development	未回答		department of immigration	
(3) 性別	男	男		女	
(4) 取得国	オーストラリア	アメリカ		日本	
(5) 研究領域	Finance, Accounting.	public policy		public policy and administration	

(6) 貢献例	監査業務におけるサービスの提供に貢献	プロジェクト立案において貢献		社会的包摂の分野で貢献	
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 財政・経済	3	0	10	0	4
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 行政	3	10	10	3	1
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 国際関係	2	0	3	2	1
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 法制度整備	0	0	4	0	0
4. 博士課程のニーズについて	6	7	8	9	10
もっと多くの博士号保持者があなたの省庁に必要か?	必要	必要	必要	必要	必要
どの部門/部署で博士号取得者を必要としているか?	Human Resource Management, Public Finance, Public Audit, Public Administration	Public Policy, Federal affairs, Revenue Mobilization	Ministry of Health, Department of Health Services	未回答	all
博士号取得者はあなたの省庁の政策策定・実施に貢献していますか?	貢献している	貢献していない	貢献している	貢献していない	貢献している
あなたの省庁の政策の準備や実施に貢献する博士号取得者の詳細					
(1) 職位					
(2) 部署					
(3) 性別					
(4) 取得国					
(5) 研究領域					
(6) 貢献例					
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 財政・経済	2	0	7	0	2
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 行政	3	1	5	1	1
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 国際関係	2	0	3	1	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1 年) / 法制度整備	0	0	4	0	0
5. 日本語枠制度設計の検討	6	7	8	9	10
JDS 事業の応募要件を満たす省庁内職員の日本語能力証明書保持者の有無	無	無	無	無	無
日本語で修士課程を学ぶことが英語で学ぶより有益である省庁内部部署の有無	無	無	無	無	無

	11	12	13	14	15
対象機関名	国家警戒センター	首相府	外務省	労働雇用・社会保障省	権限濫用捜査委員会
対象分野	行政	行政	国際関係	国際関係	法制度
回答者組織名	National Vigilance Center	Office of the Prime Minister and Council of Ministers	Ministry of Foreign Affairs	Ministry of Labor, Employment and Social Security	Commission for the Investigation of abuse of Authority
1. 組織の人員について	11	12	13	14	15
海外で修士号保有者の数	0-9	0-9	40-49	0-9	0-9
海外で博士号保有者の数	1	1	2	1	1
海外・国内の博士号取得者数	1	1	3	1	1
2. 公務員のキャリアパスについて	11	12	13	14	15
省庁内の研修所の有無	無	未回答	有	有	無
省庁内の研修所の有の場合、研修所名			Institute of Foreign Affairs	Academy of Vocational Skill Development Bhaisepati, Lalitpur, Butwal, Ihetari	
職員への研修実施の有無	有	未回答	有	無	有
職員への研修実施の有の場合、研修期間	3週間		3ヶ月		1週間
職員への研修実施の有の場合、研修の科目	技術監査	未回答	財政・経済、行政、国際関係、法・司法		財政・経済、国際関係、法・司法、investigation related training
過去1年間に自分の組織の職員がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得したか?	取得した	未回答	取得していない	取得していない	取得した
取得した場合、奨学金の名前	Chinese Government				Australia Awards KOICA
取得した場合、研究領域	テレコミュニケーション学				財政・経済、行政
過去5年間、あなたの省庁で政策立案者となっている職員の職種	行政職、工学職、司法職、その他職	未回答	外務職	行政職	行政職、工学職、司法職
3. 修士課程のニーズについて	11	12	13	14	15
海外の修士号取得者は、省庁の政策立案において有益であるか?	有益	未回答	有益	有益	有益
あなたの省庁の政策策定・実施に貢献する修士号取得者の詳細					
(1) 職位	SDE		Foreign Secretary		Secretary
(2) 部署	Technical Audit and Monitoring Division		Ministry of Foreign Affairs		
(3) 性別	男		男		男
(4) 取得国	インド		イギリス		オーストラリア
(5) 研究領域	Engineering		International Relations & Diplomacy		Policy Implementation

(6) 貢献例	監査員養成のためのカリキュラム設計と改善に貢献		外務大臣報道官（前職）として組織全体に貢献		ガバナンス改革と政策実行に貢献
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数（1年）／財政・経済	2	未回答	0	未回答	2
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数（1年）／行政	3	未回答	0	未回答	3
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数（1年）／国際関係	0	未回答	1	未回答	3
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数（1年）／法制度整備	2	未回答	0	未回答	2
4. 博士課程のニーズについて	11	12	13	14	15
もっと多くの博士号保持者があなたの省庁に必要か？	必要	未回答	必要	必要	必要
どの部門/部署で博士号取得者を必要としているか？	Administration, Planning and Monitoring Division, Policy Making Division Technical Audit and Monitoring Division		All Divisions, Departments	未回答	All of the Division
博士号取得者はあなたの省庁の政策策定・実施に貢献していますか？	貢献している	未回答	貢献している	未回答	貢献している
あなたの省庁の政策の準備や実施に貢献する博士号取得者の詳細					
(1) 職位			Ambassador of Nepal to Japan		Secretary
(2) 部署			Ambassador of Nepal to Japan		
(3) 性別			男		男
(4) 取得国			ネパール		オーストラリア
(5) 研究領域			International Relations		公共政策
(6) 貢献例			前職：駐英大使、総務担当課長として貢献		ガバナンス部門の改革に貢献
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数（1年）／財政・経済	1		0		2
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数（1年）／行政	1		0		2
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数（1年）／国際関係	0		1		1
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数（1年）／法制度整備	0		0		1
5. 日本語枠制度設計の検討	11	12	13	14	15
JDS 事業の応募要件を満たす省庁内職員の日本語能力証明書保持者の有無	無	無	無	無	無
日本語で修士課程を学ぶことが英語で学ぶより有益である省庁内内部署の有無	無	無	無	無	無

	16	17	18	19	20
対象機関名	司法評議会事務局	法・司法・国会省	ネパール法制委員会	検事総長府	最高裁判所
対象分野	法制度	法制度	法制度	法制度	法制度
回答者組織名	Judicial Council Secretariat	Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	Nepal Law Commission	Office of the Attorney General	Supreme Court of Nepal
1. 組織の人員について	16	17	18	19	20
海外で修士号保有者の数	0-9	10-19	0-9	0-9	0-9
海外で博士号保有者の数	1	1	1	1	2
海外・国内の博士号取得者数	1	1	1	1	7
2. 公務員のキャリアパスについて	16	17	18	19	20
省庁内の研修所の有無	有	有	無	有	有
省庁内の研修所の有の場合、研修所名	National Judicial Academy	Judicial Service Training Center		Prosecution Training Center	National Judicial Academy
職員への研修実施の有無	有	有	無	有	有
職員への研修実施の有の場合、研修期間	最長で1ヶ月	2~3日/1週間/ 2週間/1ヶ月		1週間~15日	1週間
職員への研修実施の有の場合、研修の科目	行政、法・司法	法・司法		憲法、サービス法、 組織犯罪、検察、仲裁、 著作権等の専門的研修	法・司法
過去1年間に自分の組織の職員がJICA以外の他ドナーの奨学金で修士号を取得したか?	取得していない	取得した	取得していない	取得していない	取得した
取得した場合、奨学金の名前		Australia Awards Tufts 大学フレッチャー 法律外交大学院奨学金、 ジョージワシントン大学 法科大学院奨学金			Australia Awards Chinese Government Chevening (UK) Fulbright (USA)
取得した場合、研究領域		法・司法			法・司法
過去5年間、あなたの省庁で政策立案者となっている職員の職種	司法職	司法職	司法職	司法職	司法職
3. 修士課程のニーズについて	16	17	18	19	20
海外の修士号取得者は、省庁の政策立案において有益であるか?	有益	有益	有益	有益	有益
あなたの省庁の政策策定・実施に貢献する修士号取得者の詳細					
(1) 職位		Under Secretary		Joint Attorney	Joint Secretary Registrar
(2) 部署		Drafting		Office of the Attorney General, Planning Division	Special Court
(3) 性別		女		男	男
(4) 取得国		日本		インド	日本
(5) 研究領域		Business law		Labour, capital and law	ADR mediation

(6) 貢献例		法律制定プロセスに貢献		労働問題紛争、サービス法改正などに貢献	政策立案と実行に貢献
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 財政・経済	0	未回答	未回答	2	0
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 行政	0	未回答	未回答	2	0
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 国際関係	0	未回答	未回答	2	0
JDS 事業を通じて修士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 法制度整備	2	未回答	未回答	3	3
4. 博士課程のニーズについて	16	17	18	19	20
もっと多くの博士号保持者があなたの省庁に必要か?	必要	必要	必要	必要	必要
どの部門/部署で博士号取得者を必要としているか?	Research and Investigation Division	International law and Treaty Department	Legal Drafting Division	Human resource management division, Commercial and corruption cases division, Criminal and organized crime division.	Case flow management
博士号取得者はあなたの省庁の政策策定・実施に貢献していますか?	貢献していない	貢献していない	貢献していない	貢献している	貢献している
あなたの省庁の政策の準備や実施に貢献する博士号取得者の詳細					
(1) 職位				Deputy Attorney General	Joint Secretary Registrar
(2) 部署				Legal opinion and Human Rights monitoring Department	Special Court
(3) 性別				男	男
(4) 取得国				韓国	
(5) 研究領域				サイバー政策	
(6) 貢献例				サイバー法改正の策定に貢献	
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 財政・経済	0	0	0	10	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 行政	0	0	0	1	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 国際関係	0	0	0	1	0
JDS 事業を通じて博士号を取得させたいと考える職員数 (1年) / 法制度整備	1	0	0	2	1
5. 日本語枠制度設計の検討	16	17	18	19	20
JDS 事業の応募要件を満たす省庁内職員の日本語能力証明書保持者の有無	無	無	無	無	無
日本語で修士課程を学ぶことが英語で学ぶより有益である省庁内内部署の有無	無	無	無	無	無

7-5 帰国留学生調査結果

1. なぜJDS奨学金を選びましたか。(複数回答)

回答者数：70 非回答者数：2

回答	回答者数	
日本は自分が学びたい分野が進んでいるから	43	61.43%
受入大学のコースが魅力的だから	41	58.57%
日本と日本人が好きだから	37	52.86%
家族を呼び寄せられるから	24	34.29%
代理機関の支援があるから	21	30.00%
合格したから	14	20.00%
大学の国際ランキングが高いから	14	20.00%
高い英語力が求められないから	3	4.29%
その他	5	7.14%
全回答者数	70	

2. JDS以外の奨学金に応募したことがありますか。

回答者数：70 非回答者数：2

回答	回答者数	
はい	18	25.71%
いいえ	52	74.29%
合計	70	

3. どの奨学金事業に応募しましたか。

回答者数：35 (有効回答数：19) 非回答者数：37

回答	回答者数	
Australian Awards	15	78.95%
KOICA Scholarship	2	10.52%
Studying in UK with UK government/university offered scholarship	1	5.26%
IMF Scholarship	1	5.26%
無効回答	16	
有効回答者数	19	

4. 最も好ましいと思う奨学金事業は何ですか。

回答者数：70 非回答者数：2

回答	回答者数	
JDS	60	85.71%
Australian Awards	6	8.57%
Studying in USA with Fulbright or university offered scholarship	1	1.43%
IMF Scholarship	1	1.43%
その他	2	2.86%
全回答者数	70	

5. その奨学金はなぜ好ましいと思いますか。(複数回答)

回答者数：70 非回答者数：2

回答	回答者数	
受入大学のコースが魅力的だったから	43	61.43%
その国が私が勉強したい科目で先進的だったから	37	52.86%
その国や人々が好きだったから	37	52.86%
家族を呼び寄せられるから	25	35.71%
その国の文化に興味があるから	24	34.29%
留学生の生活の質が良いから	18	25.71%
代理機関による支援があるから	17	24.29%
大学の国際ランキングが高いから	14	20.00%
英語でコミュニケーションが取れる国だから	12	17.14%
奨学金の額が良いから	10	14.29%
英語の要件が高くなかったから	4	5.71%
新しい言語を学びたいから	4	5.71%
同窓会が魅力的だから	2	2.86%
女性を含むマイノリティにより配慮しているから	2	2.86%
その他	2	2.86%
全回答者数		70

6. ネパールに帰国前に適した配置を得るためのコンサルテーションやガイダンスを得ましたか。

回答者数：67 非回答者数：5

回答	回答者数	
はい	27	40.30%
いいえ	40	59.70%
合計	67	

7. 帰国時に日本での留学の成果をネパール政府機関に共有する公的な機会がありましたか。

回答者数：67 非回答者数：5

回答	回答者数	
はい	30	44.78%
いいえ	37	55.22%
合計	67	

8. それはどのような報告の機会でしたか。(複数回答)

回答者数：28 非回答者数：44

回答	回答者数	
代理機関が組織した帰国報告会	21	75.00%
配属先での帰国報告	14	50.00%
その他	5	17.86%
全回答者数		28

9. 帰国後に政策策定に関わる機会がありましたか。

回答者数：65 非回答者数：7

回答	回答者数	
はい	32	49.23%
いいえ	33	50.77%
合計	65	

10. 帰国後配属先の機能強化に貢献してきましたか。

回答者数：65 非回答者数：7

回答	回答者数	
はい	58	89.23%
いいえ	7	10.77%
合計	65	

11. 日本で学んだ知識や技術を利用してネパールの開発に貢献してきましたか。

回答者数：64 非回答者数：8

回答	回答者数	
はい	57	89.06%
いいえ	7	10.94%
合計	64	

12. 帰国後に昇進しましたか。

回答者数：61 非回答者数：11

回答	回答者数	
はい	21	34.43%
いいえ	40	65.57%
合計	61	

13. 昇進にJDSでの留学が役に立ちましたか。

回答者数：40 非回答者数：32

回答	回答者数	
はい	20	50.00%
いいえ	20	50.00%
合計	40	

14. 来日前6か月、また現在⁵⁵から6か月で、あなたがコンタクトした日本人を教えてください。
(複数回答)

回答者数：60 非回答者数：12

回答	来日前6か月		現在より6か月前	
	人数	割合	人数	割合
政府関係者	8	61.54%	8	61.54%
地方公務員	5	83.33%	1	16.67%
民間企業職員	2	33.33%	4	66.67%
NGO関係者	3	60.00%	2	40.00%
大学教員を含む研究者	25	49.02%	39	76.47%
大学時代の日本人の友人	12	32.43%	32	86.49%
大学外の日本人	8	25.81%	28	90.32%

15. 日本に関係する団体に来日前に所属していましたか。現在、所属していますか。(複数回答)

回答者数：60 非回答者数：12

回答	来日前		現在	
	人数	割合	人数	割合
JUAAN	5	27.78%	14	77.78%
JAAN	3	33.33%	8	88.89%
無所属	36	80.00%	31	68.89%

16. 過去半年にJICA事業に関連して業務を実施しましたか。

回答者数：60 非回答者数：12

回答	回答者数	割合
はい	3	5.00%
いいえ	57	95.00%
合計	60	

17. 日本とネパールの二国間関係強化に帰国後、貢献していると考えますか。

回答者数：60 非回答者数：12

回答	回答者数	割合
はい	51	85.00%
いいえ	9	15.00%
合計	60	

18. JDS帰国留学生の同窓会は必要だと思いますか。

回答者数：60 非回答者数：12

回答	回答者数	割合
はい	56	93.33%
いいえ	4	6.67%
合計	60	

⁵⁵ 調査時点 2022年9月下旬～10月初旬

19. JDS帰国留学生同窓会が必要ならば、どのような活動を望みますか。(複数回答)

回答者数：56 非回答者数：16

回答	回答者数	
他の公務員とのネットワーク構築	51	91.07%
日本で得た知識と技術の交換	50	89.29%
日本に関する情報交換	41	73.21%
社会・奉仕活動	37	66.07%
その他	8	14.29%
全回答者数	56	

20. 当てはまるものを答えてください。(複数回答)

回答者数：60 非回答者数：12

回答	来日前		現在	
私は国際的な学会の会員です。	2	15.38%	12	92.31%
私は国際的な専門家組織の会員です。	1	16.67%	6	100.00%
私は過去2年以内に国際学会/専門的な会議に参加しました。	5	22.73%	18	81.82%
過去2年以内に国際学術/専門的な会議で発表を行いました。	6	26.09%	17	73.91%
私は2年以内に国際的な学術誌/専門誌に論文を寄稿しました。	6	24.00%	20	80.00%

21. 大学のコース以外で留学中に価値があったと思ったプログラムを教えてください。(複数回答)

回答者数：59 非回答者数：13

回答	回答者数	
日本の発展に関することを知るプログラム	45	76.27%
日本語レッスン	27	45.76%
日本政府関係者との交流会	29	49.15%
インターンシップ	12	20.34%
官公庁・地方自治体の視察ツアー	44	74.58%
ホームステイプログラム	11	18.64%
文化体験イベント	36	61.02%
官庁視察・インターンシップ	27	45.76%
その他	4	6.78%
全回答者数	59	

22. 大学のコース以外で留学中にあれば良いと思われるプログラムを教えてください。(複数回答)

回答者数：59 非回答者数：13

回答	回答者数	
日本の発展に関することを知るプログラム	32	54.24%
日本語レッスン	21	35.59%
日本政府関係者との交流会	38	64.41%
インターンシップ	30	50.85%
官公庁・地方自治体の視察ツアー	38	64.41%
ホームステイプログラム	17	28.81%
文化体験イベント	31	52.54%
官庁視察・インターンシップ	41	69.49%
その他	5	8.47%
合計	59	